平城宮木簡

解説

奈良国立文化財研究所

国立文化財研究所史料 第八冊 別冊

平城宮木簡

掘調査報告Ⅲ

平

城宮発

奈良国立文化

財

研究所

解説

完全な記録の公刊を企画し、昭和四十四年第一冊を刊行した。その後諸 ら遷延したが、ここに漸くその第二冊を刊行するはこびとなった次第である。 理ならびに調査研究について全力をあげてこれに従ったことはもとよりである。 の科学的研究に着手し今日ほぼその目安をつけることが出来た。他方木簡自体 今更言うまでもない。 究はもとよりさまざまな分野における新たな史料として貴重な価値を有することは 進行にともない現在までにその数は二万二千余点に及ぶに至った。木簡が古代史研 更にこの貴重な史料を写真として保存するとともに広く活用されることを願 昭和三十六年一月平城宮跡においてはじめて木簡が発見されて以来、発掘調査の 当研究所においては保存困難な木簡を永く後世に伝えるため 種 の事情 しか って : の 整

しながらこの二冊に整理収録したものは、

まだ今日まで発見されたものの二割に充

ものについては逐次、年報や木簡概報によって発表しているが、今後も休みなく完 たず、年々増加する新出木簡を考えるとき正に茫洋の感がある。 発見された主要な

全な記録の刊行を目ざして鋭意努力する所存である。

ことを願うものである。 りつつあるとき、この刊行が木簡の綜合的研究の推進のための一つの契機ともなる 平城宮跡以外においても木簡の発見が相つぎ、その史料としての価値が益々高ま

を表するとともに今後の御支援を心からお願いする次第である。 終りに御繁忙中を本書刊行のため御指導御協力いただいた方々に対し心から謝意

昭 和 四

十九年十二月

小 Ш 修

奈良国立文化財研究所長

 \equiv

		付							第一	第	総	
		章	六	五	四	\equiv			二章	一章	説	
大	造						6	6		序	,,,	
嘗祭、	造酒司	酒司	A A	A	6 A C 区	A A	A D	A B	簡出	, ,		
と造滅	と太	と大	E .	区区	区区	区 区	F 区	X 6	土の			目
大嘗祭と造酒司木簡・	と木簡・・・・	造酒司と大嘗祭:	A A	V 地	(田地区)	6AAO区の遺構:	6 ADF区の遺構:	A B	木簡出土の遺構・	言		
簡:	•	:	6AAE・6AAF区の遺構:	6AAC区(V地区)の遺構				6ABX・6ABY区の遺構・	:	:		次
:		:	の遺歴	遺構	の遺構	:		の遺歴				
:	•	:	作	:	:	:		113	:	:		
•	•	:	:	:	:	:	:		:	:		
			:	:	:	:			:	:		
:	•	:	:	:								
:	•	:		:	:	:	:		:	:		
:	:			:		:				:		
:	:	:	:		:	:	:	:	:			
:		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
:	•	:		:	:	:	:	:	:	:		
:		:	:	:			:		•			
:		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
:		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
[편 카니	丟	丟	カ	六	\equiv	10	九	八	八	=		

	英 文 要 約
xxiii	索 引
SDIII ○九溝・SAII ○六柵・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	・SD 〇九溝・SA 〇六柵・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
溝・SD三一三四溝・SA三〇九九柵・SK三一二四土壙・SB三一一六門基壇下層堆積土・SD三一一三溝三三〇五土壙・SK三三〇九土壙・SK三一三七土壙・SK三一四二土壙・SD三一三六	溝・SD三一三四溝・SA三○九九柵・SK三一二四土 三 ○五土壙・SK三 ○六土壙・SK三一三七土壙・
付近整地層・SD三一七○溝・SD三一二八溝・SK三一五八土壙・SD三二四五溝・SD三二五七溝・SK	付近整地層・SD三一七〇溝・SD三一二八溝・SK三
壙・SA三二○五柵・SK三二八三土壙・SA三一七八柵・SD三一五四溝・SD三一五五溝・SD三一五四	壙・SA三二〇五柵・SK三二八三土壙・SA三一七八
一九六土壙・SK三二〇一土壙・SK三二一〇土壙・SK三二一三土壙・SK三二六四土壙・SK三二六五土	一九六土壙・SK三二〇一土壙・SK三二一〇土壙・S
土壙・SK三三二九土壙・SE三二三二〇井戸・SD三二二〇六溝・SD三一九四溝・SK三一九五土壙・SK三二九SK三二四一土壙・SD三二九七溝・SB三三二二連物・SA三三六二柵・SK三三一〇土壙・SK三三二九	土壙・SK三三三九土壙・SE三二三〇井戸・SD三二 土壌・SD三二九七溝・SB三三二九七溝・SB三三二
土木簡 SD三四一○溝・SD三四一四溝・SD三二三六溝・SA三二三七柵・	6 A A E · 6 A A F 区出土木簡 SD三四一○溝
6AAC区(V地区)出土木簡 SD三○三五溝・SD三○五○溝・SE三○四六井戸・・・・・・・・・ I元	6 AAC区(V地区)出土木簡 SD三〇三五溝・
6 AAC区(H地区)出土木簡 sp:1000溝・sp:1七00溝・・.・.・.・.・.・.	6AAC区(H地区)出土木簡 SD二〇〇〇溝・
SK二一○一土壙・SK二一○二土壙・SK二一○七土壙・・・・・・・・・・・ 宍	6 AAO区出土木簡 SK二〇一土壙・SK二〇
SK 一九七九土壙·······	6 ADF区出土木簡 SK一九七九土壙·······
山土木簡 SD一九〇〇溝 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6ABX·6ABY区出土木簡 SD一九〇〇溝

図 版 目 次

匹 四 SD一九〇〇 文書・荷札 (「急号・」 急(く) SD二七○○ 文書 宮内省・民部省 (10名~10代) SD一九〇〇·SK一九七九 文書·付札 打合釘 SK:| | ○ | ・SK: | | ○ | | ・SK: | | ○ | | ○ | | 削屑 (101)|| ~ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 104|| ・ | 10 SK二一○二 荷札 越前調銭(11041~110公) SK111○1・SK111○1 文書・付札 泉進上材 (1111萬~110111·110七日:110七日: SK二一〇一·SK二一〇二 削屑 (1351~101E·1051~101E) SK二一〇一・SK二一〇二・SK二一〇七 削屑 (Rage Rai - IOKi -SK二一○一・SK二一○二・SK二一○七 断片 (1ポペ~1ポニー10番~10%0・110分・110分) SK二一〇一·SK二一〇二 文書 扉金具(IIOIII·IIO(III) SK二一○一・SK二一○七 断片(I式图~I式灯·IOCC) SD一九〇〇 SD | 九〇〇・SD | |七〇〇・SD | |I〇三五 文書 文書(九三・九三) 荷札・断片 (14番~14巻) 荷札 若狭貢進物(一路(~一名三) 蔵部請飯(15里~15早) 文書過所・豎子所(よぶ・山気・山気) (|九二九~|九三|・|九三四~|九四二)

SDI 七〇〇

九 SDI 七〇〇 SD: | 七〇〇

文書

(1100~i110¢)

文書 延暦二年題籤(二分~二十)

文書

買茄子(三二〇~二二〇)

SDI I七〇〇

 $\frac{\vec{-}}{\vec{\bigcirc}}$

SDII七〇〇 断片

SDITUCO 文書 物品帳簿 (二〇二三)

SDITUCO 削屑

(二番~二宝)

SD11七〇〇 荷札 淡路調塩(三某~二八)

SD: |七〇〇 荷札 丹波交易小麦 (三〇~三〇)

荷札 (1150~1155)

二六

五

四

二七

SDITUCO

SDI I七〇〇 SDII七〇〇 荷札 荷札 備前年料醬(IIIOK~IIIOK) (三十七十一)

SDI 七〇〇 荷札

二九 二八

 \equiv

SD:1七〇〇 荷札・付札 (三)五~三三)

SD:1七〇〇 断片

SDIIOII五

文書 造酒司符 (三**語·三**量)

造酒司水汲 (三草~三克) 大嘗祭料物(三〇〇一三里)

三四

SD 三 三 三 五 SD 三 〇 三 五

文書 文書

SD三〇三五 荷札 東海道・隠岐(三翼~三男)

丟 SD 三 〇 三 五 荷札 酒米 (三吾~三番・三芸三)

三七 SD三〇三五 荷札 酒米 (三番・三人0~三人二)

三九 三八 SD 三 三 三 三 三 SD 三 三 三 五 荷札 荷札 丹波貢進米 (三栗~三栗) 酒米(三〇一三八二三十一一三百)

SD 三 〇 三 五 * (三字~三字()

SD 三 三 五 荷札 荷札 難酒(三芸・三古~三八)

SD 三 〇 三 五 荷札 諸国贄(三六一一三八四十三八七十二八九十三九十二三九一)

SDIIOII 五 荷札 紀伊礒鯛(三公子三八八二六〇十三六章~三三〇〇)

四四四 SD 三 三 玉 SD 三 〇 三 五 荷札 荷札

四七 SDIIOIII SDIIOIII 酢・余米(三二~三三三三六) 酒各種(三二八~二三〇二三四)

SD 三 三 三 五 酒瓺(三〇~二三)

五〇 SDIIOII 五 SD 三 三 三 五 付札 付札 (三層0~三層) (三重量~二重式)

五. SD 三 三 三 五 SDIIOIII 断片 断片 (三五十二三元) 延曆六年銘木簡(三十0~二十十一)

五四 SD三〇三五 SD三〇三五 習書 断片 (三芸金一芸二) (三三八一)

五五 SDIIOII五 削屑 (三元~一四二)

五六 SD三〇三五 削屑

SDIIOII五 削屑 (三至一三元0)

SD 三 三 三 五 SD 三 三 三 五 削屑 削屑 (三晃]~三三三

五九 五八

SDIIO五〇 荷札 駿河甘子 (三三三) (量员~量美)

SD三四一○ 文書・荷札 丹後烏賊(三五一~三五六) SD三四一○・SA三二三七 文書・付札 御殿(I臺サ~I栗鮃・IKOI・IKOI)

SD三〇五〇・SE三〇四六 習書・断片(三台~三年0)

SD三四一○・SD三四一四・SA三二三七 削屑(豆类~豆式一式0m~云0个)

SDIII II 六・SAII II II 七・SKIII II | 文書 縫殿食口 (III)

SDIIII 三六・SAII 三七 文書・付札 田村(三天三〜三公・六10)

六六 六五 六四 六二 六 台

SD三二三六・SA三二三七・SD三二九七 文書・削屑 (三芸を)三代三二六10~1天17) SD三二三六・SA三二三七 文書・荷札 (三五0~三五四:三五九:三八一)

SD三二九七 文書 SD三二九七 習書

SD三二九七文書(宗宣~宗宗)

SD三二九七・SB三三二二 文書(三六八十二八三)

SB三三二一文書 物品帳簿(宗孟·宗壹·宗四~宗四)

SB三三三 文書 題籤(云景~云四)

SA三三六二 文書・荷札 悔過所解 (JKK)~JKKK)

SK三三三九・SK三二一○・SK三二三行近 SK三二六四・SK三二六五 SA三三六二・SK三三一○・SK三三二九 文書・削屑(景々~景や) 文書・荷札 但馬赤米 (1代く0~1代く11-11401-1140代・1141111~1141代)

七九 SK三三三九・SK三一九六・SK三二〇一・SK三二一三・SK三二八三 文書 物品帳簿(三六八里・二六八四・二六九四・二六九九・二十00・二十0回・二十二0)

SK三三三九・SK三二一○・SK三二二三・SK三二六五・SK三二八三

荷札・習書 和銅二年貢進米 (訳〈梟・訳〈《・』おり』・』おり聞・』おり聞・』おしお・』お言)

八一 SK三三三九・SK三一九五・SK三二一三付近・SK三二六五 文書・荷札(景谷~景公・景名・岩む~岩田・出て)

文書 宮舎人(宗和~宗和・宗れ・三七九)

八二 skiii ||i|〇・sdiii ||〇六・sdiii | 九四・skiii ||〇一・saiii ||〇五

八三 SA三一七八・SA三一〇六 文書 縫殿宿人(三十二~二十三十八号)

SD三一五四 文書一歴名簿(中宗・中中)

SD三一五四 文書 請洗布粥(上八~二二)

八七 八六 SD三一五四 文書 進上蘗(三世三~三世元)

SD三一五四 SD三一五四・同溝付近 荷札(三十四~三十四十二十十四) 荷札・削屑山陰道贄物(三古へと三古へ)

SDIII 五五・SDIII 七〇・SDIII 四五・SDII | 三四

SD三一五五・SD三二四五 文書・荷札 煮塩鮎(IPKII・IIPKIII・IIKOI)~I(OE)

九二 SD三一五四付近 文書 借請銭(ゴヤベエ〜コセベヤ・ゴヤヤヤ〜ゴヤくの・ゴヤス四)

九〇

SD三一五四付近・SK三一三七・SK三一三九 文書・荷札 SD三一五四付近 文書・荷札(三六へ一世二十二十八八)

SD三一五四付近・SD三一一三 文書・荷札 薪等採取役夫

婢長(三芸・六三・六十)

九五

九四

SD三一五四付近 文書・荷札 筑摩御厨醬 (ヨヤー)

SD三一五四付近・SK三一五八・SD三二五七・SK三三〇五 文書・荷札(JPAH-JPRK・JKOK)KOK) SD三一五四付近・SK三一四二 習書・断片(三大元二十六〇・二十六四・二六二一)

目 次

奈良時代の大嘗祭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第6表	6AAE・6AAF区の木簡出土遺構略図:三	第 6 図
造酒司遺構出土の木簡にみえる米の貢進地:宮	第 5 表	造酒司木簡が出土した溝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 5 図
木簡にみえる郷名一覧・・・・・・・・・	第4表	東大溝北壁土層図・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 4 図
東大溝層位別出土主要木簡一覧	第3表	発掘された東大溝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 3 図
主要遺構別木簡内容分類	第2表	木簡が出土した内裏北域の土壙群・・・・・・・	第2図
調査地区別出土木簡点数 五	第 1 表	平城宮木簡出土地点図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 1 図
表目次		挿 図 目 次	
		SB三一一六下層・SD三一〇九 習書・断片(云〇二三八〇三三八〇〇)	<u>一</u> ○五。
雲交易紫菜 (二八宝~二八四:二八四:二八四))	- 荷札 出	SA三○九九·SK三一二四·SA三一○六 文書·荷札 出雲交易紫菜	10回。
	·六雷·六宝·	SK三一三九·SD三一三六 文書·荷礼(云lou云云·云云《云》	1011 0
狭調塩 (1六1五・1六1六・1六1五・1六1六・1六1五)	· 付札 若	SK三一三七・SK三一三九・SD三一三六(荷札・付札)若狭調塩(三八五・八八・八兄・八三・八八・八兄)	1011
文書・荷札 (1902・1910・19911・19918・1990)	三二三六	SD三二四五・SK三三三〇六・SK三二三七・SD三一三六 文書・荷札 (JKOQ・JKIO・JKII・JKIK・JKIIO)	

凡

例

、この報告書は、奈良国立文化財研究所史料の第八冊で、平城宮発掘調査報告の第八冊にあたる。

、この報告書は、

『同□』(昭和四○年)に略報告したものの正報告である。釈読が『概報』と異なるものが相当数あるが、 『平城宮木簡一』につづくもので、『平城宮発掘調査出土木簡概報口』(昭和三九年)、

これらについては、今後は本報告書の釈文によられたい。

、出土遺構のなかの木簡の配列は、後述する木簡の内容分類により、文書、貢進物付札、物品付札、そ 、図版の配列順序は、発掘調査の次数順にしたがい、そのなかでは出土遺構ごとにまとめた。

、木簡番号は『平城宮木簡一』からの通し番号で口気がら氏質を収めた。

の他の順にならべることを原則とした。

、『平城宮木簡一』では一点一画の墨付のあるものもすべて収めたが、この報告書からは、そのような るべきものは採録した。 削屑・細片の類は収載しないことにした(第1表参照)。但し、墨書の残画は少くても、形態上とりあげ

、図版の左下に付した図版名称は、 書・付札・その他の三種類にわけることができる。 平城宮木簡の記載内容の分類によるものである。 内容は大きく文

どを一括して文書と総称する。これはさらに、その書式によって狭義の文書と帳簿・伝票などの記録 つぎに掲げる物資の付札に対して、諸官衙において作成された様々の文書・記録・官人の書状な

にわけることができる。

文書 者・受取者が明記されているものはいうまでもないが、充所はないがいずれかに差し出したことを 狭義の文書とは、書式上何らかの形で授受関係が明らかにされているものを指す。文書の差出

求文書、進物状、官人召喚状、過所、官人の啓状などがこれに相当する。

示す用語(たとえば「請」など)があるものもこのなかに含まれる。今回収録したものでは、食料請

狭義の文書に対して、文書の授受関係が明記されていないもので、たとえば物資の出納、

仕丁の就労、奴婢の逃亡などに関する記録がこれにあたる。

帳簿・伝票

付札 これには中央政府に貢進される調・庸・中男作物・贄・舂米・交易物などに付せられたものと、

諸官衙が物品の保管・整理のためにつけたものの二種類がある。前者を荷札・後者を付札と仮りに呼

んで両者の別を示した。

その他 習書・楽書・記載内容の不分明な断簡類が含まれる。

して一括して収めた。 なお削屑のうち、 内容の明らかなものは右記の分類にしたがって図版に配列し、不分明なものは削屑と

「解説」の構成は総説と釈文の二篇とし、 前者では木簡の出土状況・伴出遺物について必要最少限の

解説を付し、あわせて出土遺構ごとの木簡の概要を記述した。

、釈文は木簡番号にしたがって配列し、図版写真でなお判然としない木簡の形状・内容について必要最

少限の補注を加えることとした。

一、釈文の異体・略体 (古体) 文字は正字体に改めるのを原則とした。但し、つぎに掲げるものについては

もとの字体のままに飜字した。 () 内は正字体。

乱(亂) 万(萬) ム(某) 余(餘) 礼(禮) 塩(鹽)

尔(爾)

弥(彌)

称(禰)

麁(麤)

、釈文上段の平体和数字(ゴシック)は木簡番号を示す。

は現存部分の法量を括弧つきで示した。最下段の四桁の数字(イタリック)は型式番号を示す。

、釈文下段のアラビア数字は、 木簡の長さ・幅・厚さを示す (単位はミリメートル)。 欠損しているもの

書等においては、組版の都合上左傍に施した場合もある。 編者において加えた文字にはすべて次の二種の括弧を施した。括弧は原則として右傍に加えたが、割

校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

右以外の校訂注および説明注

一、本文に加えた符号はつぎの通りである。

抹消した字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

抹消により判読困難なもの。

	欠損文字のうち字数の確認できるもの。
	欠損文字のうち字数が推定できるもの。
	欠損文字のうち字数の数えられないもの。
	記載内容からみて上または下に少くとも一字以上の文字を推定したもの。
	異筆、追筆。
	合点。
•	木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。
カ	編者が加えた注で疑問の残るもの。
ママ	文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。
II	組版の関係で一行のものを二行に組まなければならなかったものについて、初行末尾と二行
	目の頭部にこの記号を付して、本来一行としてつながることを示した。
、釈文の最	釈文の最下段に四桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる。

6019型式

短冊型と推定できるもの。

小形矩形のもの。

6011型式

短冊型で、側面に孔を穿ったものの。

短冊型。

6022型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。 方頭・圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

他端を尖らせたもの。

6033型式 長方形の材の 端の左右に切り込みをいれ、

長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、

他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。 6039壓式

6061型式 6059壓式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

6065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式 6091型式 折損、 削屑。 腐蝕その他によって原形の判明しないもの。 報告書の性格上最少限にとどめた。またとくに竹内理三・山

、参照した研究書・論文等の文中引用は、 良朝食生活の研究』はそのつど引用することはしなかったが、全篇にわたり参照したことを明記する。 田英雄・平野邦雄編『日本古代人名辞典』(既刊六冊)、池辺 彌『和名類聚抄郷名考證』、 関根真隆

報□』、『解説一』(『平城宮木簡一 解説』)、『平城宮報告Ⅵ』(『平城宮発掘調査報告Ⅵ』)、『年報一九六八』 当研究所の刊行物は文中引用の際つぎのような略称を用いた。 『概報一』『平城宮発掘調査出土木簡概

『奈良国立文化財研究所年報一九六八』

、木簡の釈文作成については、赤松俊秀、門脇禎二、岸俊男、鈴木一男、直木孝次郎、 敏男の諸先生に種々ご指導頂いた。ここに厚く御礼申し上げる次第である。 平野邦雄、 福山

一、英文要約は、ユネスコ・アジア文化センターの昇隆一文化事業部長のご斡旋で、西江サラ・アン女史 に作成して頂いた。飜訳の正確を期するために、いろいろご努力下さった同女史に深謝したい。

、ここに収録した木簡の発掘整理および報告書作成過程における討議には平城宮跡発掘調査部全員があ コロタイプ用原板作製には、渡辺衆芳、八幡扶桑、佃幹雄、藤村礼子があたり、原稿の浄書・校正は、 頭清明、 たった。報告書の執筆作成は、主として坪井清足、田中稔、狩野久、佐原真、工楽善通、横田拓実、鬼 加藤優、黒崎直、東野治之、今泉隆雄、綾村宏、山本忠尚がおこなった。また写真撮影および

泉谷聖子、毛利光用子がたすけた。

平城宮木簡

解説



第一章 序

1表、 読不能なので図版に収載しなかった。のこりの六個所については、次章に木簡の出土遺構と木簡の概要をのべた めに行なった調査(6ADI区)の際、 と昭和四○年度の二個年にわたる発掘調査で出土した木簡九二二点を収録した。木簡の出土した調査地区は、 ので詳しくはそれにゆずるが、ここでは今回収録した木簡の特徴を若干指摘しておこう。 この報告書は『平城宮木簡一』につづく第二集として編集したものである。今回は第一集以後、昭和三九年度 第1図に示したように七地区である。このうち、平城宮西南隅の南面大垣外側で、宮の外堀を確かめるた 堀の下層の埋土から総数七点の木簡を検出したが、 腐蝕が甚しく殆どが判

序 るが、なかでも注目されるのはこの過所木簡である。従来は、公式令の規定(過所式)や唐過所といわれるものに が出土したことである。

同溝からは、平城京造営中もしくは造営前にさかのぼる遺物が多量にみつかったのであ

八世紀初頭の年代を与えることのできる過所木簡

その一は、朱雀門内で下ツ道の西側溝とみられる遺構から、

3

言

よって推しはかるにすぎなかったわが古代の過所の実物が出土したことの意味は極めて大きく、

の白眉といえよう

代順になっていることが知られた。 からは天平勝宝~天平宝字年間のものが、 は六層にわけられるが、木簡はその各層から検出された。 6AAC区(H地区)の調査で出土した木簡である。木簡はいずれも東大溝から出土した。 大部分の年紀のない木簡やほかの伴出遺物もその出土層位によっておおよそ 最上層からは延暦二年のものがそれぞれ出土し、 溝底からは天平元年の年紀をもつものが、 溝の埋土の堆積 中 溝 間 の土層 0 が年 埋土

の年代を与えることができる。

次章でのべるように、ここではむしろ木簡出土の遺構が六十一個所にものぼることが注目される。 祭に関する解説を付けることにした。 位置づけることが可能である。本報告書では、同地区出土の木簡とのかかわりあいにおいて、とくに造酒司と大嘗 米・赤春米などの貢進物付札、これら一群の木簡によってここが造酒司に関する遺構であることが判明するので らに南にのびていることが確かめられているので、調査がさらに進めば同種資料が多量に出土する可能性 れていることである。 その三は、 さらに興味をひくのは、同地区出土木簡のなかに神亀元年の聖武天皇の践祚大嘗祭に関するものが含ま 6AAC区(V地区)で出土した造酒司関係の木簡である。 6 **AAE・6AAF区の調査で出土した木簡である。内容的には縫殿に関するものが注意されるが、** 『延喜式』などの大嘗祭の記事によってその片々たる関係木簡資料を大嘗祭行事の なお同地区の木簡出土遺構は、一部分の検出にとどまっており、同 造酒司符・造酒司解などの文書木簡 溝・土壙・井 は高い。 酒

本報告書のなか

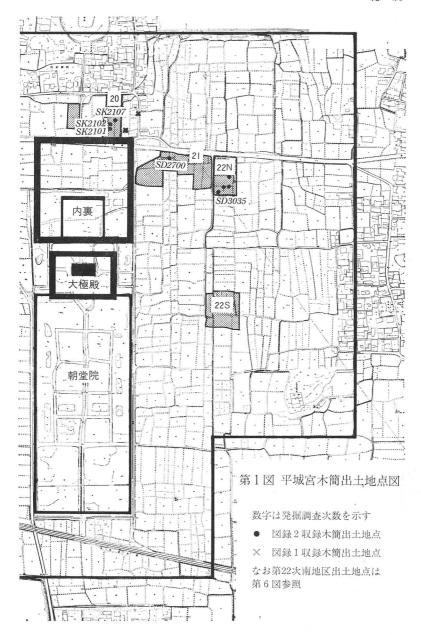
第1表 調查地区別出土木簡点数

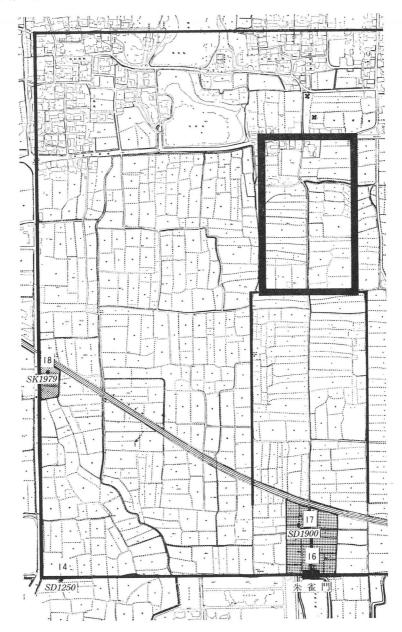
次数	調査	地 区	木簡出土遺構	木簡収載点数	
14	6ADI	南面大垣 外 堀	SD 1250	0 (7)	
16 17	6ABX•Y	朱雀門内 方	SD 1900	7 (9)	
18	6ADF	西面大垣 内 方	SK 1979	10 (19)	
20	6AAO	内裏北方 官 衙	SK 2101 • 2102	151 (522)	
21	6AAC-H	東大溝	SD 2000 • 2700	140 (292)	
22 N	6AAC-V	造 酒 司	SD 3035 ほか 3個所	327 (582)	
22 S	6AAE•F	東方官衙	SD 3410 ^{ほ か} 60個所	297 (518)	
				計 922(1942)	

第2表 主要遺構別木簡内容分類

主	要遺構	文 書	付 札	そ の 他 内容不明	削屑	計()内は総計
6	SK 2101	9	10	25	67	111
A A	SK 2102	3	6	23	2	34 (151)
Ö	SK 2107	0	1	1	4	6
6 A A	S D 2700	17	47	52	23	139 (140)
C H	S D 2000	0	0	1	0	1
A C-H 6 A C-V	S D 3035	11	117	40	145	313 (327)
C	その他	0	. 3	11	0	14
	S D 3410	4	3	10	13	30
6 A	S D 3154	10	8	11	4	33
A A E	S B 3322	7	0	6	.17	30 (297)
F	SD 3154 付 近	6	7	18	1	32
	その他	39	34	67	32	172

戸・建物柱穴・整地土などの各種遺構から、三○~四○点の木簡が出土した溝などの二、三の例をのぞくと、 くは数点ずつ出土した。このような例はこれまで他の調査区ではないことであり、木簡がその時々に任意に破棄 され埋められる顕著な事例といえよう。





第二章 木簡出土の遺構

6ABX・6ABY区の遺構

面大垣築地のほか、 この調査は平城宮南面にある朱雀門とその内方に接する地区九二アールを発掘し、朱雀門、その東西脇門、 柵、 掘立柱列、 溝などを検出した。

南

軸線より約二四mはなれた対称な位置にあり、 二本の掘立柱 (柱間四・三m) の簡単なものである。 桁行五間、 柱通りの礎石下の根固め石を検出した。それによると推定基壇の大きさは東西約三二m、南北推定約一七mで、 朱雀門(SB一八○○)は北半部を発掘し、後世の改変をうけていたが、門基壇の掘込地形、 ・南面築地からは多量の藤原宮式瓦が発見された。 梁行二間の各柱間約五mの門が考えられる。 脇門(SB一八〇一・一八〇二) はそれぞれ朱雀門の南北中 門の棟通りと北側 これらの朱

溝は二つの溝が重復しており、上層溝は朱雀門の手前三八mのところで西に折れ、 溝各一条(SD一九○○・一八六○)が南北に走っている。木簡は、この西側溝SD一九〇〇から発見された。 朱雀門の内方は広場で、門から北に通じるバラス敷の幅約二三mの道路が確認された。この道路の東西両側に 門基壇部をさけて南流する。 ここの

域の状況を知り得る貴重な資料である。木簡は、 j 層溝から発見された。 下層溝は南に直進して朱雀門基壇によって断ち切られているので、 「過所符」 曲物・糸巻・土器などと共に発見された。この溝は、 木簡(14天)、「五十戸家」銘墨書土器などの内容とあわせて、平城宮造営直前の下ツ道を含んだ周辺地 朱雀門北方三五mのところに杭と小枝で堰が設けられ、 過所符を含む総数九点で、このうち七点を収録した。 平城京造営前の下ッ道の西側溝と考えられるもので、 朱雀門造営以前のものである。 その上流にあった溝底のくぼみか 木簡はこの下

一 6ADF区の遺構

東西掘立柱柵SA一九七〇がつくられている。くぼみの最も深い個所には柵の柱間の一つをつらぬいて柵と直交 ~二五m、深さ一・一m 営時にこれを埋立てていることがわかった。しかし、その埋立は完全ではなく、旧河道は平城宮造営後も幅二〇 土壙SK一九七九があった。 SX一九八二のすぐ東には数十本の杭を方形にめぐらした性格不明の遺構があり、 する二条の杭列SX一九七五が残っていた。同様の施設SX一九八二がこれより北方一二mのところにもあった。 この調査は、 発掘調査の結果、 平城宮西面の中門 前後の南北につらなるくぼみとしてその名残りをとどめていた。このくぼみを横切って、 木簡は、 西面大垣築地SA一六〇〇の内側には秋篠川の旧河道が北から南に延び、 (佐伯門)と南門(玉手門)の中間地区で、西面大垣の内側に沿う細長い区域 この土壙の堆積土中から出土した。 一九点出土したが材の腐蝕甚しく、 さらにその区画内には円形の 判

読可能なものはわずかで、本報告書にはこのうち一○点を収録した。内容的にはそのほとんどが釘に関したもの

である。 木簡のほかに、 金属利器のための木柄、 鞴口、 鉱滓などが出土している。

二 6AAO区の遺構

告以)。 方部周濠にあたっており、これらの土壙を含めて遺構の多くは、周濠を埋めたてた整地土上にある(近刊平城宮報 の中のSK二一〇一・二一〇二・二一〇七の三個の土壙である。なお第二次内裏北外郭中央区は、 が多い。 発掘区 この東半部は、 発掘区西南隅には、一○個の土壙(SK二一○○~二一○九)が密集しているが、木簡が出土したのは、 (6 AAO区F・G地区) 西半部に建物が多いのにくらべ、建物が少く、井戸SE二一二八があるほか空地の部分 は通称一条通りの北側で、 第二次内裏北外郭中央区と称している地域の東半部 市庭古墳の前

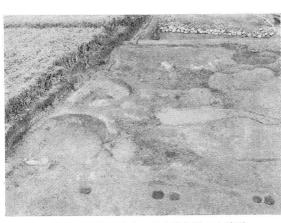
7 器の間に顕著な相違が認められないことから、 の後その上にできたくぼみを利用して土器を投棄し埋めたてたらしい。二回の投棄は、 と考えられる。すなわち、初め土器・瓦・木簡・木製品などを投棄してその上を灰色砂質土・木炭でおおい、 北方一・四m SK二一〇一土壙 土壙SK二一〇二、簗地SA四八八などより新しい。 細分すれば七層にわかれるが、大きく上・下二層にわけられ、前後二回の塵芥投棄・埋めたてが行なわれた にある。 大きさは、東西三・五m、南北三・四m、深さ九○㎝で、平面はほぼ正方形である。 土壙SK二一〇一は、塵芥処理のための土壙であって、内裏北外郭南辺築地SA四八八の あまり時間差がなかったと考えられる。この土壙は、 上・下層に包含される土 層位的にみ 埋土

土壙出土土器の類同性および出土木簡の年紀が近接していることか

(本報告書収録点数一一一、以下括弧内同じ)点で、そのうち約七○%が削屑である。 木簡は、 下層の最下部の暗褐色土層からかなり多量の土器・瓦とともに出土している。 出 は三九四

天平勝宝二年の貢進物荷札 (1金0)、 次にこの土壙の埋没年代について考える。 「勝宝」とある削屑(1まな)の三点で、天平末から天平勝宝にかけてのものが 出土木簡中年紀のあるものは、天平一八年九月の調塩荷札 (1 空)、

器は、 定することはできないが、この土壙の出土土器と土壙SK八二〇出 集っていることが注目される。 土土器との類同性は、 城宮Ⅲ」 ており、 れほど降らない時期と推測されている 六三点に及ぶ多量の年紀のある木簡の検討から、 外郭東区に検出した塵芥処理用の土壙であって、 土壙SK八二〇は、 ややSK八二〇のより新しい要素をもっているが、 平城宮の土器を六段階に大別した場合、 「平城宮Ⅲ」と仮称しているもので、SK二一○一出土土器 に属するものと考えられている SK二一〇一の東北方七二m、 埋没年代決定の手がかりを与えてくれる。 このことからただちに埋没年代を決 (解説一)。SK八二〇出土土 (平城宮報告Ⅶ)。 その第三段階に属し その埋没年代は、 天平一九年からそ 第二次内裏北 同じく 以上の両



第2図 木簡が出土した内裏北域の土壙群

総 ら、SK二一○一の埋没年代は、SK八二○のそれからあまりへだたらない天平勝宝年間に考えることができよ 土器以外の伴出遺物として、豊富な木製品が注目される。刀形・削り掛けなどの祭祀具、杓子・箸などの食

さ二○~三○5)があり、 この土壙の中に、八個の土壙(SK二一○二~二一○九)が存している。土壙SK二一○ 膳具、曲物、木針、服飾用の留め針、火鑽臼、枘・くりかた・きり欠きの加工を施した小部材が出土している。 SK二一〇二土壙 SK二一○一の東北方に、 浅いくぼみ状の土壙SK二一○○(東西一六m、南北一四m、

K二一○一の北方三mに存する。埋土は、大量の檜皮・木材片を包含した上層と、粘質土の下層とにわかれるが 時に埋めたてられたものと考えられる。木簡は上層から一一一(三四)点出土している。

二は、東西三・八m、南北二・四m、深さ三○㎝の不整形の土壙であって、SK二一○○内の土壙の一つで、S

土壙の性格・埋没年代について考える。土壙の性格に関して注目すべきことは、この土壙から木材片を

く限定できる。出土木簡中年紀のあるものは、神亀五年の調海藻荷札(IRI)、神亀六年三月の扉金具の進上文書 である。これらの事実は、この土壙がこの地域の造営に伴なう塵芥処理に用いられた土壙であることを推測させ 含んだ檜皮が多量に出土したこと、出土木簡中に木材や扉金具の進上に関する文書(110七11-110人11)があること 埋没年代については、一応層位からSK二一○一より古いと考えられるが、年紀のある木簡からもう少し狭

示すと考えられ、この土壙はその造営の塵芥処理の土壙であるから、その埋没年代は神亀六年(天平元年)をあま 扉金具の進上文書の存在は重要である。この木簡の示す神亀六年は、この地域で行なわれた造営の年代の一端を (IDCE)、 天平元年の調銭荷札(IDCK·IDCO)の四点で、 神亀五年~天平元年に集まっている。このうち神亀六年の

り降らない時期に考えることができよう。

いる。 上の絶対年代決定の手がかりを与えている。 四一六六六六・六六八五型式の組み合わせのうち、 「平城宮Ⅱ」と称しているものが出土している(平城宮報告Ⅶ)。この土壙の埋没年代は、 ○一の東北方、築地SA四ハハの北方一二・五mにある。SK二一○二と同じく、SK二一○○内に掘られて SK二一〇七土壙 出遺物としては、 埋土は、 檜皮を多量に含んだ上・下層と、それらの間に挾まれた砂混り粘土層の三層にわかれるが、 SK二一〇七は、 瓦は、第二次内裏北外郭地区を代表するものの一つである、小型の軒瓦六三一三・六三一 東西三m、南北二・一m、深さ三〇㎝のほぼ方形の浅い土壙で、 木製品は、 六三一三、六六六六・六六八五-B型式が出土し、 槽、 枘・くりかたの加工を施した小部材が出土している。 各々の瓦・土器の編 時

四 6 A A C 区 (日地区) の遺構

埋めたてられたものと考えられる。多量の檜皮が投棄されていることから、SK二一○二と同性格の土壙と考

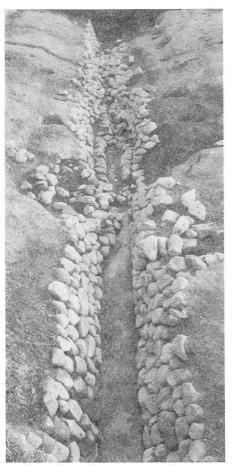
埋没年代は明らかでない。木簡は下層から出土し、出土総点数は一七(八)点である。

えられるが、

たる。 外郭回廊から東二二mの位置に、 った東西に走る宮内道路がみつかったほ 発掘区は通称 この調査では内裏外郭を限る掘立柱回廊、 条通りの南側で、 玉石積の大きな南北溝が検出されたが、 第 一次内裏東面築地回 か 道路の その内側の建物群、 南には柵で囲まれた某官署の一 廊の東側から宮城東張り出 発掘区の北辺には西側を柵及び築地で仕切 木簡はSD二○○○溝から出土した二 群の建物を検出 し部分の 西端に L 三至る間 内 ,裏の に

点のほかはいずれもこの大溝(SD二七〇〇)から出土した(ff報一)。

示すことが知られた。 た溝につながり、宮域東部における基幹の排水溝である(「平城宮遺構及遺物の調査報告第十二冊』) の玉石を七段に積み上げて築いている。昭和三年と昭和七年に、奈良県技師岸熊吉氏が一条通りの北側で調査し SD二七〇〇溝 溝の埋土は、層をなしているが、その上下関係は、出土した年紀のある木簡によって、ほぼ堆積の順序を この溝は縁幅二・六m、底幅〇・七m、深さ一・五mの規模をもち、側壁は直径三〇m内外 今回は全長三五mを調査



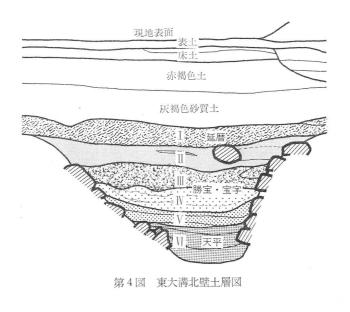
第3図 発掘された東大溝

木簡の総数は二九 〇(二三九)点であるが、比較的削屑は少が、比較的削屑は少なく、付札 木簡に少なく、付札 に多いのは他の場合 と同様である。内容 的には、木工寮(ilの)。

☆ニニニン、典膳(三声)、

層位	木 簡
I 〔黒土A〕	2105, 2119(延暦 2), 2177, 2209(延暦元)
II (砂 A)	「宮内天長節」銘土器
ш (黒土В)	2099, 2108, 2109, 2113, 2120, 2121, 2122, 2125, 2131, 2143, 2144, 2147, 2165, 2176 (宝字5**), 2180 (勝宝 2), 2181 (宝字 4), 2184, 2187, 2188, 2190, 2191, 2195, 2197, 2201, 2202, 2203, 2204(5年), 2206, 2207(5年), 2208(5年), 2211(宝字), 2213, 2215, 2217, 2221
IV(砂 B ₁)	2102, 2104, 2123, 2124, 2137, 2182, 2183, 2185, 2186, 2189 (天平末), 2192 (宝字 4), 2193, 2194 (宝字), 2210 (宝字 5), 2212, 2218, 2219, 2233
V (砂 B ₂)	2094, 2096, 2097, 2146, 2157, 2162, 2163, 2174, 2179, 2196, 2199, 2205, 2216, 2224(勝宝7) 「大炊」銘土器
VI (砂 C)	2110, 2158, 2178(天平元), 2198(天平 2), 2200

第3表 東大溝層位別出土主要木簡一覧



注意される。岸熊吉氏による調査の際も、「内掃」「凵豎子所(IlOst)など宮内関係の名辞の比較的多いことが

説

総 内天長節」、「□内省」、「□大炊」等の墨書をもつ土器、数点の施釉陶器、 官衙の性格を考える上に一つの資料となろう。木簡以外の遺物としては、和銅開珎・万年通宝・神功開宝、 内省」「膳」などと記した墨書土器が発見されており、内裏外郭の東側という位置関係とも併せて、この附近の 陶砚、 土馬、木製容器、檜扇、箸など

ある。この溝がSD二七○○に注ぎ込む手前付近からも木簡が二(一)点出土している(IIII∜)。 なお、SD二七○○には、西の内裏内郭から築地下をくぐって流れこむ凝灰岩切石積みの暗渠SD二〇○〇が

がある。墨書土器の出土層位は、

前掲の第3表にあわせて示した。

五 6AAC区(V地区)の遺構

にさらに二五〇m広がっていることが判明した(弁報一九六五・)。 道路敷上という想定のもとに発掘を行なったが、道路は存在せず、のちの調査で宮域は東面大垣予想地点より東 この地区は第一一次6AAC区B・D・H・I・N地区の東に接しており、平城宮東面北門外側の東一坊大路

ができた。以下木簡出土の遺構ごとに解説を加える。 検出した遺構や、木簡その他の遺物から、この地区に宮内省に属する造酒司の存在を推定する根拠を得ること

方形の井戸で周囲をバラス敷とし、その外に溝をめぐらし、東南隅から南に排水溝SD三○五○が延びている。 SE三〇四六井戸 東のSE三〇四六井戸は東西五・一五m、南北三mの長方形で、建物で密閉されており、湧水は南西隅にとり 発掘区のほぼ中央で、覆屋を持つ二基の井戸を発見した。西のSE三○四九は一辺三mの



箸・箆・人形などの木製品を多数含み、

SD三〇四七溝

つけた暗渠の木樋にあふれ出るようになっているので泉屋と称すべきものである。

土した。また井戸底に敷いたバラス中より一点出土した。このうち井戸の堆積土から出土した二点を収録した。

瓦や土器も若干含んでいた。その堆積土の東南隅部分より木簡二点が出

井戸の堆積土中には

曲 物

第5図

SE三〇四六の排水溝SD三〇四七は木樋の暗渠から先が玉石溝の開渠になり、さらに側板 物・箸などの木製品や木片が多数含まれており、その中から木 に合流する。 戸の排水溝SD三〇五〇は、 簡が一点出土したが、判読困難のため収録しなかった。これら を施した溝になって南西にのび、西井戸の排水溝SD三〇五〇 から一六点出土し、 八〇㎝で、上層・下層の二時期に分れる。 の溝になり、さらに南流して発掘区の外へ続く。 の井戸および排水路は同じ場所で何度か改修をうけている。 SD三〇五〇溝 この 玉石溝堆積土上層には 大型の須恵器片や曲 東井戸の排水溝SD三〇四七を併せた西井 このうち一二点を収録した。 東西柵SA三〇二三附近で素掘 木簡は上・下の両 この溝は幅約 上層溝は、

柵SA三〇二三から南でたまり状に

腐植土層からなっており、

層とその下の瓦・土器を含むバラス混り褐色土層、それに黒色

三〇mほどの深さで浅く広がっている。

が出土している。バラス混り褐色土層からは、箆・箸・曲物・墨画唐草模様のある曲物蓋などとともに木簡が 層からは宝亀元年銘の木簡(宝人)など二点、「酒司」、「造酒」などの墨書のある土師器杯片、箸などの木製品

○点、その下の黒色腐植土層からは、やはり木片とともに天平四年の能登国(1994)の木簡など二点が出土している。 下層溝は幅約五〇㎝、 堆積土は黒色粘土で、途中古いピット二つを切って南流している。そこから曲物・箸

板・棒などとともに木簡二点が出土した。以上のことから二基の井戸は奈良時代前半に既に存在し、たびたびの

改修を経ながら少くとも宝亀元年にもまだ使用されていたことが知られる。

は土壙の一部である可能性もある。この発掘区でいちばん多量に木簡が出土した個所である。 SD三〇三五溝 溝SD三○五○の西方約四mを距ててあり、南方にのびる溝の一端と考えているが、

現状では溝の北端から八m余り南のところで土壙状になり、 よりの個所にもとの南北溝の部分が、幅五○㎝、深さ一五㎝で溝状になって残っている。 まで続いていたようであるが、この溝が出来てからあまり間をおかず溢れ出て、たまり状に広がったと思わ 溝は東西柵SA三○二三の南から始っており、深さは約二○㎝、溝幅は約七○㎝である。 南端幅は約四・五mになっている。 またこの溝に沿った東 当初は発掘区の南端 このたまりの西

曲物や大型須恵器片を含んでいる。 溝の堆積土は四層からなる。 第一層は檜皮やハツリ屑・曲物・箸などを含む黒色砂層。 ただしこの層は部分的にない個所がある。 第三層は曲物 第 一層は暗褐色砂層で、 籠 箆

側には芝垣様

のものが南北に続いている。

地

域

皮・ハツリ屑などの木片を多量に含む有機質黒色土層。 また第三層と第四層とからは 層である。 この層からは曲物や箸などの他に、 「酢」、「酒」などと記した墨書土器が五点出ており、 檜扇・人形・騎馬像のレリーフのある厚板などが出土してい 第四層は土器を多く含み、まれに木片を含む溝底の流砂 木簡の記載内容とも見合って

第四層からはこの発掘区で最古の霊亀銘の木簡が三点(三代・三代・三路)出土しており、 厚くなり、 たまりの中の溝状の場所では底の流砂層の部分が約二○㎝と厚くなっており、 遺物を含むようになる。 木簡は堆積土全体から出ているが、 第三層と第四層から多く出土し、とくに また南端では第二層目の このSD三〇三五が、 東

おり、この地区に造酒司の存在を推定する資料になる。

以上のことからSD三○五○が奈良末まで存続していたのに対し、SD三○三五はそれ以前に埋没してしまって 他の木簡の年紀をみても、だいたい土層の順に従って出土しているが、 のSD三〇五〇より以前から存在していたことを示している。 たのであろう。出土木簡の点数は五六二点で、このうち三〇三点を収録した。 最上層の黒色土層からは天平勝宝八歳の木簡(Iller)が出ており、この溝出土の木簡の一番新しい年紀である。 概して奈良の前半の年紀が多く見られる。

6AAE・6AAF区の遺構

発掘区(6AAE区C· の西辺部分に当る。 L·R地区、 当初この地域は、 6 AAF区A·B·J 宮城東面大垣の中門の外側で、 K L N ò 東一坊大路と一条南大路とが交わる地 Р R地区) は 東張 り 出 し 部 ど称 する

入ることが明らかとなった(年報一九六五・)。

点と考えていたが、第三九・第四四次調査で東張り出し部の存在を確認したことによって、この地域が宮城内に

様なので、ここでは発掘区を大きく五つにわけて記述することとする(第六図参照)。 を考えるための一資料となろう。木簡の出土した遺構は、発掘区全体にわたって散在し、またその種類も複雑多 すると考えられる女孺に関するもの(11444・1144人)、衣服に関するもの(11444・1141人)などがあり、この地域の性格 (IKMI)、大蔵省掌 (IKM)、宮舎人 (IVIA) とあるものが注目される。特に縫殿に関するものは、点数も多く、関連

Ⅰ SD三四一○溝とその付近

層は北半部分で瓦の出土が顕著であったほかは出土遺物の量が少ない。下層はバラスをまじえた暗茶褐色粘質土 東壁をこえて五m近く東へひろがっている。中層は茶褐色砂質土で部分的に黒色粘質土を含んでいる。以上の二 る(メギャメートント゚)。堆積土の層位は部分的に多少異なるが、ほぼ三層にわけることができる。上層は暗褐色砂質土で、 調査では、この溝が宮域東南隅で、宮城南面大垣の外堀と考えられるSD一二五〇に合流することを確認してい 査で、その南延長部と南端部を検出し、現在のところ延長五五○mにおよぶことを確認している。また第三二次 杭列で護岸している。幅三m、深さ一・五mで、本発掘区では七三mを検出しているが、第二九次・第三二次調 SD三四一〇溝 発掘区西辺に検出した南北溝である。最初素掘りであったが、のちに西壁を玉石積あるいは

書木簡など三〇〇点が出土している(云へ・云む)。

含礫土からも木簡一(〇)点が出土している。 木簡はこの下層から、 土器片などとともに六五 (三○) 点出土している。 またこの溝の南端近くの東岸の

SD三四一四溝 を検出している。木簡は一(一)点出土している。 SD三四一○の南端付近に、 西から流れこむ東西溝である。 木樋で暗渠になっており、 東西

II SD三二三六溝とその付近

四 m

最も新しい溝は幅一・二m、 幅二m、 が行なわれており、三時期がある。最も古い溝は幅二m、 の間には顕著な時代差はみられない。木簡は、これら各時期の堆積土から三三(一六)点出土している。 またこの溝の底にはいくつかの柱穴を検出しているが、 SD三二三六溝 両岸に杭をうち、 SD三四一〇から東方一七mにある素掘りの南北溝で、 堆積土はバラス混り暗褐色土層 堆積土は土器・瓦片を含む粗砂層である。これら各時期の堆積土から出土した遺物 ほぼ中央部に検出した柱掘方内から、 堆積土は土器を含んだ暗灰色粘質土層、 • 粗砂層の二層で、 七二mを検出している。 両層とも土器・瓦片を包含する。 縫殿に関する文 次に古い溝は 二回 . の 改

やや不揃いだが、 方で柱痕跡を検出している。 SA三二三七柵 長径または長辺一・六~一m、深さ○・六~一mの楕円形または長方形の掘方で、 SDIII | 三六溝の西方二・六mにある南北柵である。二三間分の柱穴を検出した。 層位的にみて、この柵はSD三二三六の最も新しい溝よりは古いが、二番目に新 大部分の 柱掘方は

総

い溝とは同時存在の可能性がある。木簡は南から二番目の柱掘方の埋土から五二(二三)点出土している。

深さ二○㎝の円形の土壙で木簡は一(○)点、SK三二四一は一辺五○㎝、深さ二○㎝の方形の土壙で、木簡は SK三二三九・三二四一土壙 SD三二三六の南寄りの西岸にある土壙である。SK三二三九は、径七○㎝

III SD三二九七溝

(一) 点出土している。

出土した神功開宝一点が注目される。 土は砂層である。木簡は新古両溝の各層から三三 (一九) 点出土している。伴出遺物としては新しい溝の砂層から 層)の二層である。 古い溝は、新しい溝よりやや幅が広く、西壁が新しい溝より西方へ浅く広がっている。 的に側壁に玉石積がのこっており、側壁を玉石積にしていたと考えられる。堆積土は砂層 SD三二三六の東方二三mにある南北溝である。二時期があり、新しい溝は幅一・二m、深さ二○㎝で、部分 (上層)、 粘質土層(下

また溝の西岸で、溝をおおうバラス層から木簡一(○) 点が出土している。

Ⅳ SD三二三六溝とSD三二九七溝の間の地域

中央にSB三二八八掘立柱建物、 この地域は東一坊大路の路面敷と考えていた地域であるが、調査の結果、北寄りにSB三三二二掘立柱建物、 南寄りにSE三二三〇井戸とその付属溝など多くの遺構を検出

た最大の建物で、 SB三三二二建物 四面廂と北側に孫廂がついている。 この地域の北寄りに検出した、 七間×五間の東西棟掘立柱建物である。本発掘区で検出 この建物と南方の五間×三間のSB三二八八は、 両側 の S

られる。木簡は、 DIII II 六溝とSDIII 九七溝の中間に正しく位置しているから、 東妻の南から二番目の方形の柱掘方(一・三×一m、深さ四〇㎝)の埋土の最上層にたまった褐

両溝が存続していた時期に造営されたと考え

色砂の中から、 四五 (三〇) 点出土している。

方形で、一○間分を検出した。木簡は東から第二・三・四番目の檜皮の充満した柱掘方内から、一四(一一)点出 土している。 SA三三六二柵 SB三三二一の北方三mに検出した東西柵である。 柱掘方は一辺一m、深さ四〇~五〇㎝ 0

にあり、木簡は五〇〇点出土している。 SK三三一〇土壙 一辺九〇㎝、深さ三〇㎝の方形の土壙で、SB三三二二の東妻南端の柱穴の南方一・二m

SK三三二九土壙 径九○㎝、深さ四○㎝のほぼ円形の土壙で、SB≒三十二の東妻南端の柱穴の北に接して

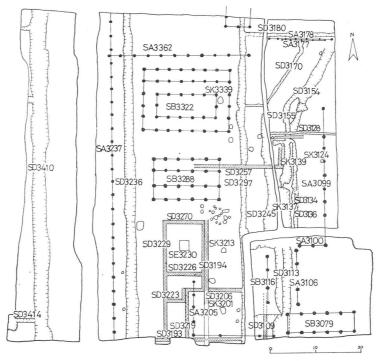
あり、 木簡は八(四)点出土している。

(一○) 点出土している。 SK三三三九土壙 径 伴出遺物として円座二枚がある。 Ŧi. m 深さ三〇㎝ のほぼ円形の土壙で、

SB三三二二の東廂内にあり、

木簡

井戸枠は井籠組となっており、 SE三二三〇井戸 この地域の南部中央に検出した一辺二m 最下段の枠材のみがのこっていた。 の方形の井戸である。 井戸内には遺物がほとんどなく、 掘方は 辺五 m 木簡は掘方 の方形



第6図 6AAE・6AAF 区の木簡出土遺構略図

三二二九溝

SE三二三〇井戸の周囲

簡一(○)点、その上層のバラス層から二

(○) 点が出土している。

SD三一九四・三二〇六・三二一九

にのこっており、その玉石敷の間

配から木

X三二六九玉石敷が、

その周辺に部分的

は、

素掘り、

あるいは玉石を用いた溝を、

縦横に交叉した状態で検出した。それらは前後三時期にわたり、底石・側石に改修を加えたり、また途中である部分を閉塞して流れを変えたりして、かなりの年限にわたって使用したものと考えられる。これらのうち、木簡が出土したのは、玉

いる。また井戸と同時期と考えられるS 埋土最上層の砂層から一(一)点出土して る。



第7図 SE3230井戸と周辺の溝

一)点出土している。 と推定される。 SD三二一九は、そのSD三二三三別塞の後、SD三二〇六の水をうけるために掘られた素掘りの南北溝であ 北端がSD三二〇六の西端に接続し、南端は発掘区域外で確認できなかったが、SD三一九三に合流するも 幅六〇㎝、 深さ五㎝、 全長一〇mあり、 木簡は一(○)点出土している。

が、

素掘り溝SD三二一九である。

で井戸の北辺の東西玉石溝SD三二七〇にL字状に接続し、 南辺の東西玉石溝SD三一九三にT字状に合流して、SD三二九七 ・三二二六に通じている。全長二五・六mあり、木簡は二(〇) 点出 ○㎝で、底・側石に径二○~三○㎝の玉石を使用している。 SD三二二九は井戸の西辺の南北玉石溝である。 幅四〇cm、

土している。 三とSD三二九七との接続部分が玉石で閉塞されている。 九七に通じている。全長一二mである。 がるSD三二二三に接続してSD三二二九に通じ、東端はSD三二 SD三二〇六は井戸の南辺の東西玉石溝で、 SD三二二九と同じつくりと考えられる。 側石が遺存しているだけだ 西端で、 のちに S D || || || L字状に曲 木簡は 南端で 北端

総

や東にずれてある玉石溝である。溝のつくり・深さは古い溝と同じであるが、幅がやや広く六○mある。 二七〇にL字状に接続し、 い溝と異なりSD三二○六より南方へのびており、全長一八mを確認している。 の周囲をとり囲み、SD三一九三・三二九七に合流していた一時期が考えられる。新しい溝は、古い溝の上にや 七〇・三二二九・三二二三二一〇六と同様のつくりで、同時期と考えられ、これらの玉石溝が、 北端でSD三二○六にT字状に合流し、全長一四mある。この古い溝は、 新しい溝の底は、 古い溝の底よ SD また古

SK三一九五土壙 一辺六〇㎝、深さ二〇㎝の方形の土壙で、SD三二九七の西方八〇㎝、SD三二〇六の南

り一○㎝ほど高いだけだが、ほかに対応する溝は検出できなかった。木簡は古い玉石溝から一(□)点出土してい

る

K三一九五と類似し、 方六mにある。 SK三一九六土壙 埋土は、 有機物を多く含んだ黒色砂質土で、若干の瓦・土器片と共に四(四)点の木簡が出土してい 一辺七〇㎝、深さ二〇㎝の方形の土壙で、SK三一九五の北方一・八mにある。 有機物を多く含んだ黒色砂質土で、瓦・土器片と共に四(一)点の木簡が出土してい 埋土はS

土は、 SK三二〇一土壙 木質遺物を多く含んだ粘質土で、木簡は六(三)点出土している。 長径一・六m、深さ五○㎝のほぼ卵形の土壙で、SK三一九六の西方二・四m 「蟷蜋侍縫殿」の木簡(云へ)が注目され

る

る。

SK三二八三土壙

東に接する位置にある。 SK三二一〇土壙 長径一・四m、深さ五○㎝の楕円形の土壙で、SD三二○六の北方一m、SD三一九四の 木簡は三〇一点出土している。

方七・八mにある。 SK三二一三土壙 埋土は有機物を多量に含んだ腐植土である。木簡は箸などの木製品とともにハ(三)点出土し 一 辺 一 ・ 一 m、深さ四〇㎝の方形の土壙で、SD三一九四の東方三m、SD三二〇六の北

ている。和銅二年の年紀のある春糯の荷札(〒1921)が注目される。

(七) 点の木簡が出土している。神護景雲三年の年紀のある調の荷札 (川切り) が注目される。 またSK三二一三付近には部分的に玉石敷がのこり、その上層のバラス層から、多量の有機質遺物と共に一一

勝宝七歳の年紀のある赤米貢進荷札(IVIII)が注目される。またSK三二七一のやや北方で、 〇・四~一・六m)である。この中から人形・糸巻などの木製品とともに二七(六)点の木簡が出土している。 SK三二六四・三二六五・三二七一土壙 SD三二七○とSD三一九四の接続点付近に 散在する 土壙群 地山砂の上層の粘土

層から木簡一(〇)点が出土している。

○に接続する。 SA三二〇五柵 四間分を検出し、 SD三二一九の東方一mにある南北柵である。 柱掘方はかなり不揃いであるが、 SD三一九三の北岸にある東西柵SA三一一 木簡の出土した北端の柱掘方は五五×六〇cm

深さ二五㎝ 土している。 の方形の掘方である。 木簡は、 天平勝宝八歳八月の年紀のある宮舎人に関する文書木簡一(一)点が出

一・五×二m、深さ三〇㎝の方形の土壙で、SD三二七〇の西方延長上、

27

SDIII III 六の

説 東岸に接してある。 中央に径四〇㎝の柱痕跡があり、 柱掘方かと思われるが、 周囲にくみあう柱穴はなく、

遺構としてまとまらない。木片・土器・瓦片とともに六(ご点の木簡が出土している。

V SD三二九七以東の地域

いる。底に径四○㎝ほどの玉石が部分的にならんで残っており、玉石溝である可能性がある。木簡は一(○)点出 SD三一八〇溝 この地域の北辺に検出した東西溝で、幅一m、深さ二〇~三〇㎝で、全長一四mを確認して

点(三十二十三)が注目される。 第二・三・四番目の柱掘方埋土から四(四)点出土している。SA三一七八から出土した縫殿に関する文書木簡二 のたてかえであると考えられる。 ならび、SA三一七七は四間分、SA三一七八は六間分の柱穴を検出している。柱掘方は両柵の間で変りがなく、 一辺あるいは径七〇㎝、深さ三〇~四〇㎝の方形あるいは円形の掘方である。前後関係は不明だが、一方が他方 SA三一七七・三一七八柵 いずれもSD三一八○の南岸にある東西柵である。両柵の柱穴はほとんど一線に 木簡はSA三一七七の西端柱掘方埋土から一(○)点、SA三一七八の東から

一五五は、北端でSD三一五四の西側に「く」字形にとりつき、南方へ流下する素掘り溝である。SD三一五五 SD三一五四·三一五五溝 SD三一五四より新しく、SD三一五四をのちに途中でつけかえた溝と考えられる。SD三一五四は幅二・ SD三一五四は、この地域の東北隅から中央へ斜行する素掘り溝であり、 S D =

(一)点(三七)が出土している。

札 水勢の強い屈曲部のみ玉石積で護岸していたと考えられる。SD三一 みがあり、 ○~二·四m、 (SK三一三七・三一三九)として利用している。 --m 女孺に関するもの (JPSP) が出土している。SD三一五五からは、八(五) 点出土している。 水を溜めるようにしていたらしい。またSD三一五五は、 上層から天平一九年一一月の年紀のある春米荷札(宝瓷)、 深さ二〇㎝、 深さ四○㎝で、 堆積土は砂層である。 堆積土は粗砂層 (上層)、 木簡は、SD三一五四からは三層すべてとくぼみから四一 SD三一五四の溝内には、 礫層 (中層)、 細砂層(下層)の三層である。SD三一 五五の中央部は、 屈曲部の西壁に玉石積が残っており、 下層から郷里制にもとずく記載のある荷 周囲を玉石溝にした径二m その上部をのちに土器溜 特に 五五五

出土している。 SD三一五四付近の整地層 SK三一六九土壙 長径八○㎝、深さ二○㎝の楕円形の土壙で、SD三一五四の西岸にある。 S D Ξ -木簡一(○)

字の年号のある荷札など九(八)点(川光(ペーリキャリ)、暗灰色砂質土層から二五(一九)点(川や古〜川や川)、褐色砂層から 層から出土している。 は暗灰色砂質土層から掘りこまれており、 に変っていたり、暗褐色土層と暗灰色砂質土層との間に、木炭層がはさまっているところもある。 の整地層がみられる。 これらの層位は、 暗褐色土層から一(一)点(早碕)、 部分的にやや異なるところもあり、 五四付近には、 これらの整地層との前後関係が知られる。 暗黒色粘質土層から一(一)点(早谷)、 上層から暗褐色土層、 暗褐色土層の一 暗灰色砂質土層、 木簡は整地層 部が暗黒色粘質土 木炭層から天平宝 褐色砂層の三 ・木炭層 Ħ. 几 層

総

SD三一七〇溝 SD三一五四の西方四mに検出した素掘りの溝である。東北から南西に斜行し、 幅六○㎝、深さ一○㎝で、全長二○・四mを確認している。木簡は二(一)点出 南端で西折

してSD三二九七に合流する。

している。 SD三一二八溝 幅三○㎝、深さ一○㎝の素掘りの東西溝で、この地域の中央部で検出した。全長一四mを確

認し、西端四mは木樋となっている。埋土は暗黒色粘質土である。切り合い関係からみて、SD三一五五より新 しい。木簡は一(二)点出土している。

ころで検出した。層位からみてSD三一二八より古い。木簡は女孺に関するもの一(一)点が出土している。 SK三一五八土壙 SD三二九七の東方四・五mにある素掘りの南北溝である。東壁が畦畔下のため幅が確認で 長径七〇㎝、深さ四〇㎝の楕円形の土壙で、SD三一二八の西端の木樋の南方四〇㎝ のと

SD三二四五溝

土層、 四五mを確認しているが、北へのびてSD三一七〇の屈曲部に合流する可能性がある。 きなかったが、最も広いところで二・六mあり、深さは三○~四○㎝である。削平のため北で消えており、全長 黒色粘質土層、黄白色細砂層の三層で、木簡は、 天平勝宝の年号のある調の荷札(ICOI)がある。 上・中層から土器・木片などとともに、ハ(六)点出土し 堆積土は、 上層から灰色

またこの溝の上層をおおう暗灰色土層から木簡一(〇)点、 溝の南端の西岸の整地層下の砂層上面から、 天平神

暗裼

珎

・神功開宝各一点が出土している。

護の年号のある付札一(一)点(云の)が出土している。

しい溝とは同時期の可能性があり、SD三二四五より古い。 二〇mを確認している。 SD三二五七溝 SD三二九七に直交する東西溝である。 堆積土は灰黒色砂混り粘土である。 この溝は切り合い関係からみて、 木簡は二〇〇点出土している。 側壁・底に玉石を用い、幅一m、 SD||二||九七の新 深さ一〇㎝、全長

座とともに三〇〇点出土している。 SK三三〇五土壙 SD三二九七の東岸に検出した円形の土壙 (径九○㎝、深さ三○㎝) で、 木簡は、

土している。 SK三一三七・三一三九土壙 SK三三〇六土壙 SD三二四五の西岸に検出した方形の土壙 この地域のほぼ中央部に南北に並んでいる、長い二個の土壙である。SK三一 (一辺一m、深さ三五㎝)で、 木簡は二(二)点出

にわけられるが、 両土壙とも一mである。 三九北土壙は、 量の土器・瓦のほかに、 年紀のある調荷札 (天平・天子) など四 (四) 点、SK三一三七から五 (五) 点出土している。 を利用した塵芥処理のための土壙と考えられる。木簡は、SK三一三九から天平宝字三年五月、景雲四年九月の 南北一〇m、深さ一五~二四m、SK三一三七南土壙は、 両土壙とも、各層から瓦・土器・檜皮・木片などが多量に出土しており、SD三一五五 SK三一三九から漆塗の棒、 両土壙はSD三一五五の上にあり、埋土は、SK三一三九が三層、 墨書土器各一点、SK三一三七から木製漆塗高杯・和銅開 南北九m、深さ二三~二七mで、 伴出遺物としては、 SK三一三七が二層 一の上部 幅は 多

総

(一) 点が出土している。

点出土している。若狭国三方郡からの貢進物荷札四点(うち三点は能登郷の調塩荷札)がまとまって出土しているの ○㎝で、全長一九mを確認している。層位からみて、SK三一三九・三一三七より新しい。木簡は、一二(一二) SD三一三六溝 SK三一三九・三一三七の東方五○㎝に検出した素掘りの南北溝である。 幅八〇㎝、深さ一

が注目される(六量~六氢)。

ている。木簡は調鉄荷札一(一)点(云島)が出土している。 か全長一・八mが遺存していたにすぎない。側壁に径三○㎝ほどの玉石を並べ、底に径一○㎝ほどの小石を敷い SD三一三四溝 SD三一三六の上に、やや東にずれて検出した玉石使用の南北溝である。幅八○㎝で、

○ cm で、 SK三一二四土壙 SA三○九九の北から四番目の柱穴と重複する方形の土壙である。七○×六○㎝、深さ三 m、深さ四○㎝の方形あるいは円形の掘方である。木簡は北端の柱掘方埋土から五(四)点出土している。 SA三〇九九柵 埋土内には多量の瓦・木片・木炭・有機物を包含している。この土壙にはSA三〇九九の柱穴など五個 この地域の中央部東辺にある南北柵で、九個の柱穴を検出した。柱掘方は、一辺あるいは径

SB三一一六門基壇下層堆積土 SB三一一六は、この地域の南部の西寄りに検出した門と考えられる礎石建

○月の年紀のあるもの(云気)など二(二)点が出土している。

の柱穴・土壙が重複してほられていたが、切り合い関係からみてSK三一二四が最も新しい。木簡は天平一九年

物である。 直下の黒褐色堆積土層から二(二)点の木簡が出土した。 南北にならぶ四個の礎石の根石と基壇を検出している。 この黒褐色土層は瓦・土器片を包含し、 この基壇のたちわりの結果、 基壇積土

べるSD三一〇九溝の上をおおっている。

が出土している。 るから、SB三一一六より古い。 瓦を包含した暗褐色含礫土層 (下層) の二層である。 下層の古い溝は、 上層の新しい溝は幅九○四、 SD三一三溝 幅一・七m、深さ三○㎝、堆積土は檜皮・木質物を多量に包含した暗茶褐色砂層(上層)、 SB三一一六の基壇の東にある素掘りの南北溝で、 深さ二〇㎝、 木簡は、古い溝から天平勝宝八歳一一月の年紀のある文書木簡一(二)点 堆積土は黄褐色砂質土で、SB三一一六にともなう溝と考えられる。 この古い溝は、 一部SB三一一六の基壇の下に入りこんでい 全長二○mを検出した。二時

を包含する黒色砂質土である。 cm SD三一〇九溝 木簡は三(一)点出土している。 の玉石を敷き、 延長一〇・八mを確認している。 両壁は板をならべ、その内側に七○㎝間隔で杭を打って押えている。 SD三二九七の東方三mに検出した南北溝である。 SB三一一六の基壇の南で五 SB三一一六基壇積土の下から検出しているから、 m Ł 基壇のたちわりで西岸側板 幅八〇cm、 深さ三〇㎝、 堆積土は、 SB三一一六より古 <u>の</u> 底は径三○~四 部を検出 : 瓦片

深さ二五 A三一〇六柵 cmの楕円形の掘方である。 SD三一一三の東岸にある南北栅である。 木簡は、 北端と北から三番目の柱穴から三(三)点出土している。 柱掘方はやや不 揃い であるが、 長径 Ŧī. m 前後、

能登	能登	八田		2280	0		
	能登	鹿島	天平宝字3	2817	0	加島	
越中	羽咋	都知		2195	0		能登国
丹波	桑田	川人		2272	0		
	氷上	井原		2255	0	刊本には	なし
	何鹿	高津		2182	0		
丹後	与謝	宮津		2556	0		
	与社	謁叡		2256	0		
	竹野	鳥取		2205	0		
	竹野	芋野		2258	×		
	竹野	舟木		2257	×		
	熊野	田村		2259•2260	0		
但馬	養父	老左	天平勝宝7	2715	0	遠佐	
	七美	射添		2187	0		
伯耆	河村	笏賀		2748	0		
隠岐	周吉	奄可		2291	0		
播磨	明石	藤江(里)	天平19	2749	0	葛江	
	赤穂	大原		2261	0		
	佐用	柏原		2184	0		
	宍粟	柏野(里)		1955	0		
美作	勝田	塩湯		2186	0		
	勝田	豊国		2262	0		
備前	邑久	尾奴		2206~2208	0	尾沼	
	邑久	尾張		2752	0		
	赤坂	楢口		2078	×		
	児島	小豆		2177	×		
備後	御調	諫山(里)		2263	0		沼隈郡
紀伊	那賀	荒河		2266	0	荒川	
	海部	可太	神護景雲3	2707	0	賀太	
	安諦	英多	延暦元	2209	0		在田郡
	安諦	幡陁	天平宝字	2211	×		在田郡
	日高	財部	天平宝字5	2210	0		
淡路	三原	阿麻	天平宝字5	2176	0	阿万	
阿波	那賀	山代		2717	0		
	那賀	和射		2183	0		
讃岐	大内	入野		2816	0		
	三木	池辺		2590	0		

^{* []}は「郷・里」を付してないもの。○は和名抄に郷名のみえるもの,×はみえないもの。なお高本は高山寺本,刊本は元和三年那波道円校刊の古活字版(『日本古典全集』)の和名抄をさす。

第4表 木簡にみえる郷名一覧

国	郡	郷	年	木簡番号	禾	印 名	抄
大和		大野(里)		1928	×		
河内	志紀	少林		2278	×		
	志紀	田井		2277	\circ		
伊賀	安拝	服織		2267•2268	0	服部	
	伊賀	長田		2279	0		
伊勢	桑名	熊口		2276	0		
	鈴鹿	鈴鹿		2302	0		
	飯野	黒田		2289	0		
志摩	志摩	伊雑	養老2	2248	0		答志郡
	英虞	船越		2776	0		
尾張	中島	石作		2251	0		
	田山	山口		2254	0		
	智多	英比		2188 • 2189	0	iner 41	抽力
参河	飽臣	寸礼(里)	和銅2	2704	0	櫃礼(高本)。	傾礼(刊本) 碧海郡
	額田	新木	天平宝字 4	2192		新城	NII (MA HI)
	渥美	幡太	天平宝字	2194	0		
伊豆	那賀	射鷲	天平勝宝8	2247	×		
安房	朝夷	健田	養老6	2246	0		
常陸	那賀	〔酒烈埼〕		2740	×		
近江	蒲生	阿伎(里)		1926	0	安吉	
	犬上	尼子		2216	0		
上野	緑野	小野		2781	0		
若狭	遠敷	遠敷		2201	0		
	遠敷	小丹生		2835	0	遠敷	
	遠敷	丹生(里)		1949	0		
	遠敷	佐分(里)	天平勝宝2	2591	0	佐文(高本 佐分(刊本	
	遠敷	佐分		2592	0	江刀(四平	,
	遠敷	佐文	神護景雲4	2819	0		
	遠敷	木津	天平勝宝2	1950 • 2801	0		大飯郡
	遠敷	青		1948 • 2283		阿桑(刊本	〉大飯郡
	三方	能登		2818 • 2823 • 2824		門(丞(尚本)
	三方	乃止		2822	ŀŎ	能登	
	三方	竹田(里)		2665	×		
越前	足羽	野田	and an artist of the second	2774	0		
	坂井	荒墓		2190	0	荒泊	
	坂井	荒伯		2191		荒泊	
	江沼	忌浪		2076			加賀国

付 章 造酒司と大嘗祭

造酒司と木簡

多く、 体的に官衙の所在の知られる例のひとつである。 そこで新たな資料を加えたことにより、造酒司がどのような官衙であったか、どのような機能をもっていたか 本報告書収録の木簡のうち6AAC区(V地区)出土の木簡は宮内省被官の造酒司に関連する内容を含むものが 土器の墨書などからこの地区が宮内省造酒司か、その一部であったことはほぼ確実であり、 ひとつの官衙についてまとまった資料となっている点が注目される。 先に述べたように遺構の状況や他 平城宮内で具

大嘗祭等に使用される酒と木簡にみえる酒との関連についても考察を加えたい。 司内部の施設、 簡単にふれ、平安宮との関連で造酒司の所在場所について若干検討するにとどめる。 を考えてみたい。ただし奈良時代の造酒司の実態についてはほとんど知りえないので、本稿では造酒司の組織に 酒・酢等の醸造の方法、 製品の用途などについて『延喜式』を中心に考えてみる。 次に醸造工房としての造酒 また新嘗祭

○ 造酒司の組織

酒殿」

の語がみえる。

また『主殿式』に「造酒司油四升個酒殿十二」とあり、

職員令によれば造酒司は正一人、佑一人、令史一人、酒部六○人、使部一二人、直丁一人がおり、 それに酒戸

が一八五戸付属していた。

造酒司の主な職務は供御および神事・節会などに用いる酒や醴 (あまざけ)・酢等を造ることであった。 また酒

部は主として節会の折の行觴 酒戸は『令集解』 職員令所引古記によれば一八五戸のうち一六○戸が品部であり、 (酒の酌をすること)や神事の際の献酒などに従った。 大和国九〇戸、 河内国

津国にあり、そのうち一○戸を客饗の時の役に充てていた。

戸で、

八〇丁ごとに上番して使役されていた。

これらの酒戸は醸造に従っていたのであろう。

残りの二五戸は摂

七〇

二 造酒司の位置

る事実と合わない。 本の宮城図によれば宮の西方で豊楽院の西北に位置しており、 平 城宮の造酒司の位置は文献の上からは全く推定する手がかりはない。 平城宮造酒司推定遺構が内裏外郭の東方に位置す 平安宮の造酒司は九条家本や陽明文庫

について平城宮造酒司との関連で若干考察してみる必要がある。

ただ『延喜式』には造酒司とは別の場所とみられる「酒殿」

の語が三個所にわたり出ており、

この

酒殿

の場所

まず『民部式』に「凡内酒畯料黒米百五十斛、幷大歌所料卅八斛七斗二升三合二勺五撮受於省」とあり、

内

「御酒殿」が造酒司の管下にあっ

総

説

城・大和・河内・和泉・摂津からの醸酒用米年料を記しているが、そこに「就」中割二十石1付二東酒酸1」とあり、 とが知られる。 また『造酒式』の年料醸酒数条に「御酒料二百十二斛九斗三升六合九勺九撮」の内訳として山

造酒司と結びつきを持ちながら特別な場所として東酒殿が存在していたことがうかがわれる。

ろをみると内裏近くにあり、 これらの内酒殿・御酒殿・東酒殿はおそらく同一のものとみられ、「内」や「御」などが冠せられているとこ 内裏のみにかかわる酒関係の仕事をしている場所と考えられる。その場所について

『日本紀略』承平三年正月廿三日条に次の記事がある。 今夕、陽明門內近衛陣直大沢有春、為,,同府近衛小槻滋連,被,,忿怒、於,,酒殿北辺、以,,太刀,被,傷之、 即逃去、

有春僅存命

召」とあり、 々事の酒殿の項に これから考えると酒殿は宮城東面大垣にある陽明門から遠くない位置にあったと思われる。 『拾芥抄』中第一九宮城部の「酒殿」の項には「在||外記庁東|」として『西宮記』の文を引用して 「有」別当〔升〕 預、納」播磨庸米、造、酒、 随,,藏人所召,進、之、一度不、過,,九升、甘糟又随、 『西宮記』巻八所

外記庁の東が酒殿であるとすると、 外記庁は内裏のすぐ東であるから酒殿のおおよその場所が推定できる。

は外記庁 『大内裏図考証』では校本『拾芥抄』省略図と同異本図とを掲げて酒殿の位置を示している。それによると酒殿 (結政)、 釜殿、 御書所、 侍従所などがある一劃の東北部を占めている。

酒殿の機能については具体的に知りえないが、 『拾芥抄』や『延喜式』の記事にみえるように別当、 預などが

考えられるのである。

省から納められていたことなどから、 置かれ播磨の庸米が納められており、 る場合にはその料米を畿内諸国から進上させる他に、民部省の庸米を受けているが(邁)、 同じことが小規模な 造酒司への畿内各国からの酒米の一部も納められており、 少量の醸造が行われていたことは確実である。 造酒司で酒や酢、 酒殿料米が民部 甘醴を造

がら酒殿でも行なわれていたと思われる。

目の豊明節会には親王以下五位までに給される。また『西宮記』によれば新嘗祭の常寧殿試五節のとき大歌の人 酒殿で醸造された酒は後述のように殿の醸す酒として大嘗祭の時に内裏・中宮・東宮に給され、

等に酒殿御酒を賜うことになっていたごとく、ごく内むきの料として使用されていたようである。 この神は貞観元年正月二七日に無位から従五位下を授けられたことが『三代実録』に記されている。 延喜式神名帳』によれば造酒司の神六座のうち酒殿の神として酒弥豆男神、酒弥豆女神の二座が祀られてい

に使用される酒を少量醸造していたと推察されるが、その場所が平城宮の造酒司推定地と似かよった場所である 以上のごとく平安宮の酒殿は造酒司の管下にありながら造酒司と離れた内裏東部にあって、 また本冊報告分の6AAF地区出土の木簡の中に 「酒殿」 の語のみえるものがあり(三登)、 内裏で特別の場合 平

城宮にも酒殿が存在していたことが知られ、しかもこの木簡が平城宮東部から出土していることが注意される。 これらのことから少し推測を加えるならば、平城宮では造酒司と酒殿が接近した場所にあったのではない

に作られたのではなかろうか。 それには造酒司と酒殿の機能の分化が進んだなどの理由が考えられる。 また官衙

それが平安宮になって酒殿はほぼもとの位置を踏襲したものの、

造酒司は全く異なる場所

総 るから平城宮と平安宮で大きく異ることは有りうる。平城宮内の水脈は内裏東外郭東方の南北の谷筋が主要なも の配置が平城宮から平安宮まで踏襲される可能性があったとしても、造酒司の場所は立地条件にかなり左右され のであり、 水が第一の要件である造酒司としてはこの場所がふさわしいといえる。 発掘区の二基の井戸のうち東

のSE三〇四六井戸上の建物は完全に密閉された泉屋と称すべきものであり、この水が醸造用に使われたのでは

考察にまちたい このような考えが妥当性を持ちうるかどうかについてはさらに隣接部の発掘が進み、 新たな知見を得てからの

なかろうか。

(三) 造酒司の内部

ないのであるが、いくらか推定する手がかりがないではない。 ・酢等の醸造を主な職務とする造酒司の内部はどのようになっていたか文献上からはほとんど明らかにでき

る神を祭ったものであろう。内膳司や大炊寮、主殿寮、大膳職等の竈の役割の大きい官司でも竈神が祭られ、春 司に祀る神のうち四座は竈神で、造酒司内で米を蒸したり湯を沸かしたりする竈が四口据えてあり、その竈に宿 は造酒司所管の神ではあるが、造酒司とは場所的に離れた内裏の東にある酒殿にまつる神であったらしい。 酒弥豆男神と酒弥豆女神で、 造酒司には『延喜造酒式』によれば九座の神が祀ってあり、春秋の祭りに預っていた。その九座のうち二座は 『三代実録』や『延喜式神名帳』ではこの二座を「酒殿神」としており、この二座

排

水溝や西の溝(SD三〇三五)から大型の須恵器の甕の破片が出土しており、

「造酒司酒甕神、 残りの三座は大邑刀自、 従五位下大邑刀自、 小邑刀自、 小邑刀自等、 次邑刀自と云い、 並預...春秋祭..」とあり、これらの神が酒甕の神であったこと 女性神である。 『文徳実録』斉衡三年九月一一 日条に

秋の祭が行なわれていた。

が 判明する。 さらにこの三座の酒甕神に関して『続古事談』第一に次のような記事がある。

時 造酒司ノ大刀自ト云ツボハ、三十石入也、 ユ ヱナク 地ョ リヌケ出テ、 土ニ深クホリスヱテ、 ワヅカニ一尺バカリイデタルニ、 条院 ノ 御

うちの大刀自と名のついた甕は三十石入りという巨大なものであった。これらの甕に毎年一定の時期になると原 大きな甕があり、 三条院御時、 すなわち三座の神は造酒司で実際に酒を醸す甕を神格化して祭ったものである。 大風フキテ、 それは口の部分二尺だけ地表面に出してあとは土中に深く埋めこんで据えてあるもので、 カ ノツカサタフレニケルニ、大トジ、 カタハラニフシタリケリ、人オドロキアヤシミケルホドニ、 小刀自、 次トジ、 造酒司の中に三口の醸造用 ミナウチ 御門ウセ給ニケリ、 ワリテケ その

くつもの瓺が整然と並んでいて、 簡の中に「三条七瓺水四石五斗九升」(IISMI)、「二条六瓺三石五斗九升」(IISMO)と記したものがあり、 料を仕込んで酒を醸したのであろう。 並べる広い場所があったか、 酒のどれが、 三口の甕のどれで造られたのか、 あるいは貯蔵所のようなところがあったと思われる。 水や酒が入っていたことを示しているから、醸造用の甕のそばにそれらの 造酒司で作る酒には御酒・御井酒 あるいは他にも醸造用の甕があったのか明らかでない。 ・醴酒以下種々の酒があったが、 ちなみに発掘区 の二基の井戸 これ ただ木 これら 瓺を はい

他の発掘区に比べその量はきわ

だって多い。

(PY)

造酒司の

職掌

らの職掌以外に儀式・節会・諸神事に造酒司官人・酒部・仕丁が供奉することになっていた。 る大嘗祭はとくに重要な神事であるため、 宮・諸官司に供給し、 造酒司の職掌はまず第一に毎年定期的に 種々の酒や 酢等を 醸造することであった。 畿内各国から造酒司へ貢進された酒もあった。神事のうち毎年一一月の新嘗祭と、天皇即位の折に行なわれ 神事や諸節会に必要な酒も造酒司から出した。これらの酒は造酒司で醸造された分もある 特別の酒が醸造されたが、これにも造酒司官人が参与していた。これ その酒を内裏・中宮・東

酒・酢等の醸造

а

御井酒以下の三種の料米は少く、たとえば御井酒料は一九石五斗であり、特殊な用途を持っていたか、嗜好品と された。 内膳司供御唐菓子韲甘醴 から調達される。ひとつは畿内諸国から納入される酒米であり、ひとつは民部省の庸米を受けるものである。 このうち御酒は供御・神事用の酒と思われるが、その料米は山城・大和・河内・和泉・摂津の畿内各国から出 延喜造酒式』 御井酒・擣糟・醴酒の三種の料米も畿内諸国から造酒司に送られていた。 によれば造酒司で通常用意している酒・酢等は、 ・雜給酒・酢・汁糟・紛酒の一一種である。これらの酒の原料は大別して二つのルート 御酒・ 御井酒 御酒料二一二石余に対して、 擣糟・醴酒 ・三種糟 . 酒酢

あり、 では主水司の管理する神聖な「御井」が がどのような酒か判明しないが、平安宮 民部省から受けていた。そのうち雑給酒 子韲甘醴・雑給酒・酢の各料米は庸米を 態は不明である。 以外の種々の造酒司製造品についても実 して用いられていたのであろう。 そればかりでなく木簡などから知られる ている点は『延喜式』と同じであるが、 正税帳にみえるように畿内から納められ 時代の醸造用米の調達ルートは、大倭国 は六一五石余で他にくらべて多い。 に充てられていたのであろう。その料米 はその名のとおり宮内の各官司での消費 ように畿外諸国からも貢進されていた。 これと関連するであろうか。これ 酒酢・内膳司供御唐菓 御井酒 奈良

第5表 造酒司遺構出土の木簡にみえる米の貢進地

		15 0 200		3757.114				
	国		郡 郷		郡	料	米	木 簡 番 号
〔伊	賀江	安	拝	服	織			2267, 2268
伊	勢	飯	野	黒	(田ヵ)			2289
尾	張	中	島	石	作	酒	米	2251
〔尾	張〕	Ш	田	山	口			2254
〔丹	波)	〔桑	田)	()11,	入(赤	舂 米	2272
〔丹	波〕	氷	上	井	原	赤	搗 米	2255
〔丹	後〕	与	社	謁	〔叡』〕			2256
丹	後	竹	野	舟	木			2257
丹	後	竹	野	芋	野	赤	舂 米	2258
丹	後	熊	野	田	村			2259, 2260
播	磨	赤	穂	大	原	赤	米	2261
美	作	勝	田	豊	玉			2262
備	後	御	調	諫	Щ			2263
〔紀	伊)	〔那	賀)	荒	河	酒	米	2266
		Ш	田			赤	米	2253
-		加	毛	柞	原			2265
				名	張(里))		2250
				両	村	御	酒 米	2252
				八	弁	春衛	即酒米	2264
				Л	上	赤	米	2271

総

いうことになる。

に酒米と注記するものは五点、 今回報告する造酒司推定遺構から出土した米の貢進木簡は断片類を入れて合計二九点ある。このうちあきらか 赤米・赤搗米・赤春米が八点、 白米・春米・米と記すもの四点、 このほか米の貢

進数量である「五斗」とのみあるものが七点ある。このうち赤米・赤搗米・赤舂米は同じもので、 の諸国の正税帳に記載されているものである。したがって右の米貢進札のうちの半数近くが酒原料の米と 酒料として天

のち、 造酒司で廃棄されたものであろう。 の記載からみると、酒米は年料春米(白米)や雑穀などを管轄する大炊寮にまず収納されたことがわかる。 じく年料春米であると考えられる。そして「納大炊寮酒料赤米弐伯伍拾玖斛 解説一』では、白米を田令田租条に規定する年料春米と解したが、ここにみえる酒米・赤春米なども白米と同 大炊寮から造酒司に分配されるものであったらしいが、これらの米の貢進木簡はそのようなルートを通り、 充穎稲伍阡壱伯捌拾束」 しかる

かは確認できな 今のところ『延喜式』の記載のごとく、 奈良時代においても民部省の庸米を醸造用に造酒司が受けてい たか否

内裏・中宮等に供給され、九月三○日で終了することになっていた。醴は一夜酒ともいわれるように一日で造ら 回くりかえされた。 仕込んでから一○日程で鼈という原酒ができた。醸造は期間内に四度行った。酢は六月に醸造を始め、 原料を仕込む時期や、 また御井酒は七月下旬に醸造を始め、 醸造期間は酒の種類によって異っている。たとえば御酒は一○月から醸造を始め、 これも一〇日程ででき、 八月一日から一日に五 やは り四

えることが中心の饗宴である。

れるもので、 六月一日から醸造を始め、 七月三〇日まで毎日作られ、 日に六升ずつ供給された。

b 酒の用途

五日等の諸節の折にも酒が供された。 ていた。その他に伊勢斎内親王の在京の間と、賀茂斎内親王の毎日の料にも供されていた。 『延喜造酒式』 供奉料条をみると醸造された種々の酒は宮中用として内裏・中宮・東宮の毎日の料に充てられ また正月元日や五月

尾神祭、 宮内省の園韓神祭、 供奉以外にも種々の祭りに酒が使用されていた。『造酒式』に載せられているものでは、四月の 愛宕郡賀茂神祭、六月・一二月の宮中神今食、二月・一一月の山城国乙訓郡大原野神祭、 一一月の宮中鎮魂祭などがある。また孔子を祭る大学寮の釈奠にも造酒司で酒が準備された。 **葛野郡平** 山城国葛野郡松 一野神祭、

新嘗祭・大嘗祭の酒

c

膳に新穀の黒酒と白酒とがそなえられた。 で行なわれるのが原則であった。 た。新嘗祭は一一月下の卯の日に当年の新穀を諸神に供し、 毎年一一月に行なわれる新嘗祭と、 奈良時代天平勝宝八歳には神祇官曹司で新嘗祭が行なわれている。 天皇の即位にあたり行なわれる践祚大嘗祭においては特殊な酒が準備 また翌辰の日には豊明節会があり、 天皇自ら食する儀で、 これは黒酒 平安宮内裏では中和院神嘉殿 ・白酒を諸臣に頒ち与 新嘗祭の神 され

祭の黒酒 斎場に運ばれ、 とは区別されていなかった。 大嘗祭については別に述べるが、 白酒 には悠紀 醸造されて神事・節会に供された。 ・主基の国郡が卜定されたあと、 新嘗祭で用いられる黒酒・白酒が造酒司内の臨時の酒殿で造られたのに対し、 神事の基本的な形態は新嘗祭と近似しており、 なお木簡の中に「白酒」と記したものがある(三人)。 その国郡に斎場が作られ、 そこで抜きとられた稲が在京 奈良時代以前には両者は判然

れは造酒司で造られたもので、 延喜造酒式』践祚大嘗祭供奉料条によると、 一は悠紀 ・主基二国斎場の稲で造った酒で、 造酒司で準備した器に入れられた。一は「殿の醸す酒」で、これは前述の内裏の 大嘗祭の四日間に内裏・中宮・東宮等へ供奉される酒は三種 悠紀・主基二国貢進の壺に入れられていた。 は三種糟で、

そばの東酒殿で醸造された酒をいうのであろう。

の白酒 供奉酒以外の大嘗祭四日間に親王以下の諸臣へ賜う酒も三種類ある。うち二種は殿の醸す酒と悠紀 黒酒で、 これは供奉酒の場合と同じである。 他の一 種は 「県の醸す酒」 である。 主基

国

位までの上級者には 大嘗祭四日目の午の日 殿の の豊明節会に賜う酒は、位階によってはっきりその種類が決められており、 醸す酒、 六位以下歌舞人等には 県の醸す酒が給された。 県の 一醸す酒については 親王以下五

式

供奉神事諸司給酒法条をみると次の記載がある。

醸造されるだけでなく、一部については直接貢進されていたことが知られる。 わる国栖まで位階にかかわらず全員に給されている。 の 凡県醸酒、 条は豊明節会についてではなく、 山城国四斛二斗一升五合、 神事一般についてであるが、 大和、河内、 また県醸酒が畿内四個国から貢進されており、 摂津等国各四斛、 その場合に県醸酒は諸 並十一月卅日以前進訖歸舊己上料 Ξ から芸能にたずさ 酒が宮内で

か しかも宗教祭祀的結合がもとになったいわゆる県制の遺制としての県であろう。実質的な意味を失った県は、 に畿内およびその周辺に遺制をとどめ、 天平八年の摂津国正税帳に県醸酒が記載されているが、 ここにいう県とは大和国 「の六御県などにみられるように、 宮廷儀礼のため これは同国内にあっ の供御料地的性格をもっていたらしい(国家成立史の研究」) 三世紀から五世紀にかけて展開した地方制度で た県 (三島県と思われる) 0 旧 地

県の ら出されたのであろう。 伯 地から出されたものであろう。 また天平一〇年の和泉監正税帳にも県醸酒を記載しており、 これは同監内に属する茅渟

ら貢上していたと考えてよいであろう。

酒の貯蔵容器は一石入り以上の大型の甕か瓱などを使うが、この付札の場合には運送の便のためか四斗ずつ小型 の容器の缶に入れている。 らで一点は田井郷から、 6AAC区(V地区)出土の木簡で直接に酒を貢進した付札が二点あり(三字・三字)、いずれも河内国志紀郡 もう一点は少林郷からのものである。 通常の貢進付札と異り貢進者名は記されていない。

が出土している(木簡釈文番号第五六号)。 きてから薄めて使用することがあったかもしれない。 難酒はこの醇酒をいうのではなかろうか。 らに「厚酒也」としるしており、 ケと訓んでいた(なお現存の『日本書紀私記』では「加良幾佐介」の訓みがついている)。 醇酒について 『和名抄』 はさ の説明として「日本紀私記云、 「清酒」と「難酒」の二種であるが、難酒は「カタサケ」と訓むのであろう。『和名抄』飲食部に 醇酒加太佐介」としており、 『箋注倭名類聚抄』では加太佐介は「堅酒」であり「濁酒之厚也」としている。 おそらくかなり濃い、 なお藤原宮跡から「下鳥羽瓺難酒三斗一升」と記した木簡 『和名抄』所引の『日本紀私記』では醇酒をカタ アルコール度の高い酒で、造酒司に貢上されて

れば田井郷の近くには志貴県主神社があり、 ところで河内国志紀郡は雄略記に出る志幾之大県主の居たところでかつての県であった。 まさに志紀県の中心部であった(少林郷は『和名抄』になく、 『神名帳考証』

税帳や 郷があるが、 『延喜式』にみえる県の醸す酒であったと思われ、 拝師郷だとやはり志貴県主神社の近くである)。 したがってこの二点の木簡にみえる志紀郡貢上の酒は正 大嘗祭やその他の神事での饗宴に使われるため貢

二 大嘗祭と造酒司木簡

れたと考えられる。

料ではなく、 司についてその機能を具体的に知る手がかりとなる貴重な資料であるが、造酒司の機能や職掌の全般にわたる資 名辞のみえる物品付札などが多く、 6AAC区(V地区)出土の木簡は前述したように造酒司関係の文書や酒米・赤米の貢進付札、 仔細に検討するとある時点のある行事に関係する内容を持つと推定されるものが多い。 この地区を造酒司と推定する根拠となった。これらの木簡は奈良時代の造酒 種 一々の 酒 こや酢

その行事とは後述するごとく、

木簡の年紀と内容から神亀元年一一月二三日に行なわれた聖武天皇の践

||祚大嘗

天皇の大嘗祭であることを直接示す木簡はなく、 祭であり、 かかわる記載内容なのか不明のものが多いが、 群を相互に関連させて考えてみると神亀元年の大嘗祭にかかわるものではないかと推定されるのである。 木簡はその大嘗祭に造酒司として準備にあたった際の内容を示していると考えられる。 ほとんどの造酒司関係木簡は断片的で、司内の機能のどの部分 その中にややある傾向がうかがわれる一群 の木簡が もちろん聖武 あり、

どのような祭儀であるかを述べる必要がある。 それらの木簡がどのような理由で大嘗祭に関連すると考えられるか説明してゆくが、 ただし、大嘗祭はきわめて大規模、 複雑な祭儀であり、 それとともに大嘗祭とは その全て

→ 大嘗祭の概要

であることが多い。国郡ト定のあとは大嘗祭の一切の準備を司る組織である行事所が設けられ、検校以下の役が 所を卜定することである。この二国を悠紀国・主基国という。卜定は多くは七月までに行なわれ、 り、この時代にも記録にはあらわれないが、大嘗祭の準備がその年の早い時期から行なわれていたことが知られる。 を載せているが、 大嘗祭のある年には新嘗祭は行なわれなかった。『続日本紀』には奈良時代に即位した天皇七人の大嘗祭の記事 天皇の即位に当り一世に一度行なわれるのを大嘗と称して区別していたことは『続日本紀』等で明らかであり、 儀礼がかなり儀式化して宮廷に行なわれていたものである。奈良時代ではすでに毎年行なわれるのを新嘗とよび、 奈良時代以前には両者は判然とは区別されておらず、祭儀の意味も基本構造もほぼ同じものであり、 だし八月以後の即位の場合は翌年の一一月)。 践祚大嘗祭は天皇一代に一度の重要な祭儀であり、 『延喜式』によれば大嘗祭の準備の最初に行なわれることは、 わずかに淳仁天皇の天平宝字二年八月一六日に大嘗祭を行なうために天下諸国の大祓をしたという記事があ ほとんどが大嘗祭の中心部分である一一月下の卯の日からの四日間についての簡単な記事であ 毎年同じく一一月の下の卯の日に行なわれるものに新嘗祭があるが、 即位した年の一一月下の卯の日から四日間行なわれる(た 神饌および黒酒・白酒を作る稲を取る国郡二個 畿内周辺の国 農村の収穫

置かれた。

にわたって言及するわけにはいかないので、木簡の内容に関連の深い部分を中心として概略を述べることにする。

八月上旬には大祓使を卜定し、左右京・五畿七道に遣し、 諸国の大祓を行なった。

八月上旬と九月上旬には由加物使が畿内近国に差遣された。 由加物とは大嘗祭儀に使用する諸 雑器や天皇が食

九月上旬には摂津国神服社の神主一人が神服使として参河国に派遣され、 天皇の着する神服を織る服 長 織

由加物使はそれらの作製・採取を監督し、京に運んだ。

する雑贄を指す。

場を作った。稲が稔った頃に抜穂が行なわれ、現地の男女とともに京に運ばれ、九月下旬に北野の斎場に到着した。 使は大嘗祭儀の最も中心部分である卯の日の神事に使われる神饌・天皇供御の飯・白酒と黒酒を造る稲を取るた めの重要な使いである。 などを卜定した。 宮城北部の北野斎場は方四〇丈の外院の中に悠紀と主基の内院と服院、 八月下旬には神祇官の官人四人からなる抜穂使が卜定され、 ト定された人々は一〇月上旬に上京し、 両国の斎場に至ったのち抜穂に従う男女を現地の者から卜定し、 宮城北野の斎場に設けられた服院で神服を織っ 悠紀・主基両国に二人ずつ派遣された。 その他の雑舎が設けられ、 稲を取る田のそばに斎 ○月上旬 この抜 穂 女

までに造り終えることになっていた。 また斎場に隣接して大嘗祭に従う官人の準備作業と起居の場である大嘗会

所が設けられた。

斎場では一○月上旬に大嘗祭に使用する酒が、

悠紀

・主基両国から運ばれた稲で両国の

男女によって醸造され

両内院では特に卯の日の神事に使用される酒が一一月上旬に醸造される。 これらの酒の醸造にあたっても酒

甕を地 面 に掘りすえてい

○月中旬には服院の中に悠紀 主基の神服院が造られ、 神服使に率いられて上京した参河国の神服女と服

によって神服が織られた。

○月下旬に天皇は斎場近くの河に臨んでみそぎをし、一一月一日より大嘗祭が終るまで一個月間の物忌に入 これを御襖と称する。

倉代十輿が同時に運ばれるが、これは屋形に檜葉を葺き、中に肴物や菓子などを入れたもので、同じく美草を飾 黒酒・白酒二瓼ずつをそれぞれ黒木の輿に載せ、輿に檜葉を葺き、瓼に 蘿 葛 を飾る。さらに、 載せ草木の葉を飾りとする。 橘子、袁等売草の九種である。これらの植物がどのように使われたのか不明であるが、 式』によれば、酒を入れる容器の等呂須伎、都婆波をはじめ種々あるが、ここで問題にしようとしているのはそ式』によれば、酒を入れる容器の等呂須を、『『『『『『『『『『』』であるが、ここで問題にしようとしているのはそ 時)に北野斎場から大嘗宮へ行列をなして 運ばれる悠紀・主基両国の供物の荷に使用される植物と共通すると思 の中の畿内所進の植物としているものである。それは檜葉、真木葉、弓弦葉、寄生、真前葛、日蔭、山孫組、山の中の畿内所進の植物としているものである。それは檜葉、真木葉、弓弦葉、寄生、真前葛、日蔭、山孫組、山 壇の前に設けられた大嘗宮内に他の官司の料物とともに納められる。供神物をととのえるための供神料は 一一月の中の戌の日に酒などの供神物を準備する。この供神物は卯の日の夜に天皇の出御に先立ち、朝堂院竜尾 北野斎場において大嘗祭のための酒が醸され、神服が織られているとき、宮内の諸官司でも大嘗祭の準備が進 延喜造酒式』践祚大嘗祭供神料条によれば、造酒司では九月中旬に司内に黒木の舎一宇を建て始め、そこで 『儀式』や『延喜践祚大嘗祭式』によるとその荷物は用途によっていくつかに分けられるが、そのうち 造酒司でも準備が行なわれるが、それに関係する木簡があるので、すこし詳しく述べてみたい。 別に黒酒・白酒一〇缶ずつの荷をやはり輿に載せ、美草をもって飾りとする。 卵の日 の巳の刻(午前 御水六瓼を興に

が、 る。 さらに人給の酒 同じ行列の中で神服の男七二人が持つ酒柏 一百缶が黒木の筥形に入れて運ばれるが、 (卯の日に天皇が大嘗宮の正殿の神食上に酒を灑ぐときに用いる) これにも美草を飾りとする。 また、 荷物ではな に弓

弦葉が使われる。

真壁葛をもって鬘とし、蘿葛をもって手繦にして歌舞したという。 で造られた酒などの供神物に飾りとして付せられ、 神事の時に参加者の冠に懸けることになっていた。『古語拾遺』によれば天照大神の岩戸隠れの時、 してではなく、 『造酒式』 の九種の植物もこれらの草木の葉や美草と同じように使われたのではなかろうか。 酒等の荷が神聖であることの表徴でもあると考えられる。 大嘗宮の中に納められたと推定される。ただし単なる飾りと ちなみに日蔭葛は新嘗・大嘗祭などの すなわち造酒 天鈿女命は

載の数量と比べると袁等売草の二荷は合っているが、真前葛は合わない。 個所からも、 個所があるが、 造酒司供神料の九種の植物の用途が推定できたところで木簡(High)をみよう。 この木簡は表裏とも大嘗祭に使用する九種の植物名を書き上げたと考えられる。 檜・真前葛・袁等売草が読め、 これは九種の植物のうちである。 さらに「□□葉 左右が欠けていて判読できな なお 一荷」と読める 『造酒式』記

いう推定を助けるものである。 この木簡は内容的に大嘗祭に関することが明らかであり、 また奈良時代の大嘗祭に関する数少い具体的資料のひとつで 他の一連の木簡が大嘗祭にかかわるのでは ある。 な かと

造酒司 の大嘗祭への準備に関することは以上にとどめ、 再び 『延喜式』によって大嘗祭の概要を続けることに

する。

総 大嘗祭儀が行なわれる大嘗宮は一一月下の卯の日の七日前から造り始め五日の内に造り終えることになってい

平城宮では元正 場所は平安宮では朝堂院の竜尾壇の南であることが多い。 ・聖武・称徳天皇の大嘗祭の場所は不明であるが、 淳仁・光仁・桓武天皇の場合はいずれも太

大嘗祭第一日の卯の日の前日の寅の日には鎮魂祭が行なわれる。 (乾政官院) で行なっており、孝謙天皇は宮外の南薬園新宮で行なった。

政官院

みである。この木簡も一群の造酒司推定地出土の木簡が大嘗祭に関連するものであることを示す証左であろう。 などが用いられるが、 に関する木簡が一点、 たり宮殿内の平安を祈る。平城宮では大嘗祭にともなう大殿祭がどこで行なわれたか不明であるが、この大殿祭 れが終り朝になると大嘗宮殿はとりこわされ、ついで平安宮の場合は仁寿殿で大殿祭が行われ、天皇の践祚にあ に天皇が大嘗宮の中の廻立殿で湯を浴び悠紀・主基の神殿で供御物や黒酒・白酒を神と共食する秘儀にある。 卯の日以後、辰・巳・午の三日間は場所を豊楽院にかえての饗宴である。 卯の日には悠紀・主基両国の供物が行列を作り、 6AAC地区から出土している (IIII)。大殿祭では『延喜式』によれば安芸木綿や酒 この木簡は大殿祭についての造酒司での準備に関するものであるためか、 北野斎場から宮内の大嘗宮へ向った。 祭の中心は同 酒の量の記載の 日の夜中 !・米 そ

辰の日は悠紀の節会で天皇に御膳を供し、 五位以上に饗饌を賜い、 風俗の歌舞が奏される。

巳の日は主基の節会で和舞、悠紀・主基二国による風俗舞、 田舞が奏される。

午の 日はいわゆる豊明の節会で悠紀・主基両国国司らに叙位し、久米舞、吉志舞、 大歌、五節舞、 和舞などが

奏される。

位賜禄があり、一一月晦日には在京諸司の大祓があり、一二月上旬には両斎国で御膳の八神を祭り、 以上によって四日間の大嘗祭儀は終了することになる。翌未の日には諸司六位以下、 両斎国の郡司役夫等に叙 斎郡の解斎

解除が行なわれて大嘗祭にかかわる一切の行事は完了したことになる。

天皇の大嘗祭のときには辰の日を豊明と称しており、桓武天皇の時の巳の日の節会には雅楽寮の楽や大歌が奏さ ことは確かである。また未の日には平安時代と同じように叙位も行なわれているが、宴も行なわれている。 宴が行なわれた。三日間すべてにわたって宴があったとは限らないにしても辰・巳・午の日が饗宴の日であった 奈良時代の辰の日以後のことはあまりはっきりしないが、第6表にみられるように主として朝堂を使用して饗

の大嘗祭であるか木簡にみえる年紀と日付から考えてみよう。 以上大嘗祭の概要をごく簡単に説明し、大嘗祭にかかわる木簡があることを述べたが、次にこの大嘗祭が かっつ

二 木簡にみえる大嘗祭の時期

の多さ、それに付札型をしていることから考えて、酒の貯蔵か、 石七斗二升という数量からみて、酒か酒の原料となる米か水の量を示すものであろう。年紀があることと、 本報告書収載の木簡の中に神亀元年一一月一一日の日付を持つものが一点ある (IIIIIII)。そこに記されている三 あるいは醸造に関するものであり、甕などの容

器に付けられていたものではなかろうか。 ところでこの神亀元年一一月は『続日本紀』によれば聖武

大嘗祭の時期と日付が一致しただけなのか、 天皇の践祚大嘗祭の行なわれた月である。この木簡が偶然に 内容的にも大嘗

祭と関係があるのか考えてみよう。

簡の中では他の月にくらべて一一月が一番多い。その他に一 (三毫・三國・三四・三元)で、合計五点になり、 年紀はないが一一月の日付を持つ木簡はこの一点の他四点 日付のある木

であるが、これも後述のごとく大嘗祭と関係があるとみても 日付を持つ木簡は三点(三氢・三氧・三元)だけであるから、 るが(IIIC)、それは一二月であり、一応大嘗祭終了後の日付 ○月が一点 (IMIN) ある。また神亀元年銘の木簡はもう一点あ よさそうである。貢進付札以外で一○・一一・一二月以外の

代 大 嘗 祭 0

顕著な現象であるといえる。

大嘗祭の祭儀そのものは天皇が即位した年の一一月の下の

日付のある木簡は一一月を中心に集中していることになり、

巳 日	午	B	未	日
五位以上朝堂宴, 内裏に て賜御酒・禄	百寮主典以 饗	从上朝堂賜		
五位以上宴, 賜禄	諸司主典以	J.上賜饗	叙位・賜饗・則	場禄
閣門に御し、五位以上宴 賜禄	諸司主典以	人上朝堂饗	叙位•賜禄	
黒酒・白酒を賜う				
閣門前幄にて五位以上宴 ・賜禄	賜禄・叙位	<u>r</u> _	五位以上宴,紀 主典以上朝堂	
五位以上宴,雅楽寮楽・ 大歌を奏す, 叙位・賜禄	叙位		諸司主典以上刻	壁, 賜禄

厨に御して叙位あり。

卯 準備が進められるから、これらの木簡の日付が一一月を中心 が行なわれ、 進 備が始められていたことが知られる。 代では天平宝字二年八月一六日に淳仁天皇の大嘗祭のための 準備に関するものと考えることができるわけである。 に集中してみられることは、 白酒を造る稲を取る悠紀・主基の国郡二個所を卜定すること 主基両国の斎郡の解斎解除や、 日付の木簡は、 か 神亀元年一一 「天下大祓」を行なっているから、 備 Ó B 貢進付札以外の木簡で神亀元年銘のあるものが二点あり、 それに関連したものと考えられる。 はかなり早く始められ、 日から四日間行なわれるが、 これらの一〇月~一二月までの日付のある木簡を神亀 一一月に入れば祭を直前にひかえて多方面での 月には聖武天皇の大嘗祭が行なわれていること 大嘗祭の終了後に先に卜定されていた悠紀 造酒司での大嘗祭にあたって 七月までには神饌および黒酒 斎場の撤去が 前に述べたように大嘗祭の やはりかなり早くから準 また神亀元年一二月の 行なわれるか 奈良時

第6表 奈 良 時

天	皇	年	悠紀国 主基国	卯 日		辰		日
元	Æ	霊 亀 2	遠 江 但 馬	大嘗,賜禄・叙位				
聖	武	神亀元	備 前播 磨	大嘗,神楯を斎宮南北二 に立つ	二門			
孝	謙	天平勝宝元	因 幡美 濃	南薬園新宮にて大嘗		五位以 位	上宴,	叙
淳	仁	天平宝字2	丹 波播 磨	乾政官院にて大嘗				
称	徳	天平神護元	美 濃越 前	大嘗 太政官院にて大嘗,神ホ	舌枠	叙位, の豊明		ラヒ
光	仁	宝亀2	参 河 困	を立つ、神寿詞・両国語 ・諸司宿侍名簿を奏す	就物			
桓	武	天応元	越前備前	太政官院にて大嘗,両目 を献ず,土風の歌舞を勢				

る。

亀元年だけである。この点からも年の記載がなく一○月~一一月の日付だけの木簡も神亀元年のものと考えられ

わると推定できる木簡と、この神亀元年の木簡とは発掘区の西の溝(SD三〇三五)の同一土層から出土しており、 また先に説明した造酒司供神料の植物名を書き上げた木簡、 大殿祭に関する木簡をはじめ多くの大嘗祭にか

この事実も大嘗祭が神亀元年のものであることの裏づけになるであろう。

みるとそのかかわりを推定できる木簡がある。 があり、しかもそれが神亀元年の聖武天皇の大嘗祭ではないかと推定したが、これ以外でも大嘗祭という観点で これらの木簡は、 以上大嘗祭と木簡について説明をし、木簡の中に奈良時代の大嘗祭において造酒司が関与する内容を持つもの 奈良時代の大嘗祭の史料が乏しいだけに、きわめて貴重であり、その内容をさらによく検討 それらについては釈文の補注でふれておいた。

しなければならないが、本稿では木簡の紹介を中心に、多少の考察を加えるにとどめた。

58

釈

SD一九〇〇溝

6

A B X · **6 A B Y**

• 關 [ν司前解近江國蒲生郡阿伎里人大初上阿□勝足石許田作人 [倰ጵ]

同伊刀古麻 呂 送行乎我都 鹿毛牡馬歲七 里長尾治都留伎

これがはじめて。大宝令では過所符は「便に随い竹木を用う」とされていた (ロミサールムトテイロトロトト)。 平安時代の僧円珍の将来した唐の過所符が園城寺に伝来しているが、 この木簡は 八世紀のものは、 追下

過所符 (通行証明書)。

る表記法によって、大宝元(七〇一)年~霊亀元(七一五)年の期間のものということができる。 下限の霊亀元

(郷里制施行前)

によ

ツ道の西側溝から二片に折れて発見された。年代は後述するように位階の表記と国郡里制

年は、 年でもある。 これ以後過所符に諸国印を捺すよう規定し、便により過所符に竹木を用いることを原則として禁止した

した 所司 官位姓名、 人は本司に辞・ の許可などを記す必要があった。 。公式令過所式』には過所符の書式を定めている。 (関市令)。 この場合、 年齢、 牒を呈する。 職国に留めた過所符の案は伊勢国計会帳 本属、 過所二通を作成し、 従人 (百姓の場合は某国郡里人、姓名 年齢)、 これを勘査して認めた時は、 そして、この過所符を請うには、 一通は職国に留めて案とし、 過所符には渡行の理由、 さらに国司又は京職に送り、 (延暦二年)にみえる(第一一八~一二○号。この中で唐過所、日唐の 奴・婢の名、 一通を渡行人に交付するのを令の建前と 百姓はその本部官司である郡司に、 携行品、 どの関を越えてどの 決裁を仰ぐことになっ 馬牛匹数特徵、 国に行くか、 年月日、 官

令過所制について詳細に考察している) 差、過所の申請・発給などの手続、律)o

族であったことが後世の史料からわかる(墨阿伎氏族について」『史迹と美術』第三五五号参照)族であったことが後世の史料からわかる(続日本後紀承和七・九・壬辰、宇野茂樹「近江国阿伎)。 ものであろう。 としては注目できる。 は阿伎勝足石の許で田作に従事している意で、 安の位階も「大初上」と記し、 ており、 (大参照) によって確かめられる。 (同三)と同じ表現である。 く司 東寺文書でも 前 当時関が三関以外にもあったことは、 たとえば大坂・竜田山の関 (サトホーサルトト)や川口関務所など という表現は藤原宮木簡にみられる 「同伊刀古麻呂大宅女」の「同」の意は、 「蒲生郡安吉郷」(平宝遺文一)とみえる。 「関々の司の前に解す」は近江国蒲生郡から京に往来する時、 位 過所符提出人の本貫地 を脱落しているが前述のように大宝令による表記法である。 彼らが京の笠朝臣弥安の戸の人であれば、 「御前申……」 「蒲生郡阿伎里」は 「阿伎勝足石」はこの地方に勢力をもっていた一 表の田作人の意か、 (主木簡概報』 木簡番号第三二号) や「大夫前白……」 『和名抄』では「安吉」と表記し 「大初上」は裏面 同姓の阿伎勝の意か決め 経過する関司に充てた これは出作人の史料 0 田 笠朝臣弥 作

難いが、 観からも藤原京と考えるべきであろう。 その蓋然性は高い。 平城京造営にともない消滅した大野里を想定してみると、白米貢進札も里家も同時に廃棄され廃絶したという 使用されていたものであろう。 (元) と「五十戸家」 ことができよう。 という大問題に直面するのである。 里力 **"里家」をあらわしている。したがってこの土器は里家、すなわち郡家に対して里長が行政実務を執った家で** 里名を知る資料として注目される。 ては前 と同じものとしてよければ (『藤原宮跡出土)、 述の通り、 いま田作人の意と理解しよう。この木簡で、 このように考えると、 なお、左京小治町を平城京とする説 (Erour」『大和文化研究』第一〇巻二号) があるが、 この過所符が八世紀初期という限られた時代のものであるので、 或は「五十家」という墨書のある土器がある。 大野里木簡にみられる白米も、 この過所符と同じ下ツ道西側溝から発見されたものに、 「五十戸家」は五十戸一里制の実施と関係し、 この過所符にみられる左京小治町は藤原京と考えることが可能であり、 『和名抄』の同郡にはみえない郷名で、 最も問題になるのは「左京小治町」である。 あるいは里家に収められたものではなかろうか。 大野里は藤原宮木簡の 左京が藤原京か平城京か 五十戸=里と表現して 遷都前の平城京地域 「所布 「大野里」 木簡 (添) これにつ の年代 評大 木簡

治都留伎」という過所符発行者の名がみえる。 る考え方もあるが、 笠阿曽弥安」 は笠朝臣弥安である 今は 「我ガ都ニ送リ行ル」 (朝臣を阿曽と表記する例は万)。 とよんでおきたい。 「送行乎我都」は乎我都を人名 携行する馬の特徴を記し、最後に「里長尾

藤原京に向かうのに過所符をなぜ当地点に廃棄したのであろうか。

これを解く鍵の一つとして当

下ツ道側溝であるが、この下ツ道は南下すれば藤原京に接続する古くからの官道である。近江国からいくつか に山背国を経て、いわゆる奈良坂を越えて大和国に入ったものと考えられる。過所符が廃棄されていた個所は 時の交通路を考えてみる必要がある (岸處男「古道の歴史」『古)。 この過所符にみえる渡行者は近江国から東山道沿い も不必要となって廃棄されたものと考えるのが自然であろう。 の関を越え、 山背から大和に入る地点におそらく最後の関があったのであろうか。大和国にたどりつき過所符

	·	
$(201) \times (51)$		

差出者である。守人連なる姓はこれまでの古代文献資料にみあたらないが、これと関連する氏姓に守部連があ 逃亡した奴婢を捉えた報告の断片であろうか (鯵)。「捉人」は奴婢を捉えた人をさし、同時にこの木簡の

る。上・左右欠損。

と 同 米	と同里であろうか。(エ鸞驥鸞サーロサント、倭国所布評は後に添上・添下両郡に分れた添(層富)県の地域であろう。大米の貢進札。墨痕が薄く判読不能の個所がある。大野里は、あるいは藤原宮木簡の「□妻倭国所布評大□里」(野ッリテ、一大野□五百木部□□米五□米五□	
野の	野の郷名は『和名抄』の添上・添下両郡にはみえず、あるいは平城京造営とともに消滅した集落であろうか。	
九二九	$ \begin{array}{c} $	-
九三()		-
九三	[明 [*]] (178)×(38)×4 6081	-
九三	[高田寺*] [太*] (239)×(9)×7 6081	-
	^朱 紀』天平宝字七年に高田寺僧の殺害の一件をのせ、高田毗	•••
とかで	紀/探井秀太郎『大・、 こころ 川京 17月 17日	
説和保	説(飛井秀太郎『大)と、大和郡山市高田に比定する説とがある(『大和郡山市)。『七大寺巡礼私記』には、唐招提寺講堂	

の本尊を、もと高田寺から移した仏像だと述べ、一一世紀ごろ、すでに高田寺が衰退していたことがわかる

S K
九
七
九
土
塘

元三· 二十二隻

の単位。

6 A D F

表面第三字目以下の三字は金扁の文字。裏面は左方部の一部を残し剝離。		
。下端のみ完存。	$(162) \times (24) \times 3 608I$	

表裏ともに釈読した文字以外に墨痕がいくつか認められるから削り取られたものであろう。隻はここでは釘

 $(241) \times 63 \times 6 \ 6081$

元壹 □□□早是二箇□

 $(147) \times 25 \times 4 608I$

物品付札の断片か。上方欠。

64

	3	
平目釘を書きあげたもの。正倉院文書には「平頭釘一(六里古文書)が散見するが、あるいはこれと司義か。	亚.	
子 金 千 7 E E E E E E E E E	カニカ	
	- - - - -	
	,	
合点をもつ文書の新片。	合	
	- - -	
銅板がある(第二三冊第四二図)。	銅板	
工・真作工・砥磨工・堺打工・金泥工・魚子打工の名がみられる (メニロトニトカillOt)。 正倉院には雲花形の鍍金	エ・	
銅加工文書の断片か。堺打は銅製品加工の一工程で、毛彫りをさす。正倉院文書には銅物製造工として火作	銅	
□□形二枚□堺打下□ 6091	一九三七	
打合金の付利	打	
	ſ	
打合釘廿□ 87×17×5 6032	九芸	

・斤二兩

後打合釘を重量で表わしたもの。釘は隻で数えるのが一般で、これは製造された後打合釘の重さか、あるい

は後打合釘を製造する鉄の重さを書きあげたものかのいずれかであろう。

元 三寸[半]

[福]

 $(79) \times (13) \times 3 \ 608I$

 $(93) \times 21 \times 4$ 6019

九四

道

釘の長さを記したものか。下欠。上方中央に小穴あり。

SK二一〇一土壙

6 A A O

東生一人 詩飯 藏部一人 右依例所請如件 番長二人 舎人十七人

九四三

十一月七日安曇田主

飯の請求文書。請求官司は不明であるが、請飯者の中に蔵部がいることから、大蔵省・内蔵寮・主蔵監のい

ずれかの官司であろう
ノ(蔵部については一路を照)。
保存良好。

主蔵監二○人が定められ、 また神亀五年七月二一日に設置された斎宮寮被官蔵部司にもおかれていた(頻繁三代格	
蔵部は、大化前代朝廷の倉の事務を掌った倉人をうけつぐ伴部で、令制では大蔵省六○人、内蔵寮四○人、	
• 」 納 綿三屯 (108)×(8)×1 <i>6081</i>	
	— 九
• $\square\square\square$ $(111) \times (19) \times 2 \ 608I$	
1.望 • 阿刀田人使 丹比□	— 九
われており、また九世紀には内膳司の御厨子所に鵜飼がおかれている(寒巻+)。 大録は八省の四等官。上下折損。	
がおかれていた(含紫簾畷泉)。養老五年七月大膳職鵜飼戸は停廃されるが(森和)、八世紀を通じて諸国で鵜飼は行な	
鵜飼に関係する文書か。鵜飼は古くから行なわれていた漁法で、令制では大膳職に雑供戸として鵜飼三七戸	
・ <u> 五日 大銀ト </u>	
T	<u>ー</u> 九

釈

えられている。この木簡は、 『延喜式』によれば、大蔵省・内蔵寮の蔵部は、 内容が完全ではないが、 蔵部が史生とともに、 諸禄の支給、諸祭・諸儀式の準備と執行、 蔵物の綿の収納にあたったことに 大蔵物の収納、

· 請雜常 物宮

関連する文書と考えられる。

上下折損、左辺欠。

 $(90) \times 24 \times 6 \ 606I$

題一詞)、 ものである。常宮は不詳。 この題籤軸は、某司が常宮からの雑物の請求文書あるいは常宮からの雑物の請け取りをひかえた文書に付した 平城宮跡からも、これまで一○点出土している(鷹報・)。「請」には「こう」と「うける」の二義があるので、 文書案の目録の整理保存に用いることが定められている(紫成条)。 また正倉院に数多くの実物が伝えられており、 題籤軸。 この木簡の常宮との関係は不明である。軸部下半折損。 巻子の軸の上端を題籤に作りなしたもので、律令文書の整理保存に広く用いられた。公式令には、 『万葉集』には、天平勝宝六年正月七日の東常宮南大殿での肆宴の記事があるが(四

一 若狹國遠敷郡 貽貝一塌 |元ē0 • □狹國遠敷郡木□ (若*) 折・貽貝冨耶交鮓があり、若狭国は貽貝保夜交鮨を調として納める定めである。 どにみえる人夫である。調塩三斗は令制の輸貢量。下折損 前国早良郡人夫二家連豊継解(lilvo-)、宝亀七年一二月一一日備前国津高郡津高郷陸田売買券(ผิจ央科|—三号)な うなものがある。天平七年一二月一五日弘福寺領讃岐国山田郡田地図(書キーニロワ)、天平宝字二年一二月二二日筑 名郡賀茂里人夫の庸米荷札 (同七)の二点がある。なお人夫に関する文献上の用例で注意すべきものにつぎのよ しては、 の贄品目にみられない。 調塩荷札。 · □敷郡 御調塩三斗 [遠°] 貽貝のほかに 多比鮓 人夫は不詳。 九月十日 単位の塥は土器か。 同様の書式の木簡には、 (景2)、 伊和志腊 このほか御贄の多比鮓の単位に用いられている(気が)。 (概報三)が知られるが、これら三品目は 備前国邑久郡香止里人夫の米貢進荷札 八世紀の青郷からの贄品目と 『延喜宮内式』 (概報六)、 $(115) \times 26 \times 4 6019$

淡路

国 津 紀本

貽貝はイカヒとよみ(和名抄)、賦役令や『延喜主計式』には、調・中男作物の一種に、

贄の

荷札。

青郷は『和名抄』の大飯郡阿遠郷に当る。

はじめ遠敷郡所属で、天長二年七月大飯郡所属となる

貽貝鮓

貽貝後

の若狭

貢進物荷札。	。「木□」は木津郷(和名抄)。上端、裏面右側に木簡廃棄後の削りがある。下折損。 天平 勝寶二 □	←折損。
- 九五- •	□里 三家人日□人三□ [土゚]	
	□□十八年七月十四日	(113)×27×4 6059
貢進物荷札。	貢進物荷札。 桑 と同筆。上折損。下端は丸く削っている。裏面は腐朽著しい。	
- N - O - D - D - D - D - D - D - D - D - D - D	[里 戸主三家人勝万呂塩三斗	(118)×22×6 <i>6051</i>
調塩の荷札。	。一会と同筆。下は先端をやや折損。裏面は腐朽甚しい。	
- 九三 ·]里 額田部羊御調塩三斗 戶主額田部方見戶	
• 天 _不	天平十八年九月□日	130×24×4 <i>6011</i>

調塩荷札。右辺上部を欠くが、ほぼ原形か。表裏面とも腐朽甚しい。

$(68) \times (17) \times 1608I$	一九五九
$(93)\times(23)\times4$ 6039	一
中 113×24×6 6032	一九五七
奥国磐城郡・玉造郡にみえる。全体に腐朽が甚しい。上端左右の切り込みは原形。	奥国
$\bullet \boxed{\qquad \qquad } (136) \times (21) \times 5 \ 6039$	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	一九美
春米の荷札。播磨国宍栗郡の山部は『播磨国風土記』(宍禾郡条)にも二例みえる。右欠、下折損。	春
•山部子人米五斗 (163)×(24)×5 6039	
五•播磨國宍粟郡柏□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	一九五五五
□ 二匹今年一匹去年	九五四

	下原形。上は左肩を欠くも一部原形。
$138 \times (15) \times 3$ 6081	- 空 二月 □ 五日 二月 □ 五日
$(132) \times (14) \times 3 \ 608I$	「簀」は異体字使用。上欠、下焼痕。・簀厂厂
$(97) \times (19) \times 2 \ 608I$	習書。左右下欠。
	• 秀 秀成
	成成成成 成秀 秀成
	文 1 50 • 成成秀秀 🗍

$(74) \times 44 \times 3 606$	
	- 元 - 元 - 元 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二
。三個所の横の切れ目は、曲物のためのもの。切れ目のところ	で折れ、二断片となる。 をと144人と同一のもの。のち曲物側板に転用。三個所の横の切れ目は、
(64)×42×3 <i>606</i>	
	元宝 • 「
$(270) \times (16) \times 5$ 608	1.50 (元) (元
$(163)\times(17)\times5\ 608$	

一九	大大□宅□	$(94) \times (23) \times 2 \ 608I$
一 九 七	 九七〇 •	(68)×(8)×2 <i>6081</i>
一 九 七		
_ _ _		
	· 松口凵	$(65) \times 23 \times 2 \ 608I$

	ー ナ セ ニ	「	808
	九七四		609
	九七五		609
	一九七六		609
	ーカセセ	□□九月八日□	609
	一九七八		609
. 1 - 1 mg	一九七九	廝土万呂、廝□□	609
	土	土万呂は	
	九八0	採薪十一荷立丁□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	609

のように廝が立丁同様実役に使役されるようになるのは奈良時代後半のことである(タャホルタ=パイロークの編第四号゚)。中央

官司で使用する薪については、雑令に毎年正月一五日在京官人が薪を進上する御薪の規定があるが

このほか、買得や仕丁の採薪によって調達されていた(大日本古文書ニーニセ九、)。

一九八六	一九八五	九八四	九八三	九八二	一九八一
□養養 (養*)	□ 人	□師東人 □ [惠]	樻樻 □	自 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	大少錄
5091	6091	5091	6091	6091	6091

	SK2101土壙	木簡	1981	~ 1996
--	----------	----	------	-------------

一九九六	一 九 五 五	一 九 九 四	九九三	九九二	一 九 九	九九〇	一九八九	一九八八	九八七
□伎万呂	□戸主土師□□		□大奈良	□ 二月二日	、土師土万呂、春日□□	行少丞小田	進進二進。	□辰万呂	□馬馬,□

 1609

 1609

 1609

 1609

 1609

 1609

釈 文

- 002	三00年	100回	110011	110011	1001	10000	一九九九	一九九八	一九九七
勝□	万呂		上自	□万吕	一歲		果		殿所役□

+	6091 6091 6091 6091 6091 6091 6091 6091	三〇三 飛炎架釘六十	HOIE #	宣 左	1011 □秋	5010 今口	100% 料	1000 □足□	1004 宮
		六十							

$(115) \times (18) \times 3 \ 608I$	=0=10
$(104) \times (10) \times 6 \ 608I$	101元 皮邊口
部が残ったもの。三片に分離。左右・裏は、「莫怠遅」とか「莫怠緩」とか	下欠。 の召状の常套句を記しているのであろう。原文書を半截した右半分の一部が残ったもの。三片に分離。左右・の召状の常套句を記しているのであろう。原文書を半截した右半分の一部が残ったもの。三片に分離。左右・召状。表は、「莫怠遅」とか「莫怠緩」とか
$(95) \times (12) \times 4 \ 6081$	・ Z
$(86) \times (10) \times 5$ 6081	•
$(77)\times(9)\times1~608I$	101t · □太衣蓑蓑茵 (除 德 *)
	- - ○・)。 - - - など)。

二〇二六 • 參笠望□□				「勝*」 〔五*〕 〔五*〕 ・ □		
	$(61) \times (8) \times 2 \ 608I$	6091	1609	$(470) \times (30) \times 4 \ 608I$		$(139) \times (5) \times 5 \ 608I$

がみえる(|五-|三八)。右半のみ残存。上は一部欠くも原形。下欠。

飛炎宇助釘は飛炎宇助(飛炎垂木を横につなぐ茅負の類)をうちつける釘。正倉院文書に、宇助をうちつける釘

1011	
· 人 □	· 人

110110	二〇二九
自向	空空

0=	9	

6091

6091

6091

1609

$$(81) \times (10) \times 3 \ 608I$$

$$(100) \times (7) \times 5 \ 608I$$

三0 斤二兩~半

 $(35)\times(7)\times1~608I$

0四日	1000	1001	二0回	1000	二0三元	=0 = =	10114	三0 崇	H 0
	參「美」□	里二鉢。	高宮	坂上	□ <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u>	逆口 連 ^口	語		謂腊

 $(31) \times (11) \times 3 \ 608I$ 609I 609I

(72)×(8)×5 6081

SK二一〇二土壙

10至 [風]

<u>=0</u> #	10年0	二0四九	二0四八	1004	二0四六	二0四月
四四人各		少錄□		宮	常	

6 A A O

6091

609I

1609

6091

6091 6091 6091

84

609I

609I

6091		
	平釘(巫素木)、平頭釘(太〓三〇三なぎ)、鴈釘(同一五二)などの釘の名称が諸史料に散見する。	
6091	10代0 □□平釘□	=
6091		=
6091		_
6091	10年	=
6091	二〇吳	
1609	10臺 進出百廿	=
$(128)\times(17)\times5~608I$	• □□□□足	
	-10番 • □四□今三者	=

14011	04011	二0六元	三	10%	-022 -022	二〇六五	二0六四	三0六三	-02-
		吉□	守力力				□② 水 除	□足□	□□麻

 $(78) \times (17) \times 2 608I$

三0半

邊附六枚 _____

辺付は扉構えの部材。

扉構えのまわりに、

三 空 三 合 御 609I 6091

·泉進□材十二條中友八條□ [上º] 付宿奈麻呂

 $(161) \times 56 \times 4$ 6019

みえる同所の使の文宿奈万呂と同一人か(六月本1巻)。上端は右肩を若干欠くが原形。下折損。保存良好。 きあげ法華寺の現場に運んでいる(@遺鸞」『日本建築史の研究』所収)。 宿奈麻呂は、 天平一一年六月四日泉木屋所解に 高嶋山(近江国)、丹波山、伊賀山の山作所で伐採した木材を、筏で宇治川、 平城京で使用される木材の集散地であった。例えば、天平宝字三、四年の法華寺阿弥陀浄土院の造営に際して、 泉津からの建築木材進上に関する文書。泉津は、木津町(京都府相楽郡)付近にあった泉川(木津川)の津で、 保津川、木津川を流し、泉津でひ

 $148\times(7)\times4$ 6081

正倉院文書に戸調度の一つとしてあげられている(|六-|九七)。 左右両側欠損。上から三分の一の所で折れ、二 87

枠をつくって固めている閾(敷見)・鼠走と組みあう縦の板である。

	貢進の苛止。「阿面こも県定して大学ド月僚。」下端とややでき、
$(197)\times19\times2~605I$	·人□[小足□□
	○
	断片となっている。

 $158 \times 21 \times 4~6032$

 $152 \times 21 \times 6 \ 6032$

• 白 米 □ 土 斗

白米の荷札。赤坂郡は備前国にみえる。ただし『和名抄』では備前国赤坂郡に「楢□郷」の該当郷名はみえ

ない。白米の輸貢量は通常五斗である。部分的に腐朽があり、墨はうすい。上端左側を欠く。

104% · 越前國大野郡調錢

□貫

天平元十月廿一日

 $(72) \times 24 \times 3 \ 6032$

京畿内の二倍、

って異なるが、

ラ

調周

驹海藻六斤 原岐里海部

神龜五年

調銭の荷札。 銭 の字の下に後筆の墨痕がある。

•播磨國佐用郡調錢一□ [實^{*}]

天平元年

養老六年九月に畿内周辺国に拡大されている(続別)。このほか特例的に行なわれていた地域もあるが、九世紀に 調銭の荷札。 調の銭納は和銅五年一二月に始められた。貢納地域は初め京と畿内諸国であったらしく、

 $111 \times (9) \times 4 6032$

のち

これら養老六年に定められた諸国が、いつまで調銭を貢納したか他に徴すべき史料がないので、その意味で、 はほぼ京・畿内諸国に限られていたようである。播磨と越前 (1048) は養老六年の貢納国の中に入っているが、

これら二点の木簡は貴重である。またこれらの木簡から、 れる。これらの木簡は、 郡が一括貢納する際一貫ごとの調銭に付した荷札であろう。 調銭が郡単位にまとめて貢納されていたことが知ら 調銭の負担額は時代によ

神亀三年の山背国の例が正丁一人九文であるから(甲本古文書一―三三三~三八〇)、畿外の播磨の場

すなわち一八文となり、 これによれば大野郡の一貫は正丁五五人余分に当る。 左欠。

 $(98) \times 29 \times 2$ 6039

調 の荷札。 上半が折損していて国郡名を欠くが、 木簡の年紀により周岐里は郷里制下の里であるから国名を

いられ、海藻一籠=六斤(トロルニト/トイムタピ)、二連=六斤(概報六)であったらしいから、六斤と記された木簡は一籠 真参照*)、正丁・次丁・中男などの一人の負担量ではない。 海藻の計量には斤両のほかに、籠(古)・連・把が用一-四+)、正丁・次丁・中男などの一人の負担量ではない。 海藻の計量には斤両のほかに、籠(古)・連・把が用 推定することは困難である。木簡に示される調海藻の輸貢量は六斤が多い。この六斤は大斤と考えられるが(解

あるいは二連づつに荷分けされた海藻に付けられたものであろう。下端原形。

□○□ 沙山進上交易□□ 「材"〕

沙山は未詳。ほぼ原形。

□○<・北□所進 □尻塞卅四枚 鐶二隻□○<・北□所進 撃鎹十六隻長三寸半 牒□六隻長四寸

• 合卅二斤 本受鐵卅三斤十兩 神龜六年三月十三日足嶋• 位幷尻塞四枚 本受鐵卅三斤十兩 損十一斤十兩

るが、この木簡の「牒□」は鉄製品であるから、牒をうちつける釘であろうか。正倉院文書に、戸牒をうちつ の付属金具と考えられる。挙鎹は「アゲカスガイ」とよみ. (和名抄)、戸締具の一種である。『延喜木工式』に 「牒」の下の一字、「尻塞」の上の文字などは判読困難である。ここにあげられている鉄製金具類はすべて扉 - 「挙鎹一隻 ^{環六十} 料、鉄十三両」とみえる。牒とは、両扉の合せ目の隙間をふさぐために付けられる板であ 鉄製扉金具の製作・進上に関する文書。表裏面とも部分的に腐朽が著しく、差出の「北口所」の中の一字、

	3
卅 6091	104
日[下*]	-0 -0 -
五日甲辰〇 6091	一〇〈玉
₩□□	一〇八四
決定の重要な論拠となっている。上は小刀で調整しており、下は切りこみをいれて折る。造石山寺所鉄充并作上帳(トドーロートートートートートートートートートートートートートートートートートー	決造製品と一里の
え、環などをうちつける場合その根元にすえる金具で、史料には、引手(環)・打立・鎹などに関して後塞(尻塞)をおおいかくすために付ける金具である。 環は戸の引き手の金輪である(延寶伊勢)。 位は居あるいは位金ともみける大めの変カ散見している(iiiin年 iiiiin など) - 万男とに金の美さいで、ティクスリートフサイトでする	え、環 をおお
こう)「いっていって、シープログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	-

111×24×5 6011	•
	三0起 ・民部省召 贄土師佐美万呂
6 A A C I H	SD二七〇〇溝
1609	=0九三
6091	505
1609	三0九
6091	三0丸0 鴨鴨鴨
181×(16)×3 6032	貢進物荷札。『和名抄』では伊賀国山田郡、武蔵国男衾郡に川原郷がある。左欠。[2.] □□眞人三斗
$(284)\times(27)\times5\ 608I$	釈 10代 □□□ 五石九斗

まま墨書している。表裏面ともに習書か。

書の充所であろう。この地区の木簡が、多く宮内省関係であることからすると、この木簡は宮内省で廃棄され 民部省の召喚文書。 出土層位から、天平勝宝~天平宝字年間頃のものと推定される。日付下の「宮内」は文

下半部は上方部に比べ薄く、一枚はいだ形のようになっている。裏面も全体に調整の痕跡なく、はいだ形の
• 水司 [] (228)×34×5 6019
□0共・「解請請「酌予」官內省省省省□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
左右欠。下端部に焼痕がある。文字は極めてうすい。上方部にまるい穴がある。
10元章 「(元女司*)
両人は天平末年以後ともに宮内省関係の役職にあり、この召文が宮内省宛てらしいことと矛盾しない。
下となり、同九月宮内少輔に任ぜられた。天平勝宝六年正月従五位上に昇叙、同七月に備後守となっている。
みえる波多真人足嶋か波多朝臣足人であろう。年代からみて妥当なのは足人である。天平一八年四月に従五位
少属従七位下で、天平宝字七年正月に正六位上から外従五位下に昇叙された。「波多足□」は、『続日本紀』に
た可能性が強い。贄土師佐美万呂は、正倉院文書(トワロペト・ロハトテュー゙)、『続日本紀』にみえる。天平一七年に大膳職

(700)×44×7 <i>601</i>		今□治軍	□□益人 万 ² 成 日	□ 益栗 □ 万 万男 □ 呂 呂 女	
逃亡六人婢三人=	□ 子當祖父	算 □ 木 一 人	奴 [物"] 一	豎子所六人 奴	二〇九九九
$(48) \times (33) \times 2 608$				仁	二0九八
《くないが、これもその一つである。 『半部にあたる。木工寮は宮内省の被官で、造営関係を掌った。この地区の木簡には、宮内省関係のものが少右一行が木工寮解文の正文。木簡が不用になった時に上下を切断し、同文を習書して破棄した。これはその	掌った。この地区上下を切断し、同	、造営関係を	の一つである。 の一つである。 の正文。木簡が不用	なくないが、これもその一つである。上半部にあたる。木工寮は宮内省の被官で、右一行が木工寮解文の正文。木簡が不用に	な上く半ち
$(115) \times 49 \times 5 60 P$				「木工寮□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	ニンナセ
			一月青一		

のであろう。欠損はあるがほぼ完形。 この木簡も出土層位からすればほぼ天平勝宝~天平宝字年間のも発展して内豎省となった(治本障害「内緊省の研)。 この木簡も出土層位からすればほぼ天平勝宝~天平宝字年間のもに散見する(愛子所の物見は大田)。 豎子・豎子所は、天平宝字七年初頭に内豎・内豎所と改称、神護景雲元年に改組どに直属する豎子を統轄する官司である。豎子・豎子所の名は、天平勝宝二年から天平宝字六年の正倉院文書
豎子所の奴婢等について、仕事の割当て、逃亡の有無などを記した木簡。豎子所は、天皇・皇后・皇太后な

$(190) \times (7) \times 7 608I$		•
	□□□□□□食返□	- 0=
五位下から従五位上に昇叙された人物	と同一人であろう。この比定は、出土層位とも矛盾しない。 歴名風の木簡。岡田王は、『続日本紀』天平宝字四年五月壬辰条に従五位下から従五位上に昇叙された人物	と 同 歴 一 名
$(191)\times(8)\times3~608I$	一岡田王 三□□王	101
$(189) \times (10) \times 4 608I$	□□□ 四月□ 四月十五日□万呂	100
$(200)\times(9)\times4~608I$		1100
	のであろう。欠損はあるがほぼ完形。	のであ

· ×	三〇 · □月廿八日 □ □ □	
10		$(125)\times(13)\times6~608I$
	三〇年 官春祭五日 後宮祭六日	$(115) \times (15) \times 17 \ 6081$
	官(太政官か)、後宮の春祭の日を書き出したものか。左欠。上端部の加工は二次的なものか。	加工は二次的なものか。
	三10% • 舟木口	
	・私部志□	(50)×20×2 <i>6019</i>
	三10t · 更加舍	
	• 壹人	$(52)\times(28)\times2\ 6019$
	三〇	$(97) \times 47 \times 1 608I$
	占部黑万呂 物部海上	

$(100) \times (15) \times 1 \ 608I$	三□────────────────────────────────────	~ 0
	側面に文字がある。上端は刃物をいれて折っている。裏面は剝離。右欠。	- 11.3. >1
$(96) \times (20) \times 8$ 6081		·1E3
් ර	上下に焼痕がある。上端は刃物をいれて折る。中央部両側には削りとったくぼみがある。	
(113)×17×5 <i>6081</i>		
	裏面下方部に太い墨線がある。文意未詳。左右・下欠。材は厚い。	
$(109) \times (12) \times 6 \ 608I$		
	三IIO · 方川原盗	
	歴名風の木簡。右・下欠。	
$(208) \times (22) \times 4 \ 608I$	• 麻續眞□ 合□□	

尺文		$ \Box \qquad \Box \qquad \Box \qquad \Box \qquad (96) \times (1) $	$(96)\times(11)\times4~608I$
A	<u>=</u> =	隨送進	
		69×(1:	$69 \times (18) \times 5$ 6081
	三	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	$(74)\times(18)\times3$ 6081
	柱	柱らしいものを描くが、高床か縁を張ったものかは決めがたい。上下折、右欠。SD二〇〇〇溝出土。裏面に家屋と飛鳥の絵がある。家屋は正面三間、中央扉口、両脇連子窓、屋根瓦葺と考えられる。下部に束	。下部に東
	= +	• □治田□ (小*)	
		• 日本 (53)×(2)	$(53)\times(21)\times3~608I$
	= _	(61)×(1)	$(61)\times(16)\times4~608I$
	二	二	

□ 成四二 半

•延曆二年八□ [月』]
(題籤)
(65)×32×7 6061

===0 • 買茄二斗 #八日 三三·□辛苦之間人夫持少々粮皆食 買賣茄瓜茄瓜二□二百衣衣

官司における買物を記録した木簡。裏面は習書。 茄一斗の価が二○文であるのは、天平宝字二年前後のことで、木簡の推定年次とも矛盾しない。下欠。 「瓜」は異体字使用。出土層位から天平勝宝~天平宝字年

 $(222) \times 28 \times 4 6019$

変世半 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	伍斛伍斗如數進所	「伍□□□□□吉□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
$(140) \times (30) \times 4 \ 608I$			

る罪名。 麦の数量を記した部分が本来のもので、その後表裏に習書が加えられている。 表面の「辛苦之間云々」は、徴発された人夫がその粮を食べつくしたことを述べているとみられる。

裏面の

「強盗」は律にも見え

三量	• 山月十六口	三□・□夕料飯一□	「婦宣」は、「某命婦宣云々」という文言の一部であろう。正倉院文書にも例が多い(霽ハミエトロハエト)。	• □□□□□@□ (112)×(三三・□婦宣飯炊□	三三 □五人 四位 四人五位 十五 (141)×(ている。なお、この木簡は出土層位よりすると天平勝宝~天平宝字年間頃のものと考えられる。であるが、内容上つながりがあるかどうかは不明。四周は原形をとどめない。表面は右端へかけて薄く削られ
$(140)\times(33)\times4~608I$	$(97)\times26\times3~608I$		置一五一一八五 例えば大日本古文)。	$(112) \times (22) \times 2 \ 6019$		$(141) \times (21) \times 1$ 6081	られる。

= 三 天 □

 $(134) \times 23 \times 3 \ 608I$

	$(116) \times (24) \times 2 \ 6019$
山辺某は木簡の携行人で、この部分は文書の末尾にあたる。上端は折れ、焼痕がある。左欠。	左欠。
= < · □ □ □ 眞虫	
	$(105)\times(17)\times3~608I$
	$(100)\times(17)\times4~608I$
•	$(103) \times (15) \times 3 608I$
從六位下行□□	$(118) \times (53) \times 6$ 6081
三臺•□ 七日	
	$(112)\times(37)\times3$ 6081

$(44) \times (14) \times 2 \ 608$		
	三 元 • □ □ [解]"	
$(139)\times(9)\times7 608$		
$(151)\times(14)\times4\ 608.$	•	
	二章 · 寮所□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
$(186)\times(12)\times5 608$		
$(210) \times (15) \times 2 608$	三壹 □□年七月廿八日 〔元*〕	
$(246)\times(11)\times3 608$	三	
$(245)\times(9)\times4~608I$		
	•	D/C
	三三· 夢中 🗆 🗆 🗆 🗆 🗆 🗆 🗆	X

$(15)\times(135)\times4$ 608				•		
				· (型	二四五	
もに刃物で削っているが二次的加工か。以下〓吾までは材を横方向に用い、多数の行を記入できるようにした帳簿風のものである。上下欠、左右は以下〓吾までは材を横方向に用い、多数の行を記入できるようにした帳簿風のものである。上下欠、左右は	一次的加工力	るが二	ともに刃物で削っているが二次的加工か。以下二百までは材を横方向に用い、多数	に刃物	と ま 以	
$(14)\times(200)\times5$ 608						
		内内		•		
$(105)\times(5)\times7 608$				眞	三	
$(88)\times(5)\times5$ 608			東嶋武在所	東	<u>=</u> ==	
$(79)\times(11)\times 608$			万 ^一 呂	万岩	<u></u> <u></u>	
$(26)\times(11)\times3~608$			一二幸	Ц	1180	

<u>=</u> =	二 五0	二四九	二	三四七	二
・□六十五斤	中	☆ □路御	後		· 治 岁 □ 血 在

(21)×(37)×4 6081

 $(50) \times (12) \times 4 \ 608I$

 $(12)\times(110)\times4~608I$

16091

 $(8)\times84\times6$ 6081

 $(16)\times(125)\times3$ 6081

二六0	二五五	三兲	三	三	三	三五四	三		五
從五□□		從七位上行少□	□正六位上鳥			□尾張國尾□□□□		•	• 八八 斗

160916091609

6091

 $(55)\times(11)\times2~608I$

105

609I

04	二六九	三	二六七	三奕	三	二六四	三空	三六三	二六
連倉	□二人右六	足口	五斗	料			間人連口	宮內□	

6091 6091 6091 6091 106

□三三 大□ (中*) (中*) (中*) (の9) (中*) (中*) (中*) (中*) (中*) (中*) (中*) (中*	<u>=</u> =	□三人	6091
三 世 ・ 備 前 國 兒 嶋 郡 小 豆 郷 二 世 ・ 備 前 國 兒 嶋 郡 小 豆 郷 二 世 ・ 備 前 國 兒 嶋 郡 小 豆 郷 二 世 ・ 備 前 國 兒 嶋 郡 小 豆 郷 二 世 ・ 備 前 國 兒 嶋 郡 小 豆 郷 二 世 ・ 備 前 國 兒 嶋 郡 小 豆 郷	=======================================		1609
三 世 ・ 備 前 國 兒 嶋 郡 小 豆 郷 三 本 ・ 淡路 國 三 原 郡 阿 麻 郷 戸 主 □ □ □ 平 寶 字 □ 年 十	_ _ _ =		5091
 無膳は宮内省内膳司の判官。 三芸・淡路國三原郡阿麻郷戶主□□ 荷札。阿麻郷は『和名抄』では阿萬(刊本)、 半部は墨がうすい。 	二十四		1605
三宝・ □人	典	膳は宮内省内膳司の判官。	
□ 上・・ 機 前 國 兒 嶋 郡 小 豆 郷 「	二七五		1605
三世・備前國兒嶋郡小豆鄕	三美	/ □	
三世・備前國兒嶋郡小豆鄕半部は墨がうすい。 荷札。阿麻郷は『和名抄』では阿萬(刊本)、	.101. 02		5032
		阿麻郷は『和名抄』では阿萬(刊本)、	片下
		は墨がうすい。	
		• 備前國兒嶋郡小豆鄕	

	□○ · □字四年二月
(138)×(23)×3 <i>605</i> 9	三〇 二一勝寶二年料
(147)×22×4 605I	三克 □□□牛万□□□
作木しこ しょえー 立ち の一音七で記みの 延覧をとと返る	5 6 1
下半邪は胬汚して、る%下腸こま一邪刃りなよう寒かくこうら。〔天*〕	周の竪魚こつナシれた苛礼。上端ま斤員、下半邪よ第[天*] [大*] [一十一元
*] (203)×36×4 6039	三夫 □矢田部祢麻呂調□堅魚十一斤十兩 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
あろう。	は、「三斗」の表記からみると、調塩に付したものであろう。
備前国児島郡に小豆島の属していたことが知られる。この小豆郷は小豆島の地を指すと考えられる。なお荷札	備前国児島郡に小豆島の属していたことが知られる。こ
えないが、『続日本紀』延暦三年一〇月庚午条によると	荷札。『和名抄』備前国児島郡の条には小豆郷がみえないが、
127×25×7 6032	■□□□□□麻呂戶□□連小人

 $(61)\times(14)\times4~608I$

三全

三二 丹波國何鹿郡高津鄉交易小麥五斗

『延喜民部式』の交易雑物には、丹波国から小麦を輸することはみえない。 上端部若干欠損。

三 阿波國那賀郡中男海藻六斤 和射

 $242\times23\times5$ 6031

『延喜主計式』に、 阿波国中男作物として海藻がみえる。 和射は、 『和名抄』によると那賀郡管内の郷名で、

現在徳島県日和佐町付近にあたる。

荷		二
例札。二片に分離している。ほぼ完形に近いが	• 連百鳴	• □□國佐用郡柏原鄕

 $186 \times 29 \times 4 605I$

よりみて天平勝宝と天平宝字頃の木簡である。 腐蝕が甚しい。 米ないし塩につけられたものか。 出土層位

 $(173)\times(17)\times9$ 6019

右・下欠。上端は方頭で原形をとどめる。 墨痕は極めて薄い。裏面には文字は認められない。調塩の付札としては郷名以下の表記がなく特異である。

三会 美作國勝田郡塩湯鄉米五斗

『延喜民部式』には美作国は年料春米輸貢国の一つにあげられている。右半欠損。

二全

二

は異なる。

 $(78) \times 19 \times 6$ 6039

英比郷は尾張国智多郡の郷名。この木簡は国郡の表記を欠き、形態も短冊型である点が一般の貢進物付札と 英比鄕□塩一□

上下両端は切りこみをいれて折り、両側は削って調整している。裏面に墨痕は認められない。

「塩」の上の一字は、春塩、片塩などの如く、塩の種類を示す用字と考えられるが判読できない。

二公元 ·英比鄉和尓部口口

天平十口口十口口

 $(101)\times(19)\times6$ 6081

のものか。尾張国智多郡の和尓部姓は、三八・三九・三Dなどにみえる。 上端に調整が施されていることから、この木簡は国郡名無しで直接英比郷からはじまっている。〓众と同種

三·0·越前國坂井郡荒墓鄉□□□□□

110

 $162 \times (16) \times 4 \ 6032$

(111)×15×6 6039	• 寶字□
	= a · □太鄉戶主凡直 [幡²]
(97)×20×4 6039	• 戶同豐麻呂調塩□
	三º ·紀伊國日高郡□
	荷札ではあるが品目は不明。新木は参河国額田郡新城郷か(和名抄)。
$(123) \times 25 \times 5 \ 6039$	• 天平寶字四年
	二. · 新木 卢主小長谷部男足戶口
178×(16)×5 <i>6051</i>	□□□□古安□一半
	三式·越前國坂井郡荒伯鄉秦廣足□ 〔戶*〕
	『和名抄』には荒泊郷とある。
(188)×25×6 <i>6051</i>	

128×23×3 6033	三00 須左里予七部写鳥
因幡国智頭郡にそれぞれ佐治郷がある。	荷札の断片。『和名抄』では、丹波国氷上郡、
$(143) \times (28) \times 5 6039$	三尧 佐治鄕猪甘部君□庸□
$(176) \times (16) \times 3$ 6039	• 天平二年九月
	二六 •□□國吉敷郡□□里 〔周防*〕
$(267) \times (31) \times 4 6039$	三卆 備前國邑久
	なわれたものか。
右側が一部削られており、文字が記された後に木簡の成形が行	とある(大日本古文書一)。なお「一俵」の二字は、右
糒が暴のかたちで保存されていたことがみえ、「 袰別五斗」	荷札の断片。「爨」はつつみ、越前国正税帳に、
$(145) \times 23 \times 3 \ 6059$	三 二二二二秦田万呂褁糯米一俵
(145)×18×4 6019	三宝越中國羽□□都知鄕□
幡太郷がある。	荷札の断片。『和名抄』では、参河国渥美郡に幡太郷がある。

三0星

丹後國竹野郡鳥取鄉鳥

	荷札の断片。「凵五年」は、出土層位からみて天平勝宝か天平宝字と推定される。
$(108)\times(16)\times3$ 6081	• 凵五年
	三∞・□□□戸ロ同部□
	『和名抄』によると佐波郷は、石見国安濃郡、同邑知郡、周防国佐波郡にみえる。
$(101) \times (19) \times 4 608I$	三○□ 佐波鄕中□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(96)×26×5 <i>6039</i>	三○□ 周防國熊毛郡中男□
$(115)\times(11)\times1$ 6059	三01
	出雲国に求めるのも一案であろう。
いるから、この須佐里を	(須佐神戸)となる。従来丹比部は、相模、常陸、越中、出雲にその分布が確認されているから、
紀伊国在田郡、同名草郡	の郷名と単純には比較できないが、一応須佐郷の所在をあげれば、出雲国飯石郡、紀
と考えてよく、『和名抄』	出土層位からみて天平初年の荷札と推定できる。従って須佐里は、国郡郷里制の里と考えてよく、『和名抄』

(150)×18×3 6019	• 天平寶字五年十月
	三10 • 日高部財鄕 [] 立 [
$(224) \times 22 \times 7 \ 6039$	• 延 曆元□
	≘0. □伊□□□郡英多鄕戶主□□□波□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(191)×24×6 6033	• 五斗 五年二月十九日
	三0< • 備前國邑久郡尾□鄕紫□□□醬
は貢進事務の責任者か。	り年料の醬を貢することは『延喜式』にみえない。裏面の小足は貢進事務の責任者か。
名抄』にみえる尾沼郷と考えられる。備前国よ	平勝宝五年か天平宝字五年のいずれかであろう。尾奴郷は『和名抄』にみえる尾沼郷と考えられる。
。三点とも同筆。出土層位からみて、年紀は天	I-IOK・I-IOKとともに備前国邑久郡尾奴郷からの醬の貢進荷札。三点とも同筆。出土層位からみて、年紀は天
195×30×10 <i>6033</i>	• 五年二月十九日 小足
	三0t·備前國邑久郡尾奴鄕年料醬[
201×26×7 6033	Ⅲ0℃ 備前國□□□尾□郷年料醬五斗

	三三·車持鄕三□□
『和名抄』では豊後国に速見郡がある。	荷札の断片。『
$(110) \times 24 \times 4 \ 605I$	五.
	== • 速水□□□==================================
三宝 にみえる安諦郡幡陁郷がこれにあたろう。下欠。 「在木の地上」写話君は、プロテ在 イチは 石田君 (ことを) オラー 『オクオ』 石田君 (ことを) オラー	三量 にみえる安諦
で答路は、て司己子に引こEHB:女かられて。『印名少』玍H耶の条こは番のつく郎がない。	ゴムシチェ。 ち
天平寶口 (145)×26×5 6039	e
諦郡□□	三二・紀伊國安諦郡□□
吉田東伍も一、二の例をあげており〈汎論政治治革篇》)、また大山祇神社文書にもみえている。下欠。	えるほか、吉田東
みられる(八)。 部・郡通用のことは、『大日本古文書(編年)』(垇三)、『類聚名義抄』にみ	同年月の荷札にもみられる(八)。
高部財郷は、『和名抄』所載の紀伊国日高郡財部郷にあたる「日高郡を日高帝とかく夜に	荷札の断片。日高部財郷は、

釈 国新川郡に車持郷がある。下欠。 荷札の断片。出土層位から天平勝宝し天平宝字年間頃と推定される。 『和名抄』では、

三	=
• 山背國進上衵靑□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	(備)
	(37)×30×4 <i>603</i> 9

とするが、必ずしも女人に限るとはいえない。材は薄く二片に分離している。 『説文』に「日日所常衣」といい、『篆隷万象名義』に「衵籹襟艮、近身衣」 とある。『和名抄』は「女人近身衣」 性格は不明だが、表裏とも習書か。衵は『和名抄』に漢語抄を引いて「阿古女岐沼」と注する。衣類の一種。 河內國辛辛□□辛辛□ $(267) \times (20) \times 1$ 6081

皇	
尼子鄕戶主物部□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
(224)×18×5 6039	

断面半円形の材の平面部に文字が記されている。文字は全体にうすく、ことに下端部は腐蝕している。尼子

郷は『和名抄』では近江国犬上郡にみえている。

量

白丸

 $202 \times 18 \times 3 \ 6033$

越中

上総国長柄郡、

三五		Minimal Minima		annon manufa guaran panan panan panan	=======================================	三九	三
	天平勝寶七歲十月		□三斗五□	□鄕□下□□人 [月*][部*]	石二学	□鄕戶主辛人□	狡家万呂
$(206) \times (10) \times 6 \ 608I$	258×(12)×4 <i>6032</i>	154×(8)×1 <i>6081</i>	(88)×25×8 <i>6019</i>	(70)×25×4 <i>6019</i>	61×15×4 <i>6021</i>	(118)×18×6 <i>603</i> 9	175×21×5 6032

自丸の意味不明。正倉院文書に「芒削黒丸一丸如桃子核」がみえる(トストード)。或いはこの白丸も薬物であろ白丸の意味不明。正倉院文書に「芒削黒丸一丸如桃子核」がみえる(トスルドロンザ)。或いはこの白丸も薬物であろ

うか。

117

$(115) \times (13) \times 3$ 608	
	== • □□□□大大□□□□大大□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(89)×19×2 <i>601</i>	壹 赤∏
$(77)\times(14)\times6~601$	
609	三 鄉
$(138) \times (15) \times 5$ 608	三、 □□□万呂
(155)×(24)×3 <i>608</i>	・□物
(199)×(10)×2 608	

三五

·監物史生等謹啓

酒一二合

ある(概報四・七)。

 \equiv 美佐□□□□□□

若湯坐少鎌

三

言

日置藥

直者言從給狀知必番日向□[參³]

造酒司が配下の番長若湯坐少鎌ら三人に下した符。裏面「直者言」の直は宿直(ト ノ サ)の意であろうか。こ

 $(150) \times 38 \times 3$ 6011

の文意は、給う状(宿直命令)に従い、必ず番上する日を承知し造酒司に向参せよというもの。なお『令集解』

べている。平城宮木簡には官人宿直に関したものに「大学寮解 太政官条所引の新令秘私記も「今行事 昼式部知 夜弁官知」として、日直は式部省が管轄していたことを述 職員令神祇官条、職制律左官応直不直条などでは、宿と直とを区別して解釈している。また『令集解』職員令 申宿直官人事 直講正八位上濃宜公水通」 ほか九例が

6 A A C - V

 $(143) \times (13) \times 3 \ 608I$

右依望處分 □以狀

大炊、造酒、 いたことから考えて、 物は令文では中務省の職一、寮六、司三の被官に含まれないが、浄御原令制下では「下物職」として独立して 史生、侍従、内舎人、大・中・少内記とあって、つぎに「大監物二人、中監物四人、少監物四人、史生四人」 と記し、以下に大・少主鈴、大・少典鎰、省掌、使部、直丁となっている。この中務省の構成からみると、監 『続日本紀』にも、 監物の職掌は監察や出納を掌し、庫蔵の鑰(カギ)の受授を行なう。この木簡にみえる「監物史生等」は監物 監物の史生等が酒を造酒司に請求した文書 (啓)。『職員令』によれば、中務省の構成は、卿以下の四等官、 莒陶、監物等司」(☆竜元・)とあり、独立の一司と考えられていたことは明白である。 「前監物主典高田毗登足人」(TO・Te)とあって主典(サカン)がみえ、また「宮内、大膳、 内記、 主鈴、典鎰と同じように一司としての機能を実際にはもっていたと考えられる。

の司の史生等という意である。裏面の「□以状」の部分は薄く削られている。 監物は三翼にもみえる。

	三
· □艦 米□	• 造酒司解
□ □ ((((((((((((((((((申□□√元
請日今來 事 []	合陸人
623×(21)×7 6081	

表 ・裏の木簡の使用には時間的な隔りが認められる。 つまり材が中央部で折れていて、 裏面はその上方部と

表の面の腐蝕により、文意は判然としないが、

酒の請求文書であろう。裏面は「…ノ務、

急甚仰望垂處分頓首死罪

三元 • │	三兲 水汲 石上□ (316)×31×5 6019	参照)。「水汲」は三天にもある。下端左が欠損するが文書木簡としては珍しい型式である。	井戸からの排水溝であるからこの井戸での水汲みと考えられる。一一月は大嘗祭の行なわれる月である(付章	水汲み役の割当てをしたもの。人名は醸造用の水とすれば造酒司の使部か。この木簡の出土した溝は二基の	• 桑原知嶋 日置造金□ 256×26×4 6033 民酒人 文部□足未呂 256×26×4 6033	三三•十一月十六日水汲 田部咋未呂 長□足嶋三三•十一月十六日水汲 針杲安;• 高宮五百嶋	たものと考えられる。表裏とも造酒司内における使用であろう。左右・下欠。	下方部では字の書き方が逆になっている。これからみると「造酒言解」がまず書かれ、つきに裏面カ使用され
--------	---------------------------	--	---	--	--	---	-------------------------------------	---

急グコト甚シ、仰

 $(276) \times 33 \times 3$ 6019

文

す文言である。上欠。

三回・親王八升 三位四人一斗二升

伎人六升

 $102\times16\times6$ 6011

伎人は歌舞人をいう。 歌舞人等までの給酒量を規定している。本木簡の記載はそれとは量は異るが、同じく大嘗祭のものであろう。 『延喜造酒式』践祚大嘗祭雜給料条に、大嘗祭第四日午の日の豊楽宴の時の三位以上、五位以上、六位以下 『日本後紀』大同三年一一月戊子条に「大嘗会之雜楽伎人等」とある。左右欠。

三四 • 酒五升 已上大殿祭料

·「二升」

 $(120) \times 10 \times 3 \ 608I$

大嘗祭の時の大殿祭である可能性が強く、この木簡はその時の準備すべき料物の酒の量を記したものであろう。 には大嘗祭の折や斎宮、斎院卜定の後、また内裏新造、行幸、還幸の場合に行なわれた(延喜式)。この木簡も 大殿祭は殿舎に災異が無いようにと毎年六月の神今食と一一月の新嘗祭の折に内裏・中宮で行なわれ、 臨時

『延喜式』によれば大殿祭料の酒の量は二升であり、裏面の薄墨で別筆と思われる「二升」はこの意か。上欠。

122

ギ望ムラクハ処分ヲ垂レンコトヲ、頓首死罪」とある。頓首死罪は、文書の書き止めで、相手に敬意をあらわ

174×15×5 <i>601</i>	
《祚大嘗祭の時、造酒司が準備するものをキノカツラ)、 袁等売草(ヲトメクサ)は右望」をあげる。供神物は大嘗祭第一日の卯.「檜葉、真木葉各五擔、弓弦葉、寄生冬.	の『延喜式』の規定と一致する。木簡は断片で不明の点も多いが、践祚大嘗祭の時、造酒司が準備するものを日に大嘗宮内神殿案上に奉献される。檜(異体字使用)、真前葛(マサキノカツラ)、 袁等売草(ヲトメクサ)は右十擔、真前葛、日蔭、山孫組各三擔、山橘子、袁等売草各二擔 읟坑種」をあげる。供神物は大嘗祭第一日の卯『延喜造酒式』には践祚大嘗祭の時の造酒司の供神物の料のうちに「檜葉、真木葉各五擔、弓弦葉、寄生冬
荷 285×(13)×3 <i>608</i> .	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	三 · 檜若立卅二□ □□葉二荷岩島なるものの啓状。上下欠。裏面剝離。
$(117) \times 21 \times 2 608I$	三門 川岩嶋 恐々謹請申

	三四	
		一月の日付なので、
□監物		他の木簡との関連から大嘗祭にかかわるものと見ることができよう。
$(158) \times 28 \times 2 \ 6033$		よう。

三哭 安房國朝夷郡健田鄉仲村里戶私部眞鳥調鰒六斤三列長四尺五寸束一束=

記載方向とは逆に上方を尖らせているのは使用後の仕事か。

監物は三量参照。下欠。

が正丁の輸貢量である。なお、鰒を列で数える例は藤原宮木簡にも見える(ホ鷹橛繋uko) 安房国は養老二年五月~天平一三年一二月と天平宝字元年五月以降に置かれていた。 = 養老六年十月 鰒は小一八斤(大六斤) $461 \times 23 \times 5$ 6031

三 伊豆國那賀郡射鷲鄉 吳人部湯万呂 調麁堅魚十一斤十兩 天平勝寶八歲十月

b が、 調麁堅魚の貢進札。 郷里制施行時に 「和志」 堅魚の輸貢量は三五斤(大一一斤一〇両)。 郷の存在は確かめられる(概報六)。 『和名抄』では、 上端一部欠損。 伊豆国那賀郡に射鷲郷はな

124

三吾

.

名張里色夫知□□

志摩國志摩郡伊雜鄉□理里 戶主大伴部小咋調海藻六斤

 $314 \times 32 \times 3 \ 6033$

志摩国は塔志(答志)と佐芸(英虞)の二郡に分れた(続日本紀)。 調海藻の貢進札。 賦役令に規定する輸貢量は雑海藻一六〇斤、海藻一三〇斤で合致しない。養老三年四月、 和銅五年の同国貢進物付札 (概報六) に

はみえない。伊雑郷は後に答志郡に属する。

「志摩郡」とあるから、養老三年以前は同国は志摩郡一郡であったらしい。

なお志摩郡はこれまでの文献に

 $172\times27\times3$ 6033

f

三

元 隱伎國知夫郡 調海藻六斤 七年□□郷安吉里海部惠得

調海藻の貢進札。七年は郷里制施行時の木簡であるから、 養老か天平であろう。長方形の材の両端に切込み

を入れ、さらに下端を尖らせた形態は特異である。

 $153 \times 18 \times 5 \ 6032$

五斗

尾張國中嶋郡 石作鄉

三五

酒米五斗九月廿七日

文 釈

の貢進がみられる(四一九・六〇八一)。

蓋 兩村鄉御酒米五斗

両村(二村)郷は尾張国山田郡、 讃岐国鵜足郡にみえる。

量 山田郡建侶酒部枚夫赤米

山田郡は伊賀・尾張・上野・讃岐国にみえる。「建侶」は意味不明。赤米は種皮に特別の色素(赤褐色)を 繁殖力、耐寒性の強いイネといわれる(棚田園男ほか)。 尾張国正税帳 (天平六年)には「納大炊寮酒料赤米弐

 $(169) \times 20 \times 5$ 6031

伯伍拾玖斛」(トロート゚ロペ)とあり、酒の醸造に使用されたことがわかる。

もち

三 · 山田郡山口鄕□

 $(104) \times 25 \times 6 6039$

米五斗

Ш .田郡山口郷は尾張国にみえる。下欠。

三臺・氷上郡井原鄉上里赤搗米五斗 (丹波國)

「酒」、「斗」は異体字を使用している。酒米は造酒用の米である。紀伊・尾張国の正税帳に「酒米」、「酒料」

三

上五戶語部身

旦里 赤搗米は赤春米(赤米)と同じであろう。二量参照。五戸は五保の意か。同様の記載は『概報五』(「表蛭田郷中 裏五戸物部真呂五斗」)にみえる。「上五戸」は上里の五保の意か。上左側欠、右側下半は二次的に削る。

·與社郡謁□ [叡』]]鄕□原里土部古□

三斗丹波直箓手[__]合五斗

全体に腐蝕によって墨痕は見分け難い。土部古□と丹波直策手の二人の貢進札である。下欠。 丹後國竹野郡舟木鄉 生部須口

三

 $378 \times 20 \times 9$

 $(256) \times 26 \times 6$ 6039

える。 下方腐蝕し判読できない。舟木郷は『和名抄』にはみえないが、 上端やや欠損しているがほぼ完形。 『丹後国風土記逸文』には「船木里」がみ

丹後國竹野郡芋野鄉城部古與曾赤春米五斗

 $336 \times 17 \times 4 \ 6031$

人釆女部宅刀自女の名がみえる(宝亀せ・関)。上方右側はやや調整面と異なるが、 芋野郷は現在京都府竹野郡弥栄町に地名として残っている。婇部は釆女部。 ほぼ完形。 『続日本紀』 には丹後国与謝郡

三 丹後國熊野郡田村鄉神人丈万呂五斗

三二·播磨國赤穗郡大原□

五保秦酒虫赤米五斗

表面は腐蝕甚しい。大原の下は一字分の墨痕があるが判読不能。 『和名抄』赤穂郡に大原郷がみえる。五保

とは戸令五家条に規定される、五戸でもって相検察し合う制度である。

三三·美作國勝田郡豐國

· 舂米六斗

 $(120) \times 20 \times 3 \ 608I$

米は一俵五斗が一般的な単位である。豊国は郷名。表裏とも腐蝕が甚しく、下方は切断されている。

三章·備後國御調郡

·諫山里白米五斗

 $146 \times 22 \times 6 \ 6033$

『和名抄』では御調郡には諫山郷はなく東隣りの沼隈郡にある。白米については『解説一』五九頁以下参照。

八辨鄉春御酒米五斗

三治

に定める春米運京国からみると備中国賀夜郡が妥当である。 八弁(ヤタベ)郷は摂津国八部郡、 常陸国河内・那賀・久慈の三郡、 備中国賀夜郡にみえる。 『延喜民部式』

三六宝 加毛郡柞原鄉阿

里五斗

表の切込み部に付紐の痕跡が残っている。

墨書した後これを削り、 にあるが、柞原郷はいずれにもみえない。 さらに墨書したと考えられる。 加毛郡は参河・伊豆・美濃・佐渡・播磨・安芸の各国

柞原郷と記した個所には三文字より余分の墨書があるので、

一度

三突 • 荒河鄉酒米五斗

賀美里

ある。 荒河郷は陸奥国磐城郡、 記載様式は郷から里へと続けるのが普通である。 紀伊国那賀郡にみえるが、 春米運京国(藍藍)の例からみると紀伊国那賀郡が妥当で

三空 安拜郡服織鄉俵

 $(208) \times (20) \times 2 6019$

三次と同文でしかも同筆の貢進札。 同一の貢進物に附けられたものか。 俵は米五斗の意であろう(^{延喜})。

左側

128×16×4 6032		
	•	
$(122)\times(11)\times3 608I$		= = = =
(105)×23×5 6059	〔川*〕	=======================================
$(74)\times(21)\times2\ 608I$	三川上鄕赤米	=====
145×18×6 6032	₩ □□鄉米五斗	04
	大傅部は大生部である。上欠。	
(152)×20×2 6059	兖 □大傅部君麻呂五斗赤米 ^{〔主*〕}	三六九
198×26×5 <i>6033</i>	交 安拜郡服織鄉俵 (伊寶國)	三
	割損。	割

春米一石の荷造り単位は通常の一俵五斗からみると特例。上欠。 • □口鄉春米一石 $(171)\times19\times5$ 6033

三式·伊勢國桑名郡熊口服部東 下方は腐蝕のため判読できない。裏面は二次的な墨書であろうか、表裏異筆と考えられる。 • □□上正五位下 熊口は桑名郡の $182 \times 20 \times 5 6032$

·難酒志紀郡

□□郷缶入四斗~升

河内国志紀郡から貢進された県醸酒であろう。難酒は「濁酒之厚者」(和名抄) でアルコール度の高いものを

いうか。付章四八頁参照。

三天· 少林鄉缶入清酒

三

青鄉御贄伊和志腊五升

三公

贄の鰯貢進札。 青郷は若狭国遠敷郡に属する(一斉参照)。 腊(キタヒ)は干物をいう。

三益 无漏郡進上御贄 少辛螺頭打

 $127 \times 18 \times 4 603I$

紀伊国无漏郡からの贄貢進札。 少辛螺は『和名抄』によるとニシとよみ、 蓼螺子とも表記した。

『出雲国風土記』・『常陸国風土記』 にもみえる。 現在のニシと名のつく貝類(テングニシ・アカニシなど)がこ

れにあたる。賦役令には正丁一人の調輸貢量として螺頭打六斗とある。上部右側やや欠損。

三全 紀伊國无漏郡進上御贄礒鯛八升

贄の貢進札。 『延喜内膳式』によると、 紀伊国は旬料の贄として雑魚を貢進している。

三 腐蝕甚しく、 贄貢進札。 □御贄貽貝鮓一□ [斗*] **貽貝鮓は貽貝(イガイ)を鮓にしたものである。**

上半部の墨書部は剝離している。

 $137 \times 24 \times 6 \ 6019$

上・下端は原形を残す。 全体に

もと6011型式か。

 $172 \times 21 \times 4 \ 6031$

筑後國生葉郡煮塩年魚肆斗貳升 靈龜三年

煮塩年魚(アユ)の貢進札。

『延喜内膳式』によると、大宰府から年料の贄として煮塩年魚を貢進している。

同年の年料分という意であろう。 この木簡が郡単位の貢進であることともあわせ考えれば、贄貢進札であろうか。また霊亀三年という記載法も

三○ · 筑後國生葉郡煮塩年魚伍斗□
[上]

靈龜二年

 $169\times19\times4~603I$

煮塩年魚の貢進札。

三元·伊勢國飯野郡黑□ [田^{*}]

• 矢田部宮足俵□

貢進札断片。下端部折損し他は調整面である。上方をこのように尖らせるのは類例が少ない。 黒田は飯野郡

 $(98) \times 16 \times 4$ 6059

の郷名である。

三元

 $(164) \times 26 \times 5 6039$

月の間のことである。耳放鰒は加工の一種と思われる。 調貢進札。上総国阿幡(アハ)郡の名称は養老二年五月以前か、あるいは天平一三年一二月~天平宝字元年五 『延喜主計式』では安房国にかぎって調物として、着

三九 耳鰒、	進 進
二九二	
貢	進札、五戸は五保のこと。〓〓を照。上半部欠。
三九三	壬生部石麻呂八連
	「連(ムラ)」は鉄・綿・海藻・松など群塊をなすものの助数詞。貢進札か宮内整理札かは決め難い。
三九四	• 長門 []
	• 靈龜 (69)×30×5 6039
三九五	和泉□ [郡*] (143)×25×4 6081
三类	播磨國赤穗

~	三九七	備後	$(31) \times 20 \times 5$ 603
70 (二九八	□六斤	(86)×24×5 <i>603</i>
	二九九九	□海藻 六斤 養□	$(87)\times(22)\times3~608.$
	111100	山邊	(74)×15×5 <i>603</i> !
	0	□□鄕酒米五斗	(229)×29×5 <i>603</i>
	= 0 =	鈴鹿□□□鄕(伊勢國)[郡鈴鹿*]	185×22×3 <i>603</i> .
	=0=		168×19×4 <i>605</i> .
	1100		139×19×5 <i>603</i> .
	三三0英	栗栖□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	143×26×5 <i>603</i>
	栗	栗栖郷は大和国忍海郡、播磨国揖保郡、紀伊国牟婁郡にあるが、いずれか決め難い。	決め難い。

SD3035溝 木簡 2297~2312

	=
•	
•	=
	= 0
	三0元
	壹
•	
	40=1
· () () () () () () () () () (들옷

 $180{\times}28{\times}4~6039$

 $135\times26\times6$ 6032

 $(129) \times 21 \times (4) 6032$

 $(81)\times(12)\times3$ 6081

 $(74)\times(10)\times4~608I$

= $(87) \times (24) \times 5$ 6081 $113 \times (21) \times 5 \ 6032$

• 元十一月九日

三四· 斗八升

裏面の日付は「年」が脱落しているか。上欠。下端は調整面。

 $(94) \times 20 \times 3 \ 608I$

 $(87) \times 19 \times 9 \ 608I$

三六

白酒

酒(□火力

三

五升

者、米一石會明新一切二二斗八升六合,為、蘗、七斗一升四合為、飯、 木灰を入れるか否かにより白酒か黒酒となった。新嘗祭や大嘗祭のために醸されたものである。白酒・黒酒は 七升八合五夕、熟後以11久佐木灰三升1紫海生和11合一甕1、号称11黒貴1、其一甕不1和、 是称11白貴1」 とあり、久佐 『万葉集』(四二七五)や『続日本紀』(トローﺒ痩ド)などにも見られる。 白酒(シロキ)は黒酒(クロキ)に対することばで、『延喜造酒式』の新嘗会白黒二酒料条によると、『其造酒 合::水五斗、各等分為::一甕、甕得、酒一斗

<u>=</u> ___ 三 量 嘗宮条に「清酒二斗、濁酒八升」とみえる。あるいは「白酒」と同じものであろうか。 清酒は濁酒(ニゴレルサケ)に対して用いられることばで、「スメル」酒と読む。『延喜践祚大嘗祭式』の大 「中」は清酒の等級をあらわす。左半欠。 清河潭 清酒中 中酢 酒滿 清酒四斗 四酒 酒 四斗 $154 \times (22) \times 4 6032$ $107{\times}(34){\times}3~602I$ $(70) \times 18 \times 4 608I$ $146 \times 16 \times 5 6032$ $120 \times 17 \times 6 \ 6032$ $125 \times 23 \times 4$ 6011 $95 \times 23 \times 4$ 6032

がみえ(青六-九三)、また『延喜造酒式』には「酢一石料 米六斗九升 「酢」は『和名抄』によると「ス」又は「カラサケ」と読む。正倉院文書には米一石から酢九斗を得たこと 藁四斗一升 水一石二斗」と造酢法を記

載している。「中酢」は、中等の酢という意味であろう。

= = =
•
40
古滓

「滓」は酒滓(糟・酒糟ともいう)の意で、『和名抄』は「カス」と読み、正倉院文書には「カマタチ」(書二五五)

 $326 \times 41 \times 6 \ 6032$

と見える。 滓を含んだ酒のことで、 天平五年越前国郡稲帳には「酒三十三斛六斗三升二合トササイトサトイサトイサトイトリトト とあ

り(一一四六四)、滓酒の一種である。

三量 廿三日余米三斗

 $(171) \times 35 \times 3 \ 6019$

文書に「乗米」とみえるものと同じである(ハヒ、ヿ五ー三九三・四一六など)。 三天・三元にも余米がみられる。下欠。 余米は支給された量の六パーセントを官司が留め、酒、副食物などにふりむけるためのものである。正倉院

三 ・十月十八目余米七升 (マトン)

•「十月十八日余米七升」

 $162 \times 24 \times 4 \ 6032$

壹 三 貢進札か物品付札か断定し難いが、IMIと同種類の物品付札か。左欠。 [余]] 「十八目」は「十八日」の書き誤りで、裏面に別筆で訂正をしたものか。 三石口口 神龜元年十二月

二條六瓺三石五斗九升

 $(135) \times 29 \times 3 6039$

 $(103) \times 26 \times 4 6059$

 $191 \times 28 \times 3 \ 6031$

条七」とあり、屋根の流れる方向を東・西であらわし、桁の通りと梁の通りを組みあわせその位置を示してい 一条六は縦・横の位置関係を示す。例えば、もと平城宮の東朝集殿で現唐招提寺講堂の部材番付には

西

甕納米三斛九斗」が参考になる(京概要」『埋蔵文化財発掘調査概要一九七一』) : 二二十参照。 る。この木簡は多量の瓺を並べ、これに酒類を入れたものに付した札であろうか。 長岡宮跡出土木簡「八条四

 $(201) \times 49 \times 5 6039$

 \equiv 壹 ・ 三 石 七 斗 二 升 三條七瓺水四石五斗九升

神龜元年十一月十一日

造酒司での原料である水か米、あるいは醸造された酒の付札であろうか。神亀元年一一月は聖武天皇の大嘗

祭の行なわれた月。この月二三日(辛卯)が祭の第一日にあたり、一一月一一日の日付からみて大嘗祭の準備に

かかわるものであろう。神亀元年は三六にも見える。

日 部 大 日 六 162)×(15)×6 6039	•	
, , , , , , ,		
器である。この木簡は、東大殿で使用される酒を入れた容器に付したものであろうか。	器である	
参議・諸王は大殿に、諸卿大夫は南細殿に侍した記載がある。磁・瓺はともに一く五石入りのカメ型の大型容	参議・諸	
「大殿」は、正殿の意であろうか。『万葉集』(売三) には元正上皇の御在所中宮西院で肆宴があり、大臣・	「大殿	
□大殿□瓺□ 226×(34)×4 6032	Electrical State of the Control of t	

·櫟二斗五升

貢進札か。右・下欠。

二月四日

 $189 \times 29 \times 6 \ 6032$

三

百依女御「一」

櫟の実でつくった酒。 正倉院文書には「とほちうちらは伊知比に酔ひて皆臥してありなり」(続修別集)とあり、

櫟に酔った様子を述べている。

	三三
120×25×	133×(25)×

天平元年二月・左大臣)に比定可能である。『懐風藻』には長屋王が新年に自邸で宴をしたことがみえている。 の関連で神亀元年頃のものと考えるならば、大臣は長屋王(養老五年正月~神亀元年二月・右大臣、 毛蓆は毛を撚り、 **山**月 八日 プロ 多毛席 蓆としたもので、氈・毛氈と同じ。宴席等で使用したか。この木簡を、他の木簡の年紀と 神亀元年二月~

小は五・七㎝(三四)である。これらの木簡は、 女の名前を記し(三雲は不詳)、その下に別筆で数量を記したも るが、 のが多い。これらの木簡は、 以下一葉的に至る一七点は同じような内容をもつ小形矩型の木簡である。いずれも材の左右の調整は丁寧であ 上下端の調整は刃物を入れて折るなどしたままで粗雑である。これらのうち最長は八・四四(三八)、最 女たちの縫製数量を記したものか、 彼女らに支給された衣服の数量を記したもの

143

とみえるところから判断して、女たちの縫製した数量およびその内容を記したものと考えるのが妥当であろう。

しかし別筆の数量の書き方、また「御」(御服の意であろう)や「赤裙」

いずれかの解釈が可能である。

\sim
Ŧ
h
- '
彼
女
女ら
は
裁
33X
縫
に
従事
事
じ
た
女
性
で
あ
Ž
Š

壹 三冨女御「一」

壹 · 袖女「一」

麻

壹●町女「六」

• 麻「七」

 $75\times21\times2$ 6021

SD30	035溝	木簡 23:	39 ~ 23	51						
「裙	三五	二三宝()	7	二三四九	三四八		三型・	三四只	•	三四五
「裙」は裳と同じ(鈴姦解釋令)。衣服令制服条に宮人の着用する「紅裙」がみえる。	在と女赤裙	手豆支女赤「一」	「赤」は赤裙(裳)の意か。「気」参照。	廣椅女赤「一」	阿治麻佐女		•家女「一」	秋嶋女 「五」	• 111	皇皇・ 小麻
	80×19×2 602I	80×19×2 6021		83×20×2 <i>6021</i>	84×19×3 <i>6021</i>	80×30×3 <i>6021</i>		72×15×3 602I	$65 \times 19 \times 2$ 6021	

104×26×7 6011	三本土知民	三
$(119) \times (12) \times 6$ 6081		壹
$(118) \times (9) \times 3$ 6081		
$(138)\times(6)\times4~608I$	宣美 □高五□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	=
$(174) \times (14) \times 9 608I$		
	「家女」は三曜にもみえる。	
68×19×2 <i>6021</i>	宣	Managara Managara Managara Managara
77×14×1 6021	三 米女赤裙「二」	=
76×20×1 <i>6021</i>	壹 少卷女赤「二」	三

	三	三芸	·	三 三 三 二 二 七	三 三 三 三 二 二 二 二	壹 諸白	• 麻 呂	三	
□			H)			Ħ	Ħ		

 $(55) \times (7) \times 3 \ 608I$ $(59) \times (8) \times 3 \ 608I$ $(86) \times (4) \times 4 \ 608I$

 $(40)\!\times\!(11)\!\times\!3~608I$

 $(89)\times(8)\times3~608I$

 $67 \times (10) \times 3$ 6081

$(182) \times (22) \times 3 6019$	
$255 \times (12) \times 3$ 6051	
(257)×17×5 6019	正 (カミ)・佑 (ジョウ) は某司の第一・第三等官をあらわす。上端のみ調整面。 - [[[[正 佑 []
	1 1
$(46)\times(8)\times2$ 6081	三天九二了
$(68)\times(4)\times3$ 6081	
$(53)\times(8)\times3 608I$	

二三七九	三亳六	나나	二三七六	,	三宝 • 美	三七四	
				「別*」 ()	• 美	遺構の最上層部より発見されたもので、あるいは「延暦」か。上端に焼痕、下端欠損。・ 〔延ド〕 〔六トッ〕	• □ 麻呂 麻麻 □ □ □
	$(200)\times(7)\times4~608I$	216×(9)×4 6081	212×(10)×4 <i>6051</i>	(45)×(19)×3 <i>6081</i>		(127)×24×5 <i>6081</i>	$(147) \times 22 \times 5 \ 608I$

				釈	文
	三		흦	三六0	
•				• □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	

 $(36)\times(17)\times2~608I$

16091

 $(11)\times(5)\times6$ 6081

 $(104)\times(5)\times7$ 6081

 $(91)\times(6)\times5\ 608I$

150

 $(115)\times(5)\times8$ 6081

二三八九			三		三六六		三三六五
• 午午午	「□」播磨播	・ 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選	・護護護護護護	• 人人人人人	・人人人人人人	• [] 景守「右」 []	

 $(100)\times(19)\times3$ 6081

 $(119) \times 15 \times 6$ 6059

 $(338)\times(21)\times5~6019$

 $81 \times (7) \times 8 608I$

三點

進上

6091

造酒司の上級官司からの文書(符)。削屑で一部を欠いているが「造酒司」と判読できる。

CD2025/#E	1-155	22002404
SD3035溝	小间	$2390 \sim 2404$

三	□七升右廿□日
二三九六	□十一月二日□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
三元七	潤月十一日□
壹	□「清清。」
三九九	□大初位上尾□
11国00	廣客□
100	員历力。
三00二	朝
二四0三	利波□
100回	十日長力

 $(60)\times(9)\times2$ 6081

609I

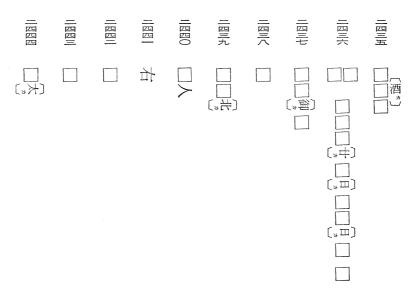
 		_ 	<u>二</u> 四		二四〇九	三四0八	中0周日	三四0六	二四0五
伊福。	犬□		合□	八位上	七八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	郡	秦人足□		世之人

SD3035溝 木簡 2405~2424

四四四	 		<u>二</u> 四 九	园人	三世七	声	四五五
中口		男			料酒口	口 ^二 。 升	□ 升 □

<u>二</u> 四 三	四三三	三三	四三	11图110	二四二九	三六	二四十	三三六	三三五
	新			□□須□□須□□		三斗	□□, □河 類□ □四	5 □ □ □ □ □ □ □ □	酒酒。

SD3035溝 木簡 2425~2444



四五三	四五二	二四五一	二四州()	二四四九	二四四八	四四七	二四四六	二 四 四 五
(高*) (高*)		(A**)	灌		新			□ 適 回 適 に に に に に に に に に に に に に

 $(13) \times (25) \times 2 \ 608I$

四五四		609
二四五五		609
二四五六		609
二四五七		609
二四五八		609
二四五九		609
二四六〇		609
以	以下国民まで造酒司と関係した酒・酢などの名がみられる。支給簿の断片であろうか。	

釈 文 三四元 景 二四六十 二四六六 二四六五 三 呉 二四六四 三 四 二 酒酒酒□ 口 (粂¢) 口口 魱 醉 庚 簄

SD3035溝 木簡 2461~2479

- 二四七十 荷□□□四九月立□(□*)(酒*) 日 □ 湯 承

1609 1609 1609 1609 1609 1609



·	医型	
と同種のものか。	1至00・1至01などと同種のもの	
た記載かは不明。「人給」は平城宮木簡(110日・概報四)や『延喜式』などにも散見する。 1四名・1四名・1四名・1四名・1四名・1四名・1四名・1四名・1四名・1四名・	た記載かは不明。	
勅」は、口勅を奉じて物資を請求した記載か、あるいはその結果収納した物資を人々に支給に	こにみえる「口勅」は、	
司は中務省を経ずに直ちに貢進し、その後に中務省と弁官に知らしめて奏するという規定がある(吲妥勒系)。	司は中務省を経ば	
なかに「口勅」・「人給」などの語がみえる。「口勅」によって物を索める場合、勅を受けた宮	帳簿の断片。な	
入退率 徐 新田 條	照引	=
	順別 務官□[_
609		
609		

二四九四 二四元八 二四九七 二四九六 二四九五 参加の官人に対する支給簿か。 「務省」、「師宿」、「伴宿」は、 [夜"] [級] □位 (「「*〕 六升 中務省・土師宿祢・大伴宿祢にあたるか。別筆で支給量を記している。 6091160911609 I609I16091

SD3035溝 木簡 2494~2504



SD3035溝 木簡 2505~2518



宝芸	二 玉 三 玉	三三四	 = = =	<u>=</u> <u>=</u>	三年二0	五五九
			滔			

I609I

SD3035溝 木簡 2519~2534

五三四四	三 五 三 三	畫	臺	二角三〇	皇	를 츳	二五二七
	[型]	기			퍼		□北□ 所 所 智□

6091 6091 6091 6091 6091 6091

≒≒・能登國能登郡□□鄕□□里□□	SD三〇五〇溝		
	6 A A C I	1609	609

||鄕||||里||||

天平四年四月十七日

 $228 \times (18) \times 7$ 6031

能登国は養老二年五月越前国の四郡を割いて設けられたが天平一三年一二月には越中国に併合された。その 天平宝字元年五月また分置された(売日本紀養老二・五・乙未、天平二三・)。右割れ損。

]御

寶龜元年十二月

芸

駿河國安倍郡貢上甘子[

文字面は腐蝕のため判読不能の個所がある。 甘子は『和名抄』、『本草和名』ともカムシとよむ。 甘子は柑子

密柑または地密柑とよばれている在来種のことであろう。静岡県と大分県に天然記念物指定のミカン先祖木が

する。左上切込み部に腐蝕がみられるが形態はほぼ完整	を貢進する制度がみられる。本木簡により、	例貢御贄として駿河国以下四個国、また、「
はほぼ完形。	『延喜式』に定められた制度が奈良時代にも存在したことが判明	また、『延喜大膳式』に諸国貢進菓子として駿河国以下四個国より、甘子

ある(素ルヒルムの)。『続日本紀』には神亀二年一一月に唐より甘子を賚した記述がみえる。『延喜宮内式』には諸国

三五三九	到大小丼二百 <u></u>	$(146) \times 29 \times 4 \ 6039$
二角四〇		
		$(117)\times(24)\times3 608I$
三五四		$(97)\times(6)\times4~608I$
五四二		$(119)\times(7)\times6~608I$
三五四三		
		$(103) \times (8) \times 4 6081$

(132)×38×3 <i>6081</i>	• 有有 □□□□
$(100)\times(7)\times6\ 608I$	
	習書。上総国周准郡の意か。
$(118) \times (25) \times 9 608I$	
	三要· 周周 准准 周周 周周
$(144) \times (25) \times 5 \ 608I$	•
	三雲 •□逍逍逍逍逍 [道:]
$(158) \times (16) \times 4 \ 608I$	
	(三台) → □人足 新家□(虫*)

折損し、中央で割れている。

SE三〇四六井戸	6 A A C V
吾,• 子	
	$(62)\times(8)\times7\ 608I$
	$(114)\times(11)\times4\ 608I$
SD三四一〇溝	6 A E 6 A F
•	(167)×34×4 <i>6019</i>
調の荷札。清水里は国郡不詳。貢進者の人名および輸貢物よりすれば、あるいは紀伊国の貢進物か。	あるいは紀伊国の貢進物か。上端は

文	壹 少初位下日置造□	$252 \times (13) \times 5$ 6081
彩		
	• [七] 別	$(146) \times (12) \times 3 \ 608I$
	三蓋 物部足人 大□□□	135×20×4 <i>6011</i>
	物部足人は、天平~天平勝宝年間に経師としてみえる人物(ホトールートロトールトートートートートートートート)と、 造法	造法華寺司作金堂所石工と
	してみえる人物(ffiọ́́∧¬)がいるが、同一人か否かは不明。「大□□□」も人名か。	
	• □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	$(124)\times(8)\times2 \ 608I$
	宝美 宮津鄉烏賊二斤太 (丹後國与謝郡)	142×13×3 6033
	『延喜主計式』には丹後国中男作物に烏賊があげられている。「太」は大斤の意。	

$(63) \times (27) \times 4$ 606.	三三三
$(85)\times(17)\times2$ 608.	•
$(147) \times 13 \times 3 608$	三 最女倉□□□ [文事*]
(141)×30×4 <i>603</i> 5	三型0 五斗
「天」ならば年号の可能性もある。左右・下欠、上は原形か。上端に焼痕	がある。第一字は「大」或いは「天」か。
(66)×	
$(79)\times(9)\times7$	三要(□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
$(138) \times 29 \ 608 $	

1609	正七位上大伴宿□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	二五七0
$(122) \times (13) \times 4 \ 608I$		
	右附小長谷千□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	三
1609	□□万呂 □□國守 大私名法 [毋 部*]	二弄六
1609	□良□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	二
6091		二五六六
208×(7)×10 <i>6011</i>		二五六五
49×22×3 6022	御殿	二五六四
	右・下欠。下端は二次的に刃物で調整している。原形不明。	右

SD3410溝 木簡 2564~25**7**9

二至九	量汽	三五七	三至七六	五七五	二五七四	五七三	五七二	三五七
□[謹] □		一个个人			□客人	如如	大伴	□爲□奈眞□

I609I

6091

177

芸()

SD三四一四溝

SD三三六溝

丟

一一部。

609I

6 A A E · 6 A A F

 $(120) \times 36 \times 3$ 6081

切机は「まないた」。 正倉院文書中(トスパト、=五Oなど)にみえる。切机、薦等を表に記し、裏に食料を記してい

□□十四人 別人三合

|師田万呂|

□□枚□鷹十枚□

□□四前

切机四前

6091

6 A A E · 6 A A F

Contract of the last of the la			

るところをみると、宴に関する木簡の断片であろうか。

SD34	10年	本間 200	U~∠56 <i>1</i>				
	芸艺		三		二五八五	二五八四	宝
· 珍 與角	三や・民忌寸黑万呂	•	• 進 違 [造 [*]]		• □□□ 六合	□□万呂	□〔部乙足。〕
			÷				高安
$(102) \times 26 \times 2$ 6081		$(64) \times (14) \times 2 \ 608I$		(192)×(33)×8 <i>6081</i>		$185 \times (14) \times 5$ 6081	$(230)\times(10)\times6~608I$
×2 6081		×2 6081		×8 <i>6081</i>		×5 6081	×6 6081

芸

十一日四合 十三日四

毎日の物品の支給量を列記した伝票・帳簿類の断片。

芸名・田村

小形の付札。田村は藤原仲麻呂の田村第か。一代代にも「田村」とある。

二五九() 讚岐國三木郡池邊秦□□

池辺は池辺郷(和名抄)。讃岐国の秦氏の存在は他にも例証がある(三代実験貞観八・)。

三元 · 若狹國遠敷郡佐分里三宅大人

天平□寶二年□□

 $146 \times (19) \times 5 \ 6011$

郡郷制の時期でありながら、里を用いているのが注意される。左欠。

 $142 \times 20 \times 3 \ 6032$

 $(49) \times (15) \times 2 6081$

	二五九五 •
6091	三點 應應應請應請應請[
	の学生が共通してならうべき教科書に指定されていた。四辺原形をとどめず。
『論語』は大学また皇后宮職の	下でも『論語』が書写されていたことは正倉院文書から知られる(トロルホロン書)。 学令によれば、歴名に習書したものか。「論語」の楽書はSK八二〇出土の墨書土器にもみえる(シモマヤロンタル)。
$(122)\times(23)\times4$ 608 I	
	三系三 • □□□□□□□大□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	調塩の荷札。表裏別筆。上折損。
(131)×23×5 6059	・「九月廿一日□人」
	三弄二 · 佐分鄉三家人阿都目塩三斗 (若狹國遠敷郡)

これが後に金鐘寺(大和国金光明寺)に発展した(春山蔵男「東大寺創立に関する問題」・「東大寺記華堂の建立に関する問題」村上昭房編『東)。房)と関係があるかも知れない。 『続日本紀』によれば、基王死去直後の神亀五年一一月に造営のことがみえ、	
断片のため文書の内容は不明であるが、 山房は、 聖武天皇の皇太子基王のために営まれた 「山房」(金鐘山	
三克 山房解 □□ (123)×35×5 6019	
る「坤宮官縫殿」に関するものか(メキキニイ)。6AAE・6AAF区では縫殿関係の木簡が顕著である。左右欠。縫殿の食口に関する文書。縫殿は縫殿寮か。あるいは法華寺阿弥陀浄土院の発掘調査で出土した木簡にみえ	
• □□□□□ 十一月□日宗我部淨虫□ 287×(6)×7 6081	
三六·縫殿食口 □ □ □ 合六十五人	
□\ \text{\tint{\text{\tin}\text{\tint{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tittitt{\text{\text{\texi}\tilint{\text{\texit{\tet{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\te	
二年元六	
• \square (23)×(97)×2 608 I	

二六0回

三六0宝

景옷

長長

三〇三

芸0三

][甲利]]

三六0

S
Α
\equiv
\equiv
七
柵

申申申

而而

 $(102) \times (21) \times 5~608I$

6 **AAE** · 6 **AAF**

 $(51)\times(9)\times3~608I$

6091

6091

609I

6091

6 4 4 6 4 4 F	SK三二四一上廣
1609	
$(83)\times(13)\times3$ 6081	
$(124) \times (10) \times 3 608I$	
(292)×(20)×3 <i>6081</i>	
1609	年 「○ 十五 □ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
6091	HO

(173)×29×5 <i>6019</i>		
6 A E • 6 A A F	SD三二九七溝	
たものである。仕丁五〇人の集団は烈とい ^{元で三七〇} にみえる。 前者は軍団の兵士五〇団の長であろう。天平六年八月二〇日出雲	・ 二 五十長□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	

	• 吉 日	$64 \times 11 \times 2$ 6051	10
<u>吴</u>		1609	
둦		1609	
<u> </u>			
	• □ [隨 隨 _n]	$(53)\times(11)\times1~608I$	
芸元	□ 朮 九 □ ※ ※	$(59) \times (13) \times 4 \ 608I$	
<u> </u>	• 進上益田 [益*] (金*)		
	•		
		337×(13)×35 <i>6081</i>	

	云云・ 御酒一升 韲糟三合 □
	物守仕丁一人」(同八二)などがある。
マ仕丁二人」(トローパトサート)、 「難波宮	仕事の割当を記した木簡か。某物守の例としては、正倉院文書に「省物守仕丁二人」(トトロホートンササト)、
(142)×12×3 608I	云量 □物守八 □太□三 廿五 □□ 十三□
$(148)\times(9)\times5 \ 608I$	芸圖 □六□ □
$(175+146)\times26\times4$ 6061	
	云三·□□□佐□□□□□□万毛□世受□□ 〔支*〕
146×85×8 6065	芸三 益田連人主□□
$(249) \times 44 \times 6 \ 6019$	• 四月十四日領上毛野智惠
	雇女十五人四人×別六十九把 云三·巽一千卅六把

三 ・ 充宜充之	二六三0 □□□八把 于柏 (148)×(12)×		二六二、	$\bullet \qquad \qquad \square \square \square \square \qquad \square \qquad \qquad (115) \times (11) $	三号• □ 枝 紅□一條 [裓*]	い身だけの盤・坏か。いずれも正倉院文書にみえている(云、一六―ニ九五など)。下部焼痕。	は糟醬などをさすか。奈良時代では通常あえものに塩・醬・末醬・酢などを用いている。片盤・片坏は蓋のな	食料・食器を書きあげた断片。 韲はあえもの $\left(\frac{1}{1}\right)$ を解験順令。 韲糟は他に例がないが、あえものに用いる糟酒又	• <u> 盤 口 五 口 (123)×(11)×5</u> 6081
	$(148) \times (12) \times 5$ 6081	$(292) \times (29) \times 5$ 6081	136×26×4 <i>6011</i>	$(115)\times(11)\times4$ 608 I			万坏は蓋のな	Hいる糟酒又	((11)×5 6081

$(26) \times (152) \times 3$ 608	(W
6 A A E • 6 A A F	SB三三二二建物
(95)×18 <i>608</i> .	<u> </u>
にかかれた文字の残画があり、また「宜」「知」の上には後筆の墨書がある。類似の語句に、「宜知此状」(云- 四三書)、「宜察此趣」(同五-)、「宜承知旨」(同五-)	などがある。裏面には調整以前にかかれた文字の残画があり、文書の文言を習書した断片。類似の語句に、「宜知此状」(云
98×48×3 <i>602</i> .	・趣趣宜知・趣趣宜知
	宜知此狀

史料にあらわれる酒殿としては、春日酒殿(続日本紀勝宝)、酒殿(部・道商式)、 書出しの方(右方)に当るようにかかれている。云堂・云景には酒・酒殿の名辞がみえ、共に酒に関するらしい。 る。また『西宮記』にも酒殿がみえ、別当・預があって、播磨庸米よりつくった酒を納め、蔵人所の召によっ る。云語・云量を含めて表裏で文字の方向が異なる場合には、材を縦に使った面の上方が材を横に使った面 文書風の木簡断片。表裏で文字の方向が異なる。云語・云景も筆蹟・材質が近似し、同類のものと考えられ 東酒殿(廼喜造)、内酒殿(廼喜民)などがあ

てこれを進めたことが記されている(酒殿については付章参照)。

$(19) \times (181) \times 2 \ 608I$	· 卡王娅导
(24)×(259)×2 6081	•「期世界口 [14] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1
	帰順・ 造造 □東 長別 □留 木 古 □ 『 「

	・	五元 石五五 水 一
	・ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	(217)×(19)×5 608/ 水菸はナギ(π名抄)、食用 水 (217)×(19)×5 608/ (217)×(19)×5 608/ (217)×(19)×5 608/	$(350) \times (16) \times 3 \ 608I$

 $(212)\times(14)\times3~608I$

「三十二人 特一枚」

1609	云宫 薭一口	=
(9)×(97)×3 <i>6081</i>		
(56)×28×11 <i>6061</i>	・二年	
	・諸司解(題籤)・二年	
	三〇·諸司解文	
が出土している(概報八)。	せ、 六- 10回タメピ)。また第六八次調査で棉梠釘について記した建築部材が出土している (概報八)。文書 五- 七〇・1七)。また第六八次調査で棉梠釘について記した建築部材が出土している (概報八)。 建築部材の名称と員数を記した木簡。 棉梠は茅負の類、 博風は破風板、 いずれも 正倉院文書!	
$(187)\times(14)\times2$ 6081		
	三売 · 端桁十二合十八 □□□ [棉梠*]	

芹を囲で計量するこ	とは正倉院文書に例があり(同六二)、一囲は一斗に相当する。 芹は食用に供されたことが正倉院文書(六二十七六十二十五六二、)や『延喜内膳式』にみえる。
$(199)\times(11)\times3$ 608	
609	
609.	云冥 十八石三斗一升五合
609.	云望 □ (狀*)
609.	
609.	

6091	□人	二六五五	
6091		二六五四	
1609	□人足	云至三	
6091	□任 丁 ů 卅	芸	
お 雨壺は正倉院文書にしばしばみえる(二五五・二五九など)。	!壺は正倉院文書	お雨	
「殿戸十六間」と関連して益は壺のあやまりではないかと推測される。天壺は雨壺(扉にうつ饅頭金具)か。な	戸十六間」と関	一	
ビ用。『七大寺日記』東大寺大仏殿条に、「天益三千百廿二益」とがあるが、その直前の	「壺」は異体字を使用。		
$(58)\times(14)\times2 \ 608I$	天壺□	二六五一	
$(60)\times(8)\times3$ 6081	• 息		
		二六五〇	,
	•		

S
$\stackrel{A}{=}$
三六
二柵

6 A E · 6 A F

6091

6091

609I

195

6091

6091

田部正月

」過所報

ΛΥ ≋宝	件
請如件[十一 ^{*][五} 月]	申請小豆事
1日高市廣野	□豆五升六合 □□
	已上

例でも、澡豆に用いる豆としては小豆が多数を占める(雨一三-五六・二)。 いる豆の粉末である。この場合は小豆四升を僧の澡豆にあてたことを示すのであろう。正倉院文書にみえる実 弥陀院の阿弥陀悔過料の記載がある(マセニート)。澡豆は、『和名抄』澡浴具条や『十誦律』第三八にみえ、澡洗に用 過所(言言一)、上山寺の悔過所(ホニー四セバスピ)、香山薬師寺の薬師悔過所(テホニリ)があり、東大寺文書には東大寺阿 某悔過所からの食料請求木簡。 正倉院文書では、 東大寺におかれた吉祥悔過所(云雲、ニーニュー)、十一面悔

□越白綿二百屯調綿二百屯調綿□

三公四

 $(212) \times (15) \times 4~608I$

ている(成」『書陵部紀要』第三号)) 『延喜主計式』には越中国の調品目に白畳綿、 越綿・越中綿は正倉院文書にみえ(太五、三五一三〇五)、 また正倉院には越中国の綿に付けられた紙箋二点が残っ 白細屯綿が定められている。

芸室 若狹國三方郡竹田里浪人黃文五百相調三斗

 $(264) \times 38 \times 2$ 6059

$(47) \times 17 \times 3 \ 6081$	
(76)×(18)×7 <i>605</i> 5	・□□益□斗益斗
	1K40 • 阿阿秦
84×17×2 6032	三克 錦部若成
$(98) \times (20) \times 2$ 6081	
$(157) \times (24) \times 4$ 6019	· 堂坊三斗□□
210×26×7 <i>6011</i>	
	SK八二○出土の木簡に、三方郡竹田郷の調荷札がある(♣H)。

調荷札。品目は塩か。浮浪人の貢進物荷札は他に六畳がある。

『和名抄』には若狭国に竹田郷はみえないが、

釈 文

芸芸	S	二六七五	二六七四	S	二六七三	二六七二
(1)	SK三三二九土壙		乙甲二甲。	SK三三一〇土壙	────────────────────────────────────	□梶 九日□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

A E · 6 A F

A E · 6 A F

I609

SA3362	:柵 木簡	₹ 2672~	<i>-</i> 2684					
芸益	芸堂	云	芸	芸(0	S	二六七九	吴艺	ニ六七七
留留	「嶋。」	□兵□	生部嶋人眞床子部毛人眞公	首次	SK三三三九土壙	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□□仕丁□□	

 $(214)\times(15)\times3$ 6081

6 A A E · 6 A A F

6091

609 I

16091

 $(163) \times (18) \times 5 \ 608I$

 $21\times13\times2$ 6081

 $(80){\times}(14){\times}5~\textit{6081}$

 $(95)\times(19)\times2~608I$ 199

二六九〇	S	二六八九	云六	<u> </u>	芸会	芸金
・□人主「神」	5色三三三〇井戸	□ □ 猪		·	・□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□ 片 湾

6091

 $(147) \times (8) \times 3 6081$

 $141\times(16)\times3$ 6081

6 A E · 6 A F

 $(25) \times 32 \times 9 608I$

載額は上手に相当する。 寺所符案では雇工の上手二〇文、中一九文、下一八文以下一六文以上(|五-|四四)となっていて、 この木簡の記 人二○文で、正倉院文書中にみえる雇工の功銭の例からすると高い方である。天平宝字六年正月二四日造石山 木工に対する功銭の支給額を記したもの。支給した結果の報告か、請求したものかはわからない。 $(196) \times (14) \times 6 608I$ 功銭は一

云· 單功木工廿人功錢四百文 SD三二〇六溝 •「石見二年九月 伴廣万呂 井水 6 **AAE** · 6 **AAF** $(88) \times (39) \times 5$ 6011

SD三一九四溝

二六九五	二六九四	S	二六九三	S	二六九二
#	九月六日 [] [SK三一九六土壙	壹師黑麻□	SK三一九五土壙	□廿斤

6 A A E · 6 A A F

 $161 \times (11) \times 6$ 6081

 $(21)\!\times\!(155)\!\times\!4~608I$

6 A E · 6 A F

 $(82) \times 21 \times 3 6059$

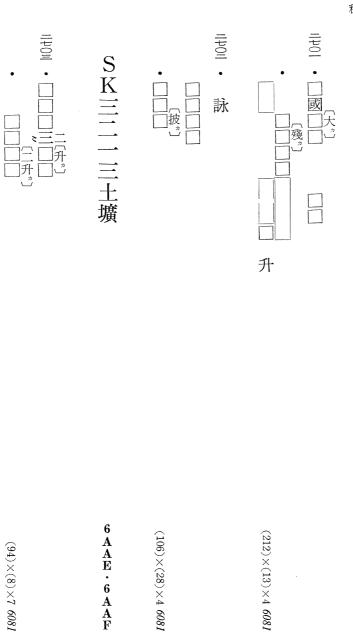
6 A A E · 6 A A F

16091

202

(87)×(5)×5 <i>608</i>	三+00 □月□日進□□
$(85)\times(10)\times6$ 608.	•
	三六九・十一口□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
現在のカマキリ。裏中央には縦に浅い溝が穿たれている。	用途不明。蟷蜋は和名イボムシリ(和名抄)、
(98)×18×8 <i>608</i> .	三六 蟷蜋侍縫殿
6 A A E • 6 A A F	SK三二〇一土壙
(137)×21×4 <i>605</i> 5	・七月六日
$(28) \times (154) \times 4 608I$	

SK三二一〇土壙



6 A A E · 6 A A F

	三七0八・今一 (良))
(田 165×14×4 <i>6011</i>	• 神護景雲三年十月十八日
.同小濱調□□□	〒00 · 紀伊國海部郡可太鄕戶主海部宅虫戶同小濱調
$(43)\times(8)\times6\ 608I$	•
	FPOK ·大伴直石
$(141) \times 31 \times 4$ 6039	≒20年 若狹國遠敷郡□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
の年紀をもつもの。	類例としては 🗝 がある。平城宮出土の木簡では最古の年紀をもつもの。
っている。郡の主張の名前を記しているのが注目される	式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国にはいっている。
読め、碧海郡の櫃礼郷か(和名抄)。参河国は『延喜民部	改訂『造像銘記』参照)。「礼」の異体字とすれば「きれ」と読め、銘金銅如意輪観音像銘)。「礼」の異体字とすれば「きれ」と読め、
里名の二字目は「札」あるいは「礼」の異体字か(宝物丙寅年	参河国からの米の貢進付札。飽臣郡は碧海郡か。 里
□	米五斗 和銅二年十二月无位主帳
	〒200 参河國□臣郡寸□里海部宇麻呂□□□ [魯潔]

6 A E · 6 A F	SK三二六四土壙
(131)×(5) <i>6081</i>	==三 長谷部造□麻呂 [采*]
$(106) \times (5) \times 4$ 6081	
6091	〒10 □□十六日□
	伊香は氏の名か。
$(172) \times (17) \times 4 608I$	
	==10.3 • □□□二升給伊香 [飯º]
	今良は官戸・官奴婢の放賤従良者(佐伯有清「今良の性格と史料」『日本古代の政治と社会』所収参照)の良は官戸・官奴婢の放賤従良者(今良については瀧川政次郎「今良考」『史学雜誌』第四二編第一号、)。
$168 \times (6) \times 5 \ 608I$	•

三六

三三 歲

□省

三四四

SK三二六五土壙

6 A A E · 6 A A F

 $(64)\times(14)\times2$ 6081

16091

三五 但馬國養父郡老左鄉赤米五斗村長語部廣麻呂

 $277 \times 26 \times 6 603I$

収納責任者として名を表わしたものであろう。村長は『続日本紀』天平宝字元年七月戊午条、宝亀七年一二月 老佐郷は『和名抄』では遠佐に作る。米の付札の記載様式には、 「某郷(里)某米」の例が多い。この付札の場合、記載様式としては後者に属し、村長語部広麻呂は 「某郷某人某米」と貢進者を表わすものも

あるが、

□□□鯖一二隻許

の唐招提寺文書(唐招提寺史料――三号一)などにみえる。

□月十三日菅生廣□ [九°]

表面一・三・六字目は言扁の字。鯖の請求文書か。下端に穴をあけたらしい痕跡がある。鯖は量や三人でも

 $(243) \times (13) \times 3 608I$

207

隻で数えられている。菅生は菅生朝臣、 『新撰姓氏録』に大中臣朝臣同祖とみえる。奈良時代には菅生朝臣姓

釈 二十 ある。 の官人が数名、史料にあらわれるが、そのうち役職の知られる菅生朝臣忍桙、 阿波國那賀郡山代戶主□□ 同古麻呂はいずれも神祇関係で $(108) \times (11) \times 8 6039$

幸人 長上

左・下欠。

6 A A E · 6 A A F

6091

ミス・宮舍人縣志己等理 受物戶四口

天平勝寶八歲八月十六日

宮舎人は東宮舎人、紫徴中台舎人等の略称か。中宮藤原宮子は天平勝宝六年七月崩じているので中宮舎人を

微中台をさして単に宮ということがあり、 舎人は皇后宮舎人か。また皇后宮職は天平勝宝元年紫徴中台と改称されているが、正倉院文書では改称後も紫 さすとは考えにくい。宮舎人は正倉院文書に散見している(トロハート、 トロートーラスド)。 天平九年四月小野備宅啓の宮 人を宮舎人と略称する可能性は否定できない。 また坤宮官舎人を宮舎人とした例があるから(詞元九一)、 紫徴中台舎

SK三二八三土壙

6 A E · 6 A F

 $(162) \times (32) \times 5 608I$

錦部稻公 淳至敬仁

圭

淳至敬仁

淳至敬仁

淳

生部枚麻呂・

 $146\times40\times6$ 6011

錦部稲公は他の史料にみえない。人名の下に「生」をつけることは、「葛木生」、「津守生」

の例がある (概報四)。

SA三一七八柵

6 AAE · 6 AAF

縫殿九人嶋身

九月廿二日

九月|

• 縫殿宿人類田部口

縫殿の宿直に関する文書。衛士・兵士・丁匠の編成において一○人をもって「火」と称したが(諏後令)、

 $(104) \times 29 \times 5 \ 6019$

火長

 $195 \times (28) \times 3~60 II$

『延喜式』では火長が外門厩亭や内蔵寮の蔵の守衛にあたっていた

ことがみえる(内蔵・左右京式)。またSK八二〇出土の天にも火長がみえる。

はこの火の長で、この場合衛士の火長か。

上四

 $(49) \times (15) \times 5 608I$

210

二 が出土している(概	えるべきであろう。第四四	歴名。表の「靺鞨」は、	江 [□□□□ 文廣長 〔卷*〕 • 三嶋□足 買奴人		製		SD三一五四溝	三宝
報六)。したがってこ	[次調査でも靺鞨の下に	文字が人名の文字より	英国	文廣長 采女子二 [君*] 買奴人上 日下部眞月			「膳持万呂」	溝	□張長各三丈
卅二」が出土している(概報六)。 したがってこの靺鞨は王天の合笙師と あわせ 考えると、	えるべきであろう。第四四次調査でも靺鞨の下に人名を列記した同種の木簡「靺鞨	表の「靺鞨」は、文字が人名の文字よりやや大きいので、人名の一部と考えるよりは、人名と別と考			膳持万呂	若湯坐國依	雀部麻□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
ると、高麗楽曲の一つの	木部足□ 大部益人 年	てるよりは、人名と別と考	$(285) \times (48) \times 6 \ 608I$					6 A E • 6 A F	$258\times(7)\times4$ 6081

なる。右欠、上下は切りこみを入れて切断。 鞨と同人か(┤三− 1五四)。「封」の意味は不明であるが、正倉院文書に用例がある(ゼ∼ 1四)。人名により墨色が異 軽津司を靺鞨国に遣わした記事がある。靺鞨は、中国東北部から沿海州にかけて居した種族で、高句麗に属し、 のちその一族が渤海国を建てた。なお江野靺鞨は天平勝宝七歳八月二一日紫徴中台請経文にみえる舎人江野靺 「新靺鞨」なる曲(和名抄)との関連が考えられよう。ところで『続日本紀』養老四年正月丙子条には、渡嶋津 • 「高高高 湢 |瀬高*] [高*] 」用代 〔瀨》〕高□高瀨高□」 〔瀨』〕 $288 \times (21) \times 4~608I$

芸 官人の歴名。 裏は別筆の習書。三片に分離している。左右欠。 □月□日田邊縣万呂 万呂 「合笙師一人」は山田豊貞をさすか。 山老万呂 、山田豐貞 合笙師は職員令にはみえないが、 合笙師一人以上二人 『令集解』職員令雅楽 $(260) \times (14) \times 6 \ 608I$

212

九々を記した断片。

同様のものは、

雅楽合笙師大石毛人がみえる(嚓楽選)。人名中、山老万呂は正倉院文書に紫微中台舎人としてみえるが(三月五九六書)、 寮条所引の尾張浄足説に唐合笙師一人とあり、また大同四年三月二八日官符は、 あるいは同一人か。上・左右欠。下端近くに孔が穿たれている。 合笙師一人を定めている(桑紫郷・類)。また合笙師の実例としては、天平宝字五年二月書写の仏説浴像経の奥書に 雅楽寮の唐楽師一二人の内に

請飯三升 御洗布粥養料

□良」八月四日鴨家長(宅*)

喜斎院式』の

飯の請求文書。粥は現在のカユ、職員令主水司条・正倉院文書・『和名抄』などにみえる。「粥養料」は『延 「粥飼料」に同じか。 式では白米二斗を、斗帳二具・帷ならびに帽額の絹の 「粥飼料」に充てて

いる。布類にのりをつけて、はりをもたせることを意味するか。下端近くに小孔を穿っている。

五九卅五 $(225) \times (16) \times 2608I$

したものがあり(蘭』)、中国では古くから官吏の基礎的教養であったことが知られる。学令に算学の教科書 第四四次調査でも出土している

(概報六)。

西域出土の木簡中に九

十一と書いて「クク」と読ませるのは、『文選』などの列にならったものではあるが、やはり九々の普及をあ の間に普及していたと考えられる。『万葉集』に「八十一里」(三三三〇)、「八十一隣之宮」(三三四二)など八 として定められている『孫子算経』には、九々が列記されているから、我国でもこのような書物を通じて官人

	=======================================	る程	_
田部□□	□部上枝	る程度裏づけるであろう。上・左欠。	さ言し ・クッ」で記さ
	右六人別三升	・左欠。	ーーで書いて、シンコを記させるのは、「大塚」などの依になが、大塚のではあるだ。なにはプレの普及を表
$(145)\times(18)\times4~608I$			さいリファの音が考ま

H= ・進 葉十枚六斤 付□

七月廿三日

年料雜薬として(典薬式)貢納される定めである。また『延喜式』では、図書寮・縫殿寮・内蔵寮・典薬寮など 蘗の進上文書。蘗はキハダ(和名抄)。賦役令では調副物として、『延喜式』では中男作物(主計式)、諸国進

 $(168) \times 43 \times 3 \ 6019$

で、紙・繊維製品の染料、薬として用いることを定めている。この木簡はあるいは縫殿との関係が考えられる

皇	かも
□□□□□年□四歳	かもしれない。下欠。
$(127) \times (9) \times 2$ 6081	

SD31	54溝 木籠	第 2731~2738			
•	三	• 4	· 二元	· 二 === · 魚	左右・下
	十一元元。] 貢 籍	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		左右・下欠。上端に孔が穿たれていた痕跡がある。□□□□進上□□□
					いた痕跡がある。

 $(79) \times 23 \times 3 608I$

 $(110)\times(10)\times8~608I$

 $(64)\times(8)\times4$ 6081

 $(122)\times(8)\times4~608I$

 $(86)\times(5)\times5$ 6081

三三元 11日() 一型 らの貢進物と考えられる。上欠。なお201の釈文の「須□埼」とした部分は「酒烈埼」と訂正する。 賈進物荷札。SK八二○出土のEDIの常陸国那賀郡酒烈埼からの若海藻荷札と筆跡が酷似しており、 歴名断片。二次的に両側に面取りがなされている。左右・下欠。 越前國坂井郡大豆一半 |烈埼所生若海藻 人□蓑万呂〔原₺〕 $(189) \times (10) \times 5$ 6081 $(167) \times 30 \times 4 6039$ $188 \times 21 \times 4$ 6051 同地か

三 • **周**敷郡[

鄉戶主丹比連道万呂戶

白米一俵

『延喜式』では伊与国は、年料春米・年料租春米・庸米の貢進国である。一俵が五斗であることは、

雑式』及び木簡の諸例から知られる。完形であるが、 表面の一部に剝離がある。

えらちLWでつう)。 CZ ユモー・カー・コルモー・ション・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー	播磨国は『延喜民部式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国に属している。藤江里は『和名抄』にみ
・レミンザし	では年料春米
	·年料租春米·
こうののよこまさし	庸米の貢進国に属し
0.00	ている。藤江里は
	『和名抄』にみ

$(92)\times(16)\times3 608I$	三番 □□六年	
$(72)\times(10)\times4~608$	二	
の貢進国である。	備前国は『延喜式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国である。	
123×12×6 603	• 尾治部加之居黑米六斗	
	完三・邑久郡□□鄕大村里 (ffing) [尾張*]	
	『延喜式』では因幡の例貢御贄に穉海藻がみえる。	
138×19×4 <i>603:</i>	三三 因播國進酢海藻御贄三斗二升	
	任ぜられている。『中臣氏系図』には従七位上とある。	
ば、中臣馬養の子で、宝亀五年二月二一日に大宮司に	『二所太神宮例文』に同名の人物があり、それによれば、	
(151)×13×4 605	〒〒 中臣廣成□	
があるのは注意される。上欠。「帰米の貢進国に属している。藤江里は『和名抄』にみ	、「える葛江郷であろう。天平一九年の荷札に国郡里の表記があるのは注意される。上欠。」「発国は『処喜民部式』ては年料春米・年米租春米・庸米の貢進国に属している。藤江里は『和名抄』にみ	秋 タ

 $(92) \times (16) \times 3 \ 608I$

	≒ · 前請菜事 雜魚□□ 〔願°〕	
6 A E · 6 A F	SD三一五五溝	, , , ,
(158)×(13)×8 608I	七字()	
『延喜式』では、そ	の他に皇后宮、中宮、春宮、縫殿寮にもおかれている。女孺に対する食料支給木簡の断片。令制では女孺は後宮諸司におかれているが(養倉職)、	
6091	=== □ □ □ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
(117)×28×4 608 <i>I</i>	=====================================	
$(103)\times(7)\times3 608I$	三宝 若□□□	

	三云・諸衆□飛物□奈□潛ゥ□
6 A A E · 6 A A F	SD三一五四付近整地層
$(106) \times 24 \times 4$ 6081	三 酒二斗七升八合
領」の扁のみを書く。「額」は異体字使用。下欠。	表・側面に人名を記したもの。表の第一字目は「額」の扁のみを書く。
$(130) \times 21 \times 10^{-608}I$	• 額田部男龍
	= ○ • □額田部男龍
1609	長 □□十六日□
$(177)\times(18)\times3 608I$	
	食料請求文書。右・下欠。裏は上端を除き剝離。[
$(268) \times (24) \times 4 \ 608I$	•

$(193)\times(7)\times7 608I$	≒六□□見
$(59) \times (19) \times 4 \ 608I$	1542 東
$150 \times (14) \times 4$ 6019	· 淨服 大野
	三芸・飯一斗二升
どの場合に使われている(実参照)。下欠。	略記、③官司が物品調達用に上級官司から一時借用するものなどの場合に使われている(式参照)。下欠。
載のない契約文書からなる借貸銭、②月借銭の	借銭の文書か。奈良時代には借銭という言葉は、⑴利子の記載のない契約文書からなる借貸銭、
(89)×16×4 <i>6019</i>	四月廿□
	三宝 • 借請錢十二□
(169)×25×4 <i>6019</i>	• [樂] [鳴 坐] [樂 *]

	左側は下端にかけて欠損。刃物で文字の削られた部分がある。
152×51×6 601	
	m
	==== □□々□凡□□須皮 [毛長ッ]
(13)×(105)×6 608	
なたは「山邊」の可能性がある。	右側が若干欠損している。郡名第二字目の最終画からみるに「宇陀」または「山邊」の可能性がある。
110×19×4 603	・天平寶字□□ · 〒¥0 ・大和國□□郡□
(14)×(141)×7 608	

 $135 \times (46) \times 10$ 6081

ない。 れば、 すことはできない。左右欠。 てだされる文書は「門籍若干」と記されていたらしい。この木簡もあるいは本省から中務省への報告かも知れ 通知して各門に名簿 門籍は宮門・閤門を出入する官人の名簿で、それによって官人の出入をチェックした。宮衛令宮閤門条によ 門籍そのものは各門におかれる出入者の名簿であると考えられるから、 毎月一日に当該官司はその出入する官人の官位姓名を注記して中務省に報告し、それを中務省が衛府 (籍)をつくることになっていた。 『令集解』同条の諸説によれば、 この木簡をただちに門籍とみな 諸司から本省を通じ

鳥部村□戸角□ 越前國足羽郡 品□田鄉戶主 〔野』〕 自治

和名抄』は足羽郡、 越前国は『延喜式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国である。 刊本『和名抄』は大野郡所管とする。 この木簡のほか、 野田郷の所管については高山寺本 天平神護二年九月越前国足羽郡

司解(云--五四四)、寛平五年一二月二九日官符(機略))など足羽郡所管とする史料が多く、 刊本は誤りか。

符供麻呂 米八升 右充婢長少女

무무료

 $(298) \times 32 \times 3$ 6019

式 137×17×3 60II		
$ \begin{array}{cccc} (\mathbb{H}^*) \\ & & \\ & & \\ \end{array} $ $ (158) \times (15) \times 8 \ 608I $	三、 王 船口	
當月廿四日□ □ (178)×27×4 6081	□ □ 白 飯 貳	
では志摩国の調品目に海松・熬海鼠のいずれもがみえる。	では志摩国の調品目	
た藤原宮出土の木簡に、「證」字の同じ用例と考えられる「船踰里人證□居□小□」がある(「鷹鷹宮」)。『延喜式』	た藤原宮出土の木館	
雲三年六月癸卯条に播磨国明石郡人海直溝長らの大和赤石連賜姓の記事があり、「證直」はこの氏と同族か。ま	雲三年六月癸卯条に	
貢進物荷札。二つの品目に一枚の荷札をつけたものか。「證」は明石で、明石直姓か。『続日本紀』神護景	貢進物荷札。二つ	
志麻國英虞郡船越鄉與調鰲海鼠□□十□□ 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	・志麻國英	
• 志·麻國英虞郡船越鄉戶主大伴部□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	IHK · 志麻國英语	_
奴長は天平勝宝二年二月二四日官奴司解にみえる(云==云五)。下欠。	いが、奴長は天平勝	釈
媽長少女」は媽の長少女、媽長の少女の二とおりの解釈が可能。姨長については直接の失彩はみをたらな	一姨長少女」は媽	文

二十八0
押年魚
$(98)\times(17)\times3$
×3 6081

• [] [] [] [] [] [] [] [] [] [・川原里有度部 麻呂	珂郷戸主生部直安万呂委文部益人調□□□商布壱段」と記したものがある(『書簡節紀要』第三号、寧楽遺文F.)。「鰹魚代。」「「代」は鹿腊の代りに雑物を貢進したことを示す。類例として、正倉院調庸綾絁布墨書に「伊豆国那賀郡那	使用例としては宴会雑給として押年魚 (大膳式) がみえる。上・左右欠。『延喜式』では押年魚は中男作物・贄等によって、山陽・西海・南海の諸道から貢進されて いる(宮門式)。
天平一○年駿河国正税帳(六日本古文書)にみえ、 いずれも駿河団		三三七)、 天平一○年駿河国正税帳(トーロートカンサ)にみえ、 いずれも駿河昂□麻呂	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	• [] [] 190×28×6 605I	麻呂	□麻呂□□□商布壱段」と記したものがある(書牌監記要第三号、警察者物を貢進したことを示す。類例として、正倉院調庸綾絁布墨書に一野鄕戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿腊代雑□
二中二 ・川原里有度部□麻呂 「代」は鹿腊の代りに雑物を貢進したことを示す。類例として、正倉院調庸綾絁布墨書に「伊豆国那賀郡那「代」は鹿腊の代りに雑物を貢進したことを示す。類例として、正倉院調庸綾絁布墨書に「伊豆国那賀郡那	珂郷戸主生部直安万呂委文部益人調□□□商布壱段」と記したものがある(*書韓部紀要第三号、寧楽遺文下)。「鰹魚代*?」「代」は鹿腊の代りに雑物を貢進したことを示す。類例として、正倉院調庸綾絁布墨書に「伊豆国那賀郡那		

『延喜内膳式』、『三代実録』仁和元年九月七日・同三年六月一一日・

「筑麻」は近江国筑摩御厨。筑摩御厨は

員五十四文

$-\nu$	_
	_
	깃
	-
	脻
	12
	4
	. Г
	/ I
	-++

元慶七年一〇月二六日条などにみえる。

三宝・泉薗

• | | 五年五月

· 青二東

『延喜内膳式』に内膳司の園地の一つとして泉園一町がみえる。菁はカブ、カブラで、正倉院文書には園地

 $(90) \times (28) \times 2 \ 608I$

 $(39) \times (9) \times 31 \ 608I$

で栽培されていたことがみえる(トロードトーー|五|ご)。 左右欠。下端は二次的な調整が施されている。

左上端にかけて欠損。

≒公 □□□□御調贄楚割六斤 「料」

芸士 合

三六 一人□升六合

 $(137)\times(12)\times2$ 6081

I609I

 $(192) \times 24 \times 4 6039$

159×58×7 6065	
	ニゼカニ
	「櫛」は異体字使用。左欠。何らかの木製品の一部であろう。
$160 \times (48) \times 7$ 6065	• 💠 🗆
	様□ 「 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	年
$(352)\times(16)\times9 \ 608I$	
(266)×31×6 <i>6059</i>	
	三式·長長長長 長 [[長*]

元える。「古」は「籠」の音通。	『延喜内膳式』に志摩国御厨所進物として玉貫御取夏鰒が見える。「古」は「籠」の音通。
191×23×5 <i>6032</i>	= 去 工 貫 鮑 二 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
6 A A E · 6 A A F	SD三一七〇溝
$149 \! imes \! 34 \! imes \! 11$	* [二] [] [] [] [] [] [] [] [] []
	「繼 □ 編 編 □」 □ 編 に編*〕 □ 編上飯四斗使國嶋
$(88) \times (19) \times 3 \ 608I$	
	= 記・在々女 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
$(140) \times (24) \times 1 \ 608I$	完 月月月月 □

人名と職名を記した歴名。「孺」は異体字使用。		□二 御母「二」五十戸	女孺 眞□	二六· 廣川二半」真□ □□	SK三一五八土壙	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
女孺については二宝を怒照。						
「孺」は異体字使用。女孺については二字参照。上下・左右とも欠。上端は刃物	$(64)\times(31)\times5$ 6081				6 A A E • 6 A A F	$(153) \times (10) \times 4$ 6081
229						

6 A A E · 6 A A F

SD三一二八溝

を入れ切断されている。

SD三二四五溝

る種			二 七 九 九
類の衣服に使用したかを記し	面に絁一七匹をうけたことが	•以十二月十七日受下絁十七匹近□□	下御袴一匹 一
る種類の衣服に使用したかを記したものであろう。或いは縫殿関係の木簡か。	面に絁一七匹をうけたことが記され、他面に衣服の種類が列挙されている。受けた絁をどれだけ、いかた	施十七匹 受□□	文 「 文 「 文 「 で で で で で で で で で で で で で
衣服の名称のうち「祢利」は絁	。受けた絁をどれだけ、いかな	(321)×107×13 <i>601</i>	

230

6 A A E · 6 A A F

・天平神□
いられている。
された例がある(三〇・三〇)。『延喜式』では、竈神祭料・新嘗祭供御料・中宮豊楽料・正月節供御料等に用
≒式)、年料贄(層式)として近江・丹波・備中・土佐・大宰府等から貢進された。木簡には 筑後国生葉郡から貢上示(N)の鮨鮎の木簡と同筆か。 煮塩鮎は、 鮎の煮物をいう。 調雑物 (賦役令)、 交易雑物(逕聲)、 中男作物(詞
- COB • □ 煮塩鮎十□ (102)×19×3 <i>6081</i>
る。『延喜式』では中男作物・贄などとして、大和・美濃・但馬・美作・播磨・紀伊・大宰府から貢進されてい
六0 とは同筆か。二点とも鮎の請求または支給に関する文書であろう。鮨鮎は鮎を発酵させて作ったスシ。
•如件

 $165\times30\times6$ 6031

	• 戶主服□□□□□ 184×21×	三000 • 阿波國板	SK三三〇五土壙		物	SD三二五七溝 6AAE·6AAF
三丁芝国艾子	$184 \times 21 \times 5$ 6031		• 6 A A F	1609	194×(8)×3 <i>6081</i>	6 A A F

六0元

羊

郡田上郷戸籍(平安遺文一)によって知られる。

SK三三〇六土壙

三月二五日

6 A A E · 6 A A F

請□四升□□虫万呂 稻足料

六二

 $(130) \times 12 \times 1608I$

 $(131) \times 12 \times 5 608I$

SK三一三七土壙

6 A A E · 6 A A F

六三・瓜州果加進上上上 L上 」 「上上 」 「上上 」

瓜の付札。「瓜」は異体字使用。上端近くに左右から切込みがある。下端の整形からすると桧扇風であるが、 • 七七七七七七七七七七七

16091

SK三一三九土壙

壹□淮北	$(149) \times (22) \times 3 6019$	
	$(95)\times(9)\times2 608I$	
三 鮒	47×18×4 6032	
付札。鮒については	鮒については異人参照。三片に分かれているがほぼ完形。	
· 大內郡入野w (讃岐國)	「五□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
讃岐国は『延喜式』	讃岐国は『延喜式』では年料舂米・年料租舂米・庸米の貢進国である。下端部は文字を記した後に両側から	
削られている。		

材が厚く桧扇ではない。右上端部に焼痕がある。

6 A A E · 6 A A F

天平寶字三年五月□三日

調の荷札。 『延喜主計式』では、能登国の調の品目の中に熬海鼠がみえる。

 $333 \times 24 \times 5 \ 6031$

若狹國三方郡能登鄉 三家人□麻呂調 戸主粟田公麻呂戶口

六

六 | 仮記しる戸主粟田公麻呂がみえる。同一人か。筆跡も近似している。下端の孔は文字を書いた後あけられた

• 若狹國遠敷郡三家人衣万呂御調塩三斗

もの。

景雲四年九月廿九日□古万呂

若狭国の調塩は『延喜主計式』にみえる。若狭国の調塩の木簡は平城宮出土の調塩荷札のなかで、 他国にく

三○ • □本佐□ 「留²」 らべてとくに量的に顕著である。

236

	 八 にも戸主粟田公麻呂がみえる。同一人か。筆跡も近似している。
144×30×4 <i>605</i>	云 能登鄉 栗田荒人調塩三斗 [□*]
190×39×6 <i>605</i>	云三 若狹國三方郡能登鄕海部□麻呂調塩□
$(210)\times(18)\times6~601$	云三 若狹國三方郡乃止鄕粟田部□守御調□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
6 A A E • 6 A A	SD三一三六溝
(102)×(9)×1 <i>608</i>	三 四寸三寸酒□□手□
6 A A E • 6 A A	SK三一四二土壙
(192)×(20)×9 <i>608</i>	•□湯坐 □虫麻呂

$(48)\times(15)\times3$ 6081	•
	腐蝕が甚しいがほぼ完形。
(124)×22×6 6051	• 九月□
	云= •嶋鄉□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	「田村」とある。
「田村」の下の文字はウ冠の文字。「宮」あるいは「宅」で、藤原仲麻呂の田村第・田村宮か。二気式にも	「田村」の下の文字はウ冠の文字。「宮」あるい
127×30×6 6051	
	荷札の断片。左・下欠。腐蝕が甚しい。
$(113) \times (41) \times 5 6039$	文 云莹 □狹國三方郡□

	「酙」は斗である(ホニルートニン)。若干の欠損はあるが完形。			学	·	野斗	斗 □ □	六·10 ·)))	小形の付札。東裳は正倉院文書中にもみえる(四-四七七)。衣服の一種か。	1015 東裳
--	--------------------------------	--	--	---	---	----	-------	--------------	-------------------------------------	---------

114×64×9 6065

	(類類三)。六片に分離しているが、ほぼ原形。
備前国の調鉄の貢進は延暦一五年一一月一三日停止されている	白布が遺存している(紫陽節紀要』第三号、寳楽濱文下)。 備前国の調鉄の貢進は
には、常陸国久慈郡住の浮浪人が貢進した	調鉄の荷札。浮浪人の貢進物付札は他に云金がある。また正倉院には、
183×21×4 <i>6032</i>	云圖 上道郡浮浪人調鐵一連 (備前國)
6 A A E 6 A A F	SD三一三四溝
6091	云壹 □田福長
114×29×6 6051	云≘ □月十八日
	原形は上下に切込みを入れた荷札であろう。上・左欠。
$(188)\times(14)\times7\ 6039$	•

6 A A E · 6 A A F

SA三〇九九柵

	右欠。左は原形か。下端は焼損している。	SDSI
$(137) \times (24) \times 3 \ 608I$	• 天平十九年十月	.00伊
	(差換國)	小間 203
6 A E • 9 A A F	SK三一二四土壙	∠~∠039
(145)×(6)×6 608I		
1609		
「太」は大斤の意か。	このような表示は他にも例がある(嶽・同胡粉裳等墨書)。上欠。『延喜主計式』には、出雲国の中男作物として紫菜がみえる。交易雑物にはみえない。	
$(133) \times 22 \times 6 \ 603I$	云 出雲國交易紫菜三斤「太」	
$144 \times 29 \times 4$ 6031	云皇 若狹國遠敷郡調塩一斗	

> 6 A E · 6 A F

 $39 \times (141) \times 5$ 6081

(219)×51×4 *601*9

6 A A E · 6 A A F

SD三一一三溝

 $(189)\times(10)\times6~608I$

六器 杭材を採取する某原は「菅原」であることも考えられる。上下・左欠。 良市西郊一帯をいう(神俊男「習宜の別業」『日)。「已上一人菅原」が、一人が菅原にいることを示す注記とすれば、 たものか。正倉院文書には仕丁が採薪にあたったことが散見する(「天の参照)。菅原は地名か。 るのは一一名であるから、 SD三一〇九溝 某原で杭材を採る仕事のわりあてを記したものであろう。「病二人見十三人」とあるもののうち名前のみえ 見 十三人 人 一部門]原採杭材遣 五百嶋已上二人菅原 **5** [万]]]] 他の四名は欠損部分にあったらしい。「薪」と注記のあるものは、 盛一束 少犬万 咋万呂 薪呂 薪 天平勝寶八歲十一月九日上野豐濱 薪 奴 飯 万 呂 石 万 民 八 風 逃 形 門 過 盛 殿万呂內舍口 6 **AAE** · 6 **AAF** $(328) \times (33) \times 5$ 6019 $(93) \times (32) \times 4 6081$ 菅原は現在の奈 採薪にあてられ

•	六學 •□□万呂□□	・凵月六日	六 ・ □ □ (宮*) (□ (□ (□ ()	•	□□部石持 □部果安 [神*] 廣万呂 □部□人	SA三一〇六柵
$(114)\times(12)\times4~608I$		(102)×18×3 6039		(145)×33×4 <i>6081</i>		6 A A E . 6 A A F

NARA NATIONAL CULTURAL PROPERTIES RESEARCH INSTITUTE

THE WOODEN TABLETS FROM THE NARA PALACE SITE

English Summary

PUBLICATIONS ON HISTORICAL MATERIALS, VOLUME $\forall III$, SUPPLEMENTUM

NARA PALACE EXCAVATION AND RESEARCH REPORT WI

CONTENTS

		page
Chapter	1	Introduction
Chapter	II	Excavation Sites Where Wooden Tablets Were
		Recovered 8
		1 Excavation Site Area 6ABX, 6ABY (inside
		the Suzaku-mon Gate 朱雀門, the main en-
		trance to the palace) 8
		2 Excavation Site Area 6ADF (inside the Sei-
		men-Ôgaki 西面大垣, the western boundary
		wall of the palace) 9
		3 Excavation Area 6AAO (government offices
		or bureaus to the north of the Imperial
		domicile) 10
		4 Excavation Site Area 6AAC-H (Higashi-
		Ômizo 東大溝, the principal north to south
		drain running through the eastern part of
		the palace) 13
		5 Excavation Site Area 6AAC-V (Sake-no-
		tsukasa 造酒司, the government office for
		brewing rice wine) 16
		6 Excavation Site Area 6AAE, 6AAF (govern-
		ment offices to the east) 19
Appendix	:	The Sake-no-tsukasa and the Daijôsai 大嘗
		祭, the ritual ceremony held at the accession
		of an Emperor
		1 The Sake-no-tsukasa and Wooden Tablets 36
		2 The <i>Daijôsai</i> and the Wooden Tablets
		relating to the Sake-no-tsukasa 49
Descriptiv	ve î	$\Gamma \mathrm{ext}$
		Wooden tablets excavated from Area 6ABX,
		6ABY (Drain Site SD1900) 59
		Wooden tablets excavated from Area 6ADF

(Disposal Pit Site SK1979) 64
Wooden tablets excavated from Area 6AAO
(Disposal Pit Sites SK2101, SK2102 and
SK2107)
Wooden tablets excavated from Area 6AAC-
H (Drain Sites SD2000 and SD2700) 92
Wooden tablets excavated from Area 6AAC-
V (Drain Sites SD3035, SD3050 and Well
Site SE3046)119
Wooden tablets excavated from Area 6AAE,
6AAF (Drain Sites SD3410, SD3414 and SD3236,
Wooden Fence Site SA3237, Disposal Pit Site
SK3241, Drain Site SD3297, Structure Site
SB3322, Wooden Fence Site SA3362, Disposal
Pit Sites SK3310, SK3329 and SK3339, Well
Site SE3230, Drain Sites SD3206 and SD3194,
Disposal Pit Sites SK3195, SK3196, SK3201,
SK3210, SK3213, SK3264 and SK3265, Wooden
Fence Site SA3205, Disposal Pit Site SK3283,
Wooden Fence Site SA3178, Drain Sites
SD3154 and SD3155, Layers Resulting from
the Readjustment of Land for Construction
Near SD3154, Drain Sites SD3170 and SD3128,
Disposal Pit Site SK3158, Drain Sites SD3245
and SD3257, Disposal Pit Sites SK3305, SK3306,
SK3137, SK3139 and SK3142, Drain Sites
SD3136 and SD3134, Wooden Fence Site
SA3099, Disposal Pit Site SK3124, Accumulated
Soil Under Foundation Platform of Gate
SB3116, Drain Sites SD3113 and SD3109,
Wooden Fence site SA3106)173
Index xxiii
English Summary i

DIAGRAMS

1	Map of Points from Which Wooden Tablets Were
	Excavated6, 7
2	Clusters of Disposal Pit Sites to the North of the Imperial
	Domicile from Which Wooden Tablets Were Excavated 11
3	The Higashi-Ômizo 東大溝, the Principal North to South
	Drain Running through the Eastern Part of the Palace,
	after Excavation
4	A Cross-section of the Higashi-Ômizo
5	The Drain Site from Which the Wooden Tablets Relating
	to the Sake-no-tsukasa 造酒司 Were Excavated
6	Sketch Map of Excavation Sites in Area 6AAE, 6AAF
	Where Wooden Tablets Were Found
7	Well Site SE3230 and the Surrounding Drains
	TADIES
	TABLES
1	Number of Wooden Tablets from Each Excavated Area 5
2	Types of Wooden Tablet by Content of Inscription
4	Found at Each Principal Excavation Site
3	Important Wooden Tablets Excavated from the Higashi-
J	<i>Ômizo</i> , According to Stratigraphical Layer
4	Names of Villages (Gô 郷) Found on Wooden Tablets34, 35
5	Area Submitting Rice for Wine as Tribute as Seen in
J	the Wooden Tablet Inscriptions
•	
6	The Daijôsai 大嘗祭 in the Nara Period56, 57

PLATES

No.	Site	Category	Particulars	Tablet No.
1)	SD1900,	Documents	Kaso 過所 (a passport	1926, 2099,
	SD2700,		or transit certificate)	2236
	SD3035		Jushidokoro 豎子所 (the	
			office regulating attend-	
	74		ants on the Emperor)	
2)	SD1900	Documents,		1927, 1928
		Baggage tally	S	
3)	SD1900,	Documents,	Relating to a kind of nail	1929–1931,
	SK1979	Tallys		1934-1942
4)	SD1900	Documents		1932, 1933
5)	SK2101	Documents	Request for cooked rice	1943-1947
			submitted to the Kurabe	
			蔵部 (officials in charge	
			of the warehouses)	
6)	SK2101	Baggage	Items presented as taxes	1948-1953
		tallys	from Wakasa 若狭 Pro-	
			vince, now part of Fukui	
			Prefecture	
7)	SK2101	Baggage tally	s,	1954-1963
		Fragments w	ith	
		inscriptions		
8)	SK2101,	Fragments w	ith	1964–1967,
	SK2107	inscriptions		2088
9)	SK2101,	Fragments w	ith	1968–1973,
	SK2102,	inscriptions		2054-2060,
	SK2107			2089, 2090
10)	SK2101,	Inscriptions o	n	1974–1991,
	SK2102,	shavings from	1	2061, 2091
	SK2107	wooden table	ts	
11)	SK2101,	Inscriptions o	n	1992–2014,

	SK2102	shavings from		2062-2073
12)		Documents, Tallys	Lumber brought from Izumi 泉 in Yamashiro 山背 Province, now part of Kyôto Prefecture	2015–2021, 2074, 2075
13)	SK2102	Baggage tallys	Coins presented as taxes from the Province of <i>Echizen</i> 越前,now in <i>Fukui</i> and <i>Ishikawa</i> Prefectures	2076–2082
14)	SK2101,	Documents	Relating to metal door	2022, 2083
	SK2102		fittings	
15)	•	Inscriptions of		2023-2053,
	,	shavings from		2084–2087,
		wooden table		2092, 2093
16)	SD2700	Documents	Inscriptions relating to the affairs of the <i>Kunaishô</i> 宮内省, the office responsible for providing for the needs of the Imperial Domicile and to the affairs of the <i>Minbushô</i> 民部省, the office responsible for national finance	2094–2098
17)	SD2700	Documents		2100-2108
18)	SD2700	Documents	Headings on a wooden- roll used to wrap paper documents around. It bears the date second year of <i>Enryaku</i> 延暦 (783)	2109-2119
19)	SD2700	Documents	Account books relating to buying eggplants	2120-2124
20)	SD2700	Fragments w		2125-2132

inscriptions	
21) SD2700 Fragments with	2133-2143
inscriptions	
22) SD2700 Documents Account books relat	ing 2144–2153
to goods	
23) SD2700 Inscriptions on	2154-2175
shavings from	
wooden tablets	
24) SD2700 Baggage Salt submitted as ta	xes 2176-2181
tallys from the Province	of
Awaji 淡路, now part	of
$Hy\hat{o}go$ Prefecture	
25) SD2700 Baggage Weat bought and sub-	mit- 2182–2189
tallys ted as tribute by the I	Pro-
vince of Tanba 丹波, r	now
part of Kyôto Prefect	ure
26) SD2700 Baggage tallys	2190-2196
27) SD2700 Baggage tallys	2197-2205
28) SD2700 Baggage Hishio 醬, a seasoni	_
tallys submitted every year	as
taxes by the Province	of
Bizen 備前, now part	of
Okayama Prefecture	
29) SD2700 Baggage tallys	2209-2214
30) SD2700 Baggage tallys,	2215-2223
Tallys	
31) SD2700 Fragments with	2224-2233
inscriptions	
32) SD3035 Documents Orders issued by	the 2234, 2235
Sake-no-tsukasa 造酒	司,
the government office	for
brewing rice wine	
	uty 2237-2239

				at drawing water for the	
				Sake-no-tsukasa	
3	4)	SD3035	Documents		2240-2245
				sai 大嘗祭, an important	
				ritual ceremony at the	
				accession of a new Em-	
				peror	
3	5)	SD3035	Baggage	Goods submitted as taxes	2246-224 9
			tallys	by provinces of the Tôkai-	
				$d\hat{o}$ 東海道 and by the	
				Province of Oki 隠岐,	
				now part of Shimane	
				Prefecture	
3	86)	SD3035	Baggage	Rice for making wine	2250-2254,
			tallys		2263
3	37)	SD3035	Baggage	Rice for making wine	2255,
			tallys		2260-2262
3	38)	SD3035	Baggage	Rice submitted as tribute	2256-2259
			tallys	from the Province of	
				Tanba 丹波, now part of	
				Kyôto Prefecture	
3	39)	SD3035	Baggage	Rice for making wine	2264-2266,
			tallys		2271-2274
4	40)	SD3035	Baggage	Rice	2267-2270,
			tallys		2276
4	41)	SD3035	Baggage	Katazake 難酒, a kind of	2275-2277,
			tallys	wine	2281
4	4 2)	SD3035	Baggage	Nie 贄, foodstuffs sent as	2282-2284,
			tallys	Imperial tribute offerings,	2287-2289,
				submitted from various	2291, 2292
				provinces	
4	4 3)	SD3035	Baggage	Isodai 磯鯛, a kind of sea	2285, 2286,
			tallys	bream, submitted by the	2290,

į			Province of <i>Kii</i> 紀伊, present day <i>Wakayama</i> Prefecture	2293-2300
44)	SD3035	Baggage tally	<i>r</i> s	2301-2309
45)	SD3035	Baggage tally		2310-2315
46)	SD3035	Tallys	Various Kinds of wine	2316–2320, 2324
47).	SD3035	Tallys	Vinegar, also rice kept by government offices for common expenditures	2321–2323, 2325–2329
48)	SD3035	Tallys	Large jars for wine	2330-2332
49)	SD3035	Tallys	Wine made from yew berries	2333-2339
50)	SD3035	Tallys	Mo 裙, a kind of skirt	2340-2354
51)	SD3035	Fragments w	ith	2355-2369
		inscriptions		
52);	SD3035	Fragments	Dated the sixth year of	2370-2375
		with	Enryaku 延暦 (787)	
		inscriptions		
53)	SD3035	Fragments wi	ith	2376-2384
- 40	QD000=	inscriptions		
54)	SD3035	Practise		2385–2391
	CDagar	calligraphy		0000 0101
55)	SD3035	Inscriptions of shavings from		2392–2421
		wooden tablet		
56)	SD3035	Inscriptions of		2422-2451
00)	220000	shavings from		2422 2401
		wooden tablet		
57)	SD3035	Inscriptions of	n	2452-2490
•		shavings from		
		wooden tablet	S	
58)	SD3035	Inscriptions of	n	2491-2505

		shavings from		
		wooden tablet		
59)	SD3035	Inscriptions of		2506–2536
		shavings from	1	
		wooden tablet		
60)	SD3050	Baggage	Tangerines submitted	2537-2543
		tallys	from the Province of	
			Suruga 駿河, now part of	
			Shizuoka Prefecture	
61)	SD3035,	Practise		2544-2550
	SE3046	calligraphy		
6 2)	SD3410	Documents,	Cuttlefish submitted as	2551-2556
		Baggage	tribute from the Province	
		tallys	of Tango 丹後, now part	
			of Kyôto Prefecture	
6 3)	SD3410,	Documents,	Relating to the goten 御殿,	2557-2565,
	SA3237	Tallys	the residences of the	2601,2602
			Emperor, Empress and	
			aristcracy	
64)	SD3410,	Inscriptions of	on	2566-2581,
	SD3414,	shavings from	n	2603-2608
	SA3237	wooden table	ets	
65)	SD3236,	Documents	Requests for foodstuffs	2582, 2598,
	SA3237	,	from the Nuidono 縫殿,	2609, 2613
	SK3241		the government office	
			that supervised ladies-in-	
			waiting in the palace	
66)	SD3236	, Documents,	Relating to Tamura 田村,	2583-2589,
	SA3237	Tallys	the residence of Fujiwara	2610
			-no-Nakamaro 藤原仲麻呂	
67)	SD3236	, Documents,		2590-2594,
	SA3237	Baggage tally	ys	2599, 2611
68)	SD3236	, Documents,		2595–2597,

	SA3237,	Inscriptions of	on	2612,
	SD3297	shavings fro	m	2614-2619
		wooden table	ets	
69)	SD3297	Practise		2620
		calligraphy		
70)	SD3297	Documents		2621, 2622
71)	SD3297	Documents		2623-2628
72)	SD3297,	Documents		2629-2633
	SB3322			
73)	SB3322	Documents	Accounts relating to goods	2634, 2635,
				2641-2647
74)	SB3322	Documents	Headings on a wooden	2636-2640
			roll used to wrap paper	
			documents around	
75)	SB3322	Fragments w	ith	2648-2662
		inscriptions,		
		Inscriptions o	n	
		shavings from	ı,	
		wooden table	ts	
76)	SA3362	Documents,	Reports by the Kekasho	2663-2666
		Baggage	悔過所, an organ respon-	
		tallys	sible for holding a certain	
			Buddhist service	
77)		Documents,		2667-2679
		Inscriptions o		
	SK3329	shavings from	1	
		wooden tablet	ts	
78)		Documents,	Akagome 赤米, a kind of	2680-2682,
	SK3210,		reddish rice presented as	2701, 2706,
		tallys	tribute from the Province	2713-2716
	vicinity of	of	of Tajima 但馬, now part	
	SK3213,		of Hyôgo Prefecture	
	SK3264,			

	SK3265		
79)	SK3339, Documents	Accounts relating to	2683, 2684,
	SK3196,	goods	2694-2697,
	SK3201,		2699, 2700,
	SK3213,		2703, 2720
	SK3283		
80)	SK3339, Baggage	Rice presented as tribute	2685, 2686,
	SK3210, tallys,	in the second year of	2702, 2704,
	SK3213, Practise	Wadô 和銅 (709)	2705, 2717,
	SK3265, calligraphy		2721
	SK3283		
81)	SK3339, Documents,		2687–2689,
	SK3195, Baggage tally	ys	2693,
	vicinity of		2707-2712,
	SK3213,		2718
	SK3265		0.000 0.000
82)	SK3230, Documents	Miyatoneri 宮舎人, per-	,
	SD3206,	sonal attendants on the	2698, 2719
	SD3194,	Empress Kômyô 光明皇后	
	SK3201,		
007	SA3205	Reports on the night	2722-2725,
83)	SA3178, Documents SA3106	watch at the Nuidono 縫	
	SA3100	watch at the watchoo 展	2040
84)	SD3154 Documents	List of names	2726, 2727
85)	SD3154 Documents	Request for supplies of	2728-2731
,		laundry starch	
86)	SD3154 Documents	The presentation of ki-	2732-2739
		hada 蘗, a yellow dye	
87)	SD3154, Baggage tall	ys	2740-2747,
	vicinity of		2774
	the same		
	drain site		

88)	SD3154	tallys, Inscriptions	the provinces of the San'indô 山陰道	2748-2758
89)	SD3155,	Documents,	Iron submitted as taxes	2759-2761,
	SD3170,	Baggage		
	SD3245,	tallys	their officially registered	
	SD3134		villages	
90)	SD3155,	Documents,	Salted sweetfish	2762, 2763,
	SD3245	Baggage tally	r'S	2801-2804
91)	vicinity	Documents		2764, 2772,
	of SD31	54		2773, 2791,
				2792
92)	vicinity	Documents	Promissory notes for loans	2765–2767,
	of SD31	54		2777-2780,
				2794
93)	-	Documents,		2768–2771,
	of	Baggage tally	r'S	2786-2788
	SD3154			
94)	_	Documents,	Relating to the leader of	
	of	Baggage	the women slaves	2817
	SD3154,	tallys		
	SK3137, SK3139			
95)		Documents,	Table of turns at cutting	2776 2843
30)	of	Baggage	firewood	2110, 2040
	SD3154,		iii e w ood	
	•	<i>j</i> ~		
96)	SD3113			
	SD3113 vicinity	Documents,	Hishio 醬, a seasoning,	2781-2785
		Documents, Baggage	Hishio 醬, a seasoning, presented from Tsukuma-	2781-2785

the Province of $\hat{O}mi$ 近 江, present day Shiga Prefecture

97)	vicinity	Practise		2789, 2790,				
	of	calligraphy,		2793, 2821				
	SD3154,	Fragments w						
	SK3242	inscriptions						
98)	vicinity	Documents,		2795, 2798,				
	of	Baggage tally	7S	2806-2809				
	SD3154,							
	SK3158,							
	SD3257,							
	SK3305							
99)	SD3128,	Documents,	Salt presented as taxes	2797, 2813,				
	SK3137,	Baggage	from the Province of	2814, 2822,				
	SD3136	tallys	Wakasa 若狭, now part	2826, 2827				
			of Fukui Prefecture					
100)	SD3245	Documents	A hakama 袴 'overskirt'	2799				
			of silk dyed red					
101)	SD3245,	Documents,		2805, 2810,				
	SK3306,	Baggage tally	rs .	2811, 2816,				
	SK3137,			2830				
	SD3136							
102)	SK3137,	Baggage	Salt presented as taxes	2815, 2818,				
	SK3139,	tallys,	from the Province of	2819, 2823,				
	SD3136	Tallys	Wakasa	2828, 2829				
103)	SK3139,	Documents,		2820, 2824,				
	SD3136	Baggage tally	S	2825,				
				2831-2833				
104)	SA3099,	Documents,	Sea-weed bought and	2835-2840,				
	SK3124,	Baggage	presented as tribute by	2846, 2847				
	SA3106	tallys	the Province of Izumo 出					
			雲, now part of Shimane					

Prefecture

 105)
 lower
 Practise
 2841, 2842,

 layers
 calligraphy,
 2844

of Fragments

SB3116, with

SD3109 inscriptions

WOODEN TABLETS EXCAVATED FROM THE NARA IMPERIAL PALACE SITE (II)

This report is a continuation of the previously published volume entitled "The Wooden Tablets from the Nara Palace Site (I)". There we discussed the wooden tablets excavated by the Fifth Excavation Survey of 1961, when wooden tablets were first found at the Nare Palace Site, through to the Thirteenth Excavation Survey of 1963. 1925 objects were included. The area excavated was to the north of the Emperor's domicile, an area in which the Daizenshiki 大膳職, the government bureau in charge of the preparation of food for the Emperor and government officials, and other offices of the Kunaishô 宮内省 or Imperial Household Ministry were found.

The present paper takes up from that point and covers 922 wooden tablets excavated between February 1964 and July 1965 in the forteenth, sixteenth, seventeenth, twentieth, twenty-first, twenty-second north and twenty-second south excavation surveys of the Nara Palace Site. In 1964 the work teams in charge of the Nara Palace Excavations were re-organized and expanded in scope. The surveys carried out at that time had as their primary object the task of ascertaining the true size and scope of the Nara Palace Site. This was partly to obtain data for designating it as a national historical site for purposes of preservation and also because it was urgent to ensure that the construction of the then-pland National By-pass Highway, which would have run even with what was then believed to be the eastern boundary of the site, would not destroy any of the Nara Palace. The survey was also intended to ascertain by archaeological methods the scope of the Nara Palace Site, which earlier scholars had deduced roughly from documents and the geographical contours of the area.

As a result of the survey it was reconfirmed that the southern and western boundaries of the Nara Palace were just as had previously been supposed, but completely new facts came to light regarding the location of the eastern limit. In the north and south twenty-second surveys, the area hitherto supposed to be the Higashi- $Ichib\hat{o}$ - $\hat{O}ji$ 東一坊大路, the first of the six great avenues running north to south to the east of the Suzaku- $\hat{O}ji$ 朱雀 大路, the central avenue, was found to contain the remains of clusters of government offices, wells and drainage ditches. This gave us new knowledge, widening the scale of the palace further to the east. Later surveys revealed that the eastern limit of the Nara Palace was 250 meters further east than had been thought.

The classification as to shape and information recorded on the wooden tablets that was used in "The Wooden Tablets from the Nara Palace Site (I)" will be used in the present report as well. First we will deal with the excavation sites in which wooden tablets were found and then discuss a few of the wooden tablets themselves. Descriptions are given for each excavation area.

Wooden tablets were found in seven excavation areas, as shown in the accompanying chart.

	vestigati umber	on Area Investigated	Sites at which Wooden Tablets were found	Number of Wooden Tablets shown in the Plates. Figures in () show the total number of tablets found
(1)	14	6ADI	SD1250	0 (7)
		Nan-men Ôgaki 南面力	运,	
		the southern bound wall of the palace	lary	
(2)	16	6ABX, 6ABY	SD1900	7 (9)
	17	Suzaku-mon Gate 朱省	管門 ,	
		the main entrance to palace	the	
(3)	18	6ADF	SK1979	10 (19)
		Sei-men Ôgaki 西面大	(垣,	
		the western bound	lary	
		wall of the palace		
(4)	20	6AAO	SK2101	151 (522)
		Government offices to	the SK2102	

		north of the Imperial	SK2107		
		domicile			
(5)	21	6AAC-H	SD2000	140	(292)
		Higashi-Ômizo 東大溝,	SD2700		
		the principal north to			
		south drain running			
		through the eastern part			
		of the palace			
(6)	22 N	6AAC-V	SD3035	327	(582)
		Sake-no-tsukasa 造酒司,	and three		
		the government office	other sites		
		for brewing rice wine			
(7)	22S	6AAE, 6AAF	SD3410 and	297	(518)
		Government offices to the	60 other sites		
		east			
			total	922	(1942)

- (1) Excavation Area 6ADI Excavations in this south-western corner of the palace site were carried out in order to ascertain the scale and location of the outer moat along the southern wall of the palace. Seven wooden tablets were found along with other wooden objects in the bottom layer of accumulated soil in the moat. These tablets were in an extreme state of decay and could not be read, so they have been omitted from this report.
- (2) Excavation Area 6ABX, 6ABY This survey was carried out in order to discover the layout of the Suzaku-mon 朱雀門, the main gate of the Nara Palace and of the portions of the palace just north of it. The gate was found to be 25.3 meters or five span across and 10 meters or two span deep, measuring between the outmost pillars. Just north of the Suzaku-mon Gate was found filled in drainage ditches that ran on each side of an old north to south road. This road was built by the government in the seventh century and when the Nara Palace was built later became the datum line in its plan. The drainage ditches were filled in the process of building the palace. That portion of the road north of the Suzaku-mon Gate became part of the palace yard. Nine wooden tablets were found in the western ditch. It follows that these wooden tablets go back to the time before the construction of the Nara Palace or to the period when it was under construction.

The tablet found here revealing the most noteworthy information was a Kaso 過所, a passport or transit certificate. At that time people were required to have such a transit certificate showing their status when leaving a province. This transit certificate was carried by farmers from $\hat{O}mi$ 近江 province going to Fujiwara-kyō 藤原京, which was the capital city before Nara. It can be dated to the time between 701, the first year of Taihō 大宝, and 715, the first year of Reiki 霊亀, from the method of transcribing the official rank of the farmers' master. The tablet states that one man and woman passed with a seven year old brown male horse carrying baggage.

The reason that this tablet was thrown into the ditch was very likely because before the building of the Nara Palace, this area was the northern entrance to Yamato 大和 Province, present day Nara Prefecture. There must have been a provincial barrier here that would have been the last point at which the two farmers would be examined.

Until this find, we had no actual example of the transit certificates of ancient Japan. They were known of only by the format stipulated for them in the laws of the time. The discovery of a transit certificate datable within narrow limits now makes it possible to investigate the transit certificates of ancient times with reference to a concrete example.

- (3) Excavation Area 6ADF This survey was conducted in a long narrow area along the inside of the western wall of the palace to locate the position of the wall precisely. Traces were found of an old bed of the Akishino River prior to the building of the Nara Palace. Most of this river bed was filled in at the time the palace was built, but a long narrow depression of some depth remained. Wooden tablets were recovered from disposal pits in this depression along with the mouthpieces of a bellows, slag and other artifacts relating to iron-working. These tablets were badly decayed fragments and most were impossible to decipher, but several could be, including one inscribed with the names of various kinds of nails.
- (4) Excavation Area 6AAO This survey was of a supplementary nature, undertaken to the north of the Imperial domicile. The site is in the approximate center of the northern block outlying the Imperial domicile. Here were the facilities in which the officials close to the Emperor and the ladies of the court carried out their daily duties. Wooden tablets were recovered from a cluster of disposal pits in the eastern half of this area. The site of these disposal pits was the filled in moat of a tomb mound. Traces

of building here were few and except for a well most of it was vacant land. The most important tablet found here was a document bearing the date 729, the sixth year of Jinki 神亀, relating to the manufacture of metal door fittings. It records in detail the numbers, size and amount of iron used in the manufacture of six kinds of metal door fittings. Other tablets from this area include several documents giving the names of kinds of wood used in building, showing that work must have been going on in the palace area during the above period.

- (5) Excavation Area 6AAC-H This survey was carried out along the outside of the eastern outline of the Imperial domicile. Twenty-two meters east of the corridor of the outlying eastern quarter was a large north-south drain lined with rounded stones. Wooden tablets were found in this drain. The drain was 2.6 meters wide and 1.5 meters deep. The sides were lined with rounded stones about 30 cm. in diameter pilled up seven high. was the basic drainage ditch for the eastern palace area. This survey only investigated a small part of it. Accumulated soil in the drain could be distinguished into six layers. Wooden tablets were found in all layer. The top layer revealed tablets dated 783, the second year of Enryaku 延暦, which is toward the end of the Nara period, while the lowest layer near the bottom of the drain gave up tablets dating back to 729, the first year of Tenpyô 天 平, in the first half of the Nara period. We therefore consider that the drain was built during the early phase of construction of the Nara Palace, and that subsequently soil and sand were allowed to accumulate so that by the end of the Nara period it was in such condition that it no longer served the purpose of a sewer drain. Among the information given on the wooden tablets we find the name of the Imperial Household Ministry which was in charge of procuring supplies of goods for the Imperial domicile and names of government offices under it. We take this as showing that these offices were located near this drain.
- (6) Excavation Area 6AAC-V This survey was carried out in the north-eastern part of the palace area. Two wells were found close together. Of these, one was rectangular, being 5.15 meters east to west and 3 meters north to south and was completely enclosed in a building. The drains leading from the two wells both ran south and joined together. Water overflowed to the west of the drain, leaving a large depression. A large number of wooden tablets were excavated from this depression. The contents of the

tablets largely consist of orders and reports relating to the Sake-no-tsukasa 造酒司, the rice wine brewing department of the Imperial Household Ministry and of tallys to be attached to the rice paid to the government by the several provinces surrounding the Kinai 畿内, the central provinces. If we consider also that the aboverice was the chief ingredient of wine. mentioned wells were here and that large Sue ware wine jars were excavated from this area too, we must suppose that this is the site of the Sake-notsukasa. This is one of the few cases in the excavation of the Nare palace in which we can be sure of the location of a government office. among the contents of the wooden tablets are the large number concerning the Daijosai 大嘗祭, ceremony which was held after the accession of the Several tablets Emperor Shômu 聖武, in 724, the first year of Jinki 神亀. bear the date first year of Jinki when the ceremony was performed and others list the names of plants offered to the shrine on the first day of the ceremony.

This survey was carried out on (7) Excavation Area 6AAE, 6AAF the western side of the eastern extention of the Nara Palace. The purpose of the survey was, as stated before, to judge the possibilities that would be entailed by the construction of the proposed National By-pass Highway. In this area, wooden tablets were found sporadically in about 50 sites consisting of holes for the pillar posts of buildings, drains, wells and walls. ceptional cases 30 to 40 tablets were found at one site, but most sites held The most noteworthy were tablets recording matters only a few tablets. relating to the Nuidono 縫殿, an office that controlled women working in the Imperial domicile and the sewing of clothing for persons of high rank. There are documents that report the names of persons taking the night watch in the Nuidono to their superior officers and detailed documents reporting the amount of cloth used in the clothing worn by the Emperor and court aristocracy. The area also yielded the oldest dated wooden tablet found so far at the Nara Palace, a tally for tribute rice with the date 709, the second year of Wado 和銅. There are also documents listing the number of workers assigned to gather wood. Some were part of the laborers recruited two from each village from all over the nation for government work, others were slaves owned by the government. These documents show that some such persons had escaped even before beginning their work.

索引

	地	名数	字は木簡番号
左京小治町	1926	——蒲生郡阿伎里	1926
大倭国	2391	——犬上郡尼子郷	2216
大和国	2770	——坂田郡筑麻	2783
——添郡大野里	1928	上野国緑野郡小野郷	2781
山背国	2215	若狭国遠敷郡	2705, 2839
——泉	2074	遠敷郡遠敷郷	2201
河内国	2215	——遠敷郡小丹生郷	2835
——志紀郡少林郷	2278	——遠敷郡丹生里	1949
——志紀郡田井郷	2277	——遠敷郡佐分里	2591
和泉国和泉郡	2295	遠敷郡佐分郷	2592
伊賀国安拝郡服織郷 2	2267, 2268	——遠敷郡佐文郷	2819
——伊賀郡長田郷新木里	2279	——遠敷郡木津	1950, 2801
伊勢国桑名郡熊口	2276	——遠敷郡青郷	1948, 2283
——鈴鹿郡鈴鹿郷	2302	——三方郡	2825
——飯野郡黒田	2289	——三方郡能登郷 281	8, 2823, 2824
志摩国志摩郡伊雑郷口理里	2248	——三方郡乃止郷	2822
——英虞郡船越郷	2776	——三方郡竹田里	2665
尾張国	2154	越前国足羽郡野田郷	2774
——中島郡石作郷	2251	——大野郡	2079
——山田郡山口郷	2254	——坂井郡	2281, 2741
——智多郡英比郷 2	2188, 2189	——坂井郡荒墓郷	2190
参河国飽臣郡寸口里	2704	——坂井郡荒伯郷	2191
——額田郡新木	2192	——江沼郡忌浪郷	2076
——渥美郡幡太郷	2194	能登国能登郡	2537
駿河国安倍郡	2538	——能登郡八田郷	2280
伊豆国那賀郡射鷲郷	2247	——能登郡鹿島郷	2817
安房国朝夷郡健田郷仲村里	2246	越中国羽咋郡都知郷	2195
上総国阿幡郡	2290	丹波国桑田郡川人郷	2272
——周准郡	2546	——氷上郡井原郷上里	, 2255
常陸国那賀郡酒烈埼	2740	——何鹿郡高津郷	2182
近江国	2799	丹後国	2744

——与謝郡宮津郷	2556	——安諦郡英多郷	2209
	2256	安諦郡幡陁郷	2211
——竹野郡鳥取郷	2205	——日高郡	2193
——竹野郡芋野郷	2258	——日高郡財部郷	2210
——竹野郡舟木郷	2257	——无漏郡	2284, 2285
	59, 2260	淡路国三原郡阿麻郷	2176
但馬国養父郡老左郷	2715	阿波国	2077
——七美郡射添郷	2187	——板野郡	2808
因幡国	2751	那賀郡山代	2717
伯耆国河村郡笏賀郷	2748	——那賀郡和射	2183
出雲国	2836	讃岐国大内郡入野郷	2816
石見国	2690	——三木郡池辺	2590
隠岐国知夫郡口口郷安吉里	2249	——那珂郡	2185
——周吉郡奄可郷	2291	伊予国周敷郡	2742
播磨国	2388	筑後国生葉郡	2287, 2288
——明石郡藤江里	2749	豊後国速水郡	2212
赤穂郡	2296	大野郡	2743
——赤穂郡大原	2261	加毛郡柞原郷阿斐里	2265
——佐用郡	2080	山田郡	2253
——佐用郡柏原郷	2184	川上郷	2271
——宍粟郡柏野里	1955	河原郷	2089
美作国勝田郡塩湯郷	2186	栗栖郷	2305
——勝田郡豊国	2262	車持郷	2213
備前国	2282	佐治郷	2199
——邑久郡	2197	佐波郷	2203
——邑久郡尾奴郷 2206,220	7, 2208	島郷	2827
——邑久郡尾張郷大村里	2752	玉作郷	1956
——赤坂郡楢口郷	2078	両村郷	2252
——児島郡小豆郷	2177	八弁郷	2264
——上道郡	2834	川原里	2782
備後国	2297	清水里	2551
——御調郡諫山里	2263	周岐里	2081
周防国熊毛郡	2202	須佐里	2200
——吉敷郡	2198	名張里	2250
長門国	2294	泉	2785
紀伊国那賀郡荒河郷賀美里	2266	沙山	2082
——海部郡可太郷	2707	菅原	2843

人 名

證直在在	2776	——伊久佐口	2609
県志己等理	2719	——宿祢	2494, 2570
阿伎勝足石	1926	大伴部 氏口	2776
安曇田主	1943	——小咋	2248
阿刀田人	1945	大原蓑万呂	2739
海部	2081	大傅部君麻呂	2269
宇麻呂	2704	大口忍口	2636
惠得	2249	岡田王	2102
——小浜	2707	刑部	2581
——宅虫	2707	夜恵	2260
——□麻呂	2823	小田	1990
粟田	2822	小長谷千山	2569
荒人	2824	小長谷部男足	2192
公麻呂	2818, 2824	小治	2018
粟田部椋守	2822	小治田	2117
猪甘部君口	2199	尾治都留伎	1926
伊香	2709	尾治部加之居	2752
石上	2238	麻続真手	2109
石部道口長	2279	小宅美口人	1946
壱師黒麻□	2693	笠 阿曽弥安	1926
伊刀古麻呂	1926	望口	2026
為奈真口	2571	膳 臣	1949
犬甘名事	2234	——持万呂	2726
五百木部己口	1928	春日	1991
有度部□麻呂	2782	語部 広麻呂	2715
釆女子君	2726	——身	2255
釆女部古与曽	2258	上毛野智恵	2621
占部黒万呂	2109	上野豊浜	2843
恵師東人	1984	鴨家長	2729
江野靺鞨	2726	辛人	2219
大私名法	2568	紀巨	2551
凡直	2194	私	2635
大田	2593	私部 志	2106
大伴	2572	——真鳥	2246
——直石	2706	黄文五百相	2665

日下部	2334	鳥部村国	2774
——真月	2726	長車足島	2237
——□島	2816	中臣広成	2750
	2221	新家虫□	2544
桑原知島	2237	贄土師佐美万呂	2094
子部	2611	錦部	2739
——毛人	2681	——稲公	2721
坂上	2040, 2540	——若成	2669
酒部枚夫	2253	額田部	2723
桜島時島	2749	男竜	2762
雀部麻呂	2726		1953
实人部大万 呂	2247	——羊	1953
湯万呂	2247	土師	1995
島身	2722	——宿祢	2494
菅生広家	2716	——土万呂	1991
宗我部浄虫女	2598	土部	1973
高宮	2041	一古口	2256
——五百島	2237	間人連	2163
高安	2583	大部奈足未呂	2237
高市広野	2663	長谷部造釆麻呂	2712
丹比	1945	秦	2022, 2590
——連道万呂	2742	——忌寸諸人	2593
丹比部百島	2200	——酒虫	2261
田辺県万呂	2728	——田万呂	2196
田部 小口	2846	——広足	2191
——国守	2568	波多足口	2094
——咋未呂	2237	秦人猪手	2077
——正月	2656	——足口	2407
——□人	2845	服部東口	2276
玉作	1956	針杲安	2237
民 忌寸黒万呂	2587	春部	2361, 2597
——酒人	2237	文 広長	2726
丹波	2633, 2635	-==	2731
——直口手	2256	舟木	2106
角口川	2774	日置 薬	2234
利波	2403	——造金口	2237
伴広万呂	2690	——造百	2552
鳥	2157	益田	2620

——連人主	2622	——少鎌	2234
三島口足	2726		2795
道公島守	2592	和尔部	2189
壬生	2513	丸部 臣真国	2201
	2801	一一君	1985
壬生部石麻呂	2293		2192
生部 島人	2681	口首島石	2380
──須□	2257	コ君山中	2089
	2721	二師田万呂	2582
三宅	2635	コ原宿麻呂	2111
——大人	2591	二 久牛万呂	2179
三家人 阿都目	2592	二部石持	2845
——石万呂	2819	コ部上枝	2731
——石口	1952	□ 部乙足	2583
——衣万呂	2819	口部連百鳴	2184
——勝万呂	1952	コ本佐留	2820
——波泉	2835	口連阿須鳥	2430
——日口人	1951	コ連小人	2177
──□麻呂	2818	秋島女	2346
神 直口	2292	阿治麻佐女	2348
神人丈万呂	2259	飯万呂	2843
神部果安	2845	五百島	2843
物部 海上	2109	稲敷	2421
——足人	2554	稲足	2811
——鳥麻呂	2781	稲人	2843
——□山	2216	否万呂	2843
守人連	1927	犬万呂	2843
矢田部 祢麻呂	2178	馬養	2784
——宫足	2289	老万呂	2141
山老万呂	2728	大野	2766, 2831
山田豊貞	2728	大宅	2245
山部子人	1955	大宅女	1926
山辺	2127, 2300	少咋	2843
弓削	1985	小足	2076, 2207, 2776
若倭部 息島	2817	男万呂	2843
小島	2817	少巻女	2352
若湯坐	2820	小麻口	2345
——国依	2726	小満女	2344

小満口	2347	長少女	2775
少女	2775	土万呂	1979
伎万呂	1996	人上	2726
貴口師	2799	人足	2544, 2653
国島	2795	人成	2099
栗男	2099	人主	2690
黒金	2843	広川	2798
子石	2099	広足女	2342
狡家万呂	2218	広椅女	2349
子祖父	2099	広万呂	2845
古万呂	2819	古安	2191
在々女	2351, 2794	真木	2099
真虫	2128	牧手女	2099
真女	2798	真公	2681
色夫知	2250	真床	2681
宿奈麻呂	2074	益万呂	2099
宿祢	2733	真人	2089
袖女	2341	麻呂・万呂	2361, 2842, 2843
手豆支女	2350	道足	2720
辰万呂	1988	三富女	2339
多祢	2094	虫万呂・虫麻呂	2811, 2820
足島	2083	毛美良女	2340
刀佩	2843	百依女	2338
殿万呂	2843	家女	2347, 2354
供麻呂	2775	安万呂	2568
豊麻呂	2193	米女	2353
鳥万呂	2800	若島	2242

官 職

官	司		造酒司	2234, 2236, 2393
太政官		2105, 2649	釆女司	2095
中務省		2494	後宮	2105
監物		2235, 2245	水司	2096
民部省		2094	縫殿	2598, 2698, 2722, 2723
大蔵省		2637	豎子所	2099
宮内省		2094, 2096, 2162	寮	2137
木工筹	Ę	2097	関司	1926

諸司	1967, 2640	長	2234
		五十長	2613
職		火長	2723
大臣	2337	領	2621
少丞	1990	命婦	2123
大録	1944, 1981	宮人	2842
少録	1981, 2049	女孺	2757, 2798
正	2370	婢長	2775
佑	2370	主帳	2704
主典	2661	里長	1926
典膳	2174	村長	2715
省掌	2637		
史生	1943, 1946, 2235	位 階	
史生 蔵部	1943, 1946, 2235 1943, 1946	位階 二位	2495
			2495 2240
蔵部	1943, 1946	二位	
蔵部 長官	1943, 1946 2634	二位 三位	2240
蔵部 長官 別当	1943, 1946 2634 2634	二位 三位 四位	2240 2122, 2276 2122, 2160, 2276 2131, 2157
蔵部 長官 別当 内舎人	1943, 1946 2634 2634 2843	二位 三位 四位 五位	2240 2122, 2276 2122, 2160, 2276
蔵部 長官 別当 内舎人 宮舎人	1943, 1946 2634 2634 2843 2719	二位 三位 四位 五位 六位	2240 2122, 2276 2122, 2160, 2276 2131, 2157
蔵部 長官 別当 内舎人 宮舎人 舎人	1943, 1946 2634 2634 2843 2719 1943, 2022	二位 三位 四位 五位 六位 七位	2240 2122, 2276 2122, 2160, 2276 2131, 2157 2158, 2570 2396, 2410, 2500 1926, 2399, 2552
蔵部 長官 別当 内舎人 宮舎人 舎人 合生師	1943, 1946 2634 2634 2843 2719 1943, 2022 2728	二位 三位 四位 五位 六位 七位 八位	2240 2122, 2276 2122, 2160, 2276 2131, 2157 2158, 2570 2396, 2410, 2500

物品名

	穀物類				白米	2078, 2263, 2742, 2774, 2816
米	1928, 1955	5, 2186, 2236,	2254		糯米	2196
	2270, 2273	3, 2306, 2373,	2619		余米	2325, 2326, 2327
	2636, 2749	9, 2775		稗		2642
	赤春(搗)米	2255, 2258,	2272	豆		2663
	赤米 2255	3, 2261, 2269,	2271		小豆	2663
	2304	1, 2308, 2715			澡豆	2663
	黒米		2752		大豆	2741
	酒米 2236, 225	1, 2252, 2266,	2301	麦		2121
	春米	2262,	2275		小麦	2182
	春御酒米		2264			
	春糯米		2704		水産物	勿

鮎・年魚 押年魚 2780	善 2785
鮨鮎 2803	粥 2729
煮塩鮎(年魚) 2287, 2288, 2804	甘子 2538
鰒・鮑 2246	腊 鹿腊 2781
鰒耳放 2290	伊和志腊 2283
玉貫鮑 2796	菜 2613, 2663, 2759
烏賊 2556	酒 2100, 2235, 2239, 2241, 2316
貽貝 1948, 2286	2317, 2320, 2322, 2417, 2425
熬海鼠・熬鼠 2776, 2817	2435, 2453, 2460, 2461, 2462
伊和志 2283	2463, 2465, 2466, 2475, 2510
魚 2148, 2735	2522, 2534, 2626, 2635, 2763
雑魚 2759	2764, 2821
堅魚 2178	難酒 2277
麁堅魚 2247	清酒 2278, 2318, 2319, 2321
鯖 2716	白酒 2316
塩 1949, 1952, 1953, 2176	鹿 2781
2185, 2188, 2193, 2551	醬 2206, 2207, 2208, 2783
2592, 2663, 2818, 2819	酢 2096, 2323, 2390, 2464, 2751
2 822, 2823, 2824, 2835	鮓・鮨 2286, 2803
海細螺 2282	芹 2648
鯛 礒鯛 2285	楚割 2786
少辛螺 少辛螺頭打 2284	水菍 2637
鮒 2815	茄 2120
海松 2776	煮塩 2287, 2288, 2804
海藻 2081, 2183, 2248, 2249, 2299	
若海藻 2740	繊維製品
酢海藻 2751	相 2215
紫菜 2836	麻 2341, 2343
	絁 2725, 2799
その他の食品	衣 2017, 2120, 2149
羹 2830	御衣 2799
飯 1943, 2099, 2123, 2124, 2709	汗衫 汗衫御衣 2799
2727, 2729, 2766, 2795	浄服 2766
白飯 2777	袴 1971
櫟 2335	御袴 2799
瓜 2120, 2812	赤祢利御袴 2799
槽•滓 韲糟 2626	下御袴 2799
古涬 2324	布 2608

	Went With - Ac-		2729	± M = #		2243
) 111 *	御洗布		2829	袁等売草		2057
裳	東裳	8951 8959		斧		
裙	赤裙	2351, 2353,		塥	,	1948
裓	紅裓	10.46.0000	2627	籠		2737
綿	15 1 24	1946, 2030,		柏干柏		2630
	越白綿		2664	片坏		2626
				片盤		2626
	建築資材			葛 真前葛		2243
挙針	_		2083	瓶		2333
天星	Ē		2651	瓺	2330, 2331	
位			2083	蘗	2732	, 2764
鐶			2083	切机		2582
釘		2015, 2020, 2061,		櫛		2791
	(後)打合釒	J 1936,		雲形		1937
	平釘		2060	毛蓆		2337
	平目釘		1939	薦		2582
桁			2074	簣		1961
	端桁		2639	炭		2806
材		2074, 2082,	2507	銭	2079	, 2080
	杭材		2843	功銭		2691
尻ѯ	医		2083	借請銭		2765
牒			2083	薪	1980	, 2843
博	虱		2639	俵	2190, 2196	, 2267
飛到	炎宇助		2020		2268, 2289, 2742	, 2745
飛到			2015	鉄	2083	, 2834
檜	支		2654	縄		2555
辺(寸		2075	莒		2017
棉	呂		2639	檜		2243
				缶	2277	, 2278
	雑			蓑		2017
扇			2618			
			雑	件		
			71- 1-1-			
	ID IM			1 224	7 2248 2240 2200	2551

租 税 2199

庸

調

2077, 2079, 2080, 2081, 2176 2177, 2178, 2185, 2193, 2246 2247, 2248, 2249, 2290, 2551 2664, 2665, 2707, 2756, 2801 2817, 2818, 2823, 2824, 2834 2835

御調	1949, 1953, 2776, 2786	四年	2537
	2819, 2822	十八年	1951, 1953
贄 大贄	2748	十九年	2749, 2839
御贄	1948, 2282, 2283, 2284	十口年	2189
	2285, 2286, 2751, 2783	天平勝宝	1998
御調贄	2786	二年	1950, 2180, 2591, 2801
中男作物	2183, 2202, 2203, 2781	七歳	2224, 2715
交易	2082, 2182, 2836	八歳	2247, 2719, 2843
		天平宝字	2194, 2211, 2770
文書形式		三年	2817
案	2119	四年	2181, 2192
口勅	2492	五年	2176, 2210
解	1926, 2096, 2097, 2112	天平神護	2805
	2139, 2236, 2579, 2599	二年	2679
	2640, 2663	神護景雲三年	2707
啓	2235, 2239	四年	2819
請	1943, 1947, 2137, 2242	宝亀元年	2538
	2594, 2633, 2636, 2658	延暦元年	2209
	2729, 2759, 2806, 2811	二年	2119
状	1927	延口六年	2374
宣	2123	□亀六年	2754
符	2234, 2393, 2775	元年	2135, 2314
返抄	2103	二年	1947, 2640, 2690
召	2018, 2094	五年 2204	, 2207, 2208, 2784, 2816
		七年	2249
年 号	0.70 /		
和銅二年	2704	殿舎等	
霊亀	2294	泉園	2785
二年	2288	大臣家	2337
三年	2287	大殿	2241
養老二年	2248	東大殿	2333
六年	2246	大宮 大宮	2100
神亀元年	2328, 2332	北口所	2083
二年	2292	倉	2116
五年	2081	厨	2758
六年	2083	悔過所	2663
天平元年	2079, 2080, 2178	御殿	2564
二年	2198	酒殿	2633

山房	2599	食口	2598
倉園	2334	白丸	2217
高田寺	1932	准	2083, 2115, 2121, 2700, 2732
田村	2589, 2826	~=	2751, 2794
常宮	1947	進出	2055
堂坊	2667	進上	2074, 2082, 2215, 2244, 2284
東島武在	所 2142	~	2285, 2394, 2620, 2734, 2795
政所	2625		2812
		親王	2240
雑		僧	2663, 2806
直	2120	田作人	1926
飯運	2099	単功	2691
馬	1926	長上	2718
御母	2798	使	1945, 2378, 2633, 2795
廝	1979, 1980, 1985	盗・強盗	ž 2110, 2121
蟷蜋	2698	逃・逃亡	2099, 2843
建侶	2253	直	2234
戸	1926, 1952, 1953, 2191, 2193	宿人	2723
	2216, 2246, 2281, 2592, 2707	捉人	1927
	2742, 2774, 2781, 2800, 2817	人給	2492
	2822, 2831	奴	2099, 2843
口	2247	買奴	2726
戸口	2176, 2177, 2192, 2204, 2227	年料	2206, 2207
	2634, 2818, 2819, 2824	番日	2234
戸主	1951, 1952, 1953, 1956, 1995	番上	2814
	2076, 2159, 2176, 2192, 2194	婢	2099
	2209, 2216, 2219, 2247, 2248	夫・人き	1949, 2108, 2121
	2551, 2592, 2707, 2717, 2742	封	2726
	2749, 2774, 2776, 2781, 2808	本土	2359
	2817, 2818, 2822, 2823, 2824	祭大風	安 祭 2241
	2831	官春祭	注 2105
五戸	2255, 2 292	後宮祭	
五十戸	2798	水汲	2237, 2238
五保	2261	宮鵜	1944
貢上	2538	木工	2691
雇女	2621	物守	2625
堺打	1937	門籍	2773
仕丁	2652, 2662, 2678, 2736	立丁	1980, 1985

良	2843	浪人•浮浪人	2665, 2834
今良	2708	論語	2593
粮	2121		

印刷者	発 集 兼	所版有権	奈良国立文化財研究所史料第八冊平城宮木簡二 解説	昭和五十年一月二十五日 発行昭和五十年一月 十 五 日 印刷
有限会社 真 陽 社京都市下京区油小路通綾小路下ル	奈良国立文化財研究所	奈良国立文化財研究所	史料第八冊	

